

あさぎり町 第7期障がい福祉計画及び 第3期障がい児福祉計画



令和6年3月

熊本県 あさぎり町

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景・目的	1
2 近年の国の動向等	2
3 計画の位置付け	5
4 計画策定の体制	6
5 計画期間	7
第2章 あさぎり町の現状について	8
1 総人口の推移	8
2 手帳所持者の状況	9
3 障がい児の状況	15
4 福祉に関するアンケート調査結果	17
第3章 前期計画の実施状況	43
1 成果目標の評価	43
2 障害福祉サービス等の利用状況	52
3 地域生活支援事業の利用実績	55
4 アンケート調査結果及び課題まとめ	60
第4章 基本的理念等	63
1 基本理念	63
2 取組の方向性	64
3 障害福祉サービス等の体系	66
第5章 成果目標の設定	67
成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	67
成果目標2 地域生活支援の充実	68
成果目標3 福祉施設から一般就労への移行等	69
成果目標4 障がい児支援の提供体制の整備等	70
成果目標5 相談支援体制の充実・強化等	71
成果目標6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	71
第6章 サービスの見込量と確保方策	72
1 障害福祉サービスの見込量と確保方策	72
2 障がい児支援	84
3 発達障がい者等に対する支援	87

4	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	88
5	相談支援体制の充実・強化のための取組	90
6	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	92
7	地域生活支援事業	93
 第7章 自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等		103
1	障がい者等に対する虐待の防止	103
2	障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進	103
3	障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進	104
4	障がいを理由とする差別の解消の推進	104
5	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実	104
 第8章 計画の推進体制		105
1	計画の推進体制	105
2	PDCA サイクルによる評価と計画の見直し	105
 資料編		107
1	あさぎり町保健福祉総合計画（障がい者計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画）策定委員名簿	107
2	策定の経緯	108
3	用語解説	109

■「障がい」の表記について

本計画では、法令や条例等の名称及びそれらの中で特定のものをさす用語、組織、関係団体、関係施設などの名称を除き、「害」を「がい」と表記することとします。

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景・目的

国においては、平成18年12月に障害者権利条約が国連で採択されて以降、平成23年の「障害者基本法」の改正、平成24年の「障害者虐待防止法」の施行など、条約の批准に向けた様々な法整備が進められてきました。

また、平成28年に改正された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」とする）及び「児童福祉法」のほか、令和3年に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、障がい者が自ら望む地域生活への支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応に向けた取組等が行われてきました。令和3年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」とする）が改正され、事業者に対する合理的配慮の提供の義務付けや、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化等が規定されました。令和4年には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、令和6年度以降、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援センターの役割・機能の強化などが行われる予定となっています。

本町においては、令和2年3月に「障がいのある人もない人も共に生きていく社会」を基本理念に掲げた「あさぎり町障がい者計画（令和2年度～令和6年度）」を策定し、様々な障がい者施策を推進してきました。また、令和3年3月には、「障害者自立支援法」の施行など社会福祉制度の改革や多様化する障がい者や家族等のニーズに対応するため、「あさぎり町第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定し、障がいの有無に関わらず全ての住民がいきいきと共に暮らすことができるよう取組を進めてきました。

この度、「あさぎり町第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」が令和5年度をもって計画期間を終了することから、これまでの施策の実施状況や障がいのある人を取り巻く環境の変化等を考慮しながら、障がいのある人やその家族等のニーズに即した障がい福祉施策を更に総合的・計画的に推進していくため、新たな「あさぎり町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」を策定します。

2 近年の国の動向等

(1) 近年の国の動向

平成30年4月以降の国の主な動向は以下のとおりです。

平成30年6月	障害者文化芸術推進法の制定
令和元年6月	読書バリアフリー法の制定
令和2年4月	障害者雇用促進法の改正
6月	バリアフリー法の改正
12月	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の制定
令和3年6月	障害者差別解消法の改正
9月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行
令和4年5月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定
6月	児童福祉法の改正
6月	障害者総合支援法の改正
令和5年3月	障害者基本計画（第5次）の策定

(2) 障害者基本計画（第5次）の概要

国の障害者基本計画（第5次）の概要は以下のとおりです。

【基本理念】

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

【基本原則】

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

【各分野に共通する横断的視点】

「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「共生社会の実現に資する取組の推進」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進」、「PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」

【各論の主な内容（11の分野）】

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

(3) 障害福祉計画・障害児福祉計画に係る国の基本指針

国から示された第7期障害福祉計画等に係る基本指針の概要及び見直しの主な事項は以下のとおりです。

【基本指針について】

- 「基本指針」(大臣告示)は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。計画期間は令和6年4月～令和9年3月

【基本指針の構成】

- 第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
 - 一 基本的理念
 - 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
 - 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
 - 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)
 - 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
 - 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - 三 地域生活支援の充実
 - 四 福祉施設から一般就労への移行等
 - 五 障害児支援の提供体制の整備等
 - 六 相談支援体制の充実・強化等
 - 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 第三 計画の作成に関する事項
 - 一 計画の作成に関する基本的事項
 - 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
 - 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
 - 四 その他
- 第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等
 - 一 障害者等に対する虐待の防止
 - 二 意思決定支援の促進
 - 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
 - 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - 五 障害を理由とする差別の解消の推進
 - 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

(4) 第6期熊本県障がい者計画の概要

熊本県においては令和3年3月に第6期熊本県障がい者計画が策定されています。概要は以下のとおりです。

【目指す姿】

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現

【基本理念】

- 1 障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会
- 2 自らの選択・決定・参画の実現
- 3 安心していきいきと生活できる環境づくり

【重点化の視点】

- 1 県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組
- 2 地域で安心して生活できるための支援
- 3 家族等に対する支援
- 4 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- 5 災害対策や感染症対策の充実による安全・安心の確保

【分野別施策】

- 1 地域生活支援
- 2 保健・医療
- 3 教育、文化芸術活動・スポーツ
- 4 雇用・就業、経済的自立の支援
- 5 情報アクセシビリティ
- 6 安全・安心
- 7 生活環境
- 8 差別の解消及び権利擁護の推進

3 計画の位置付け

(1) 本計画の位置付け

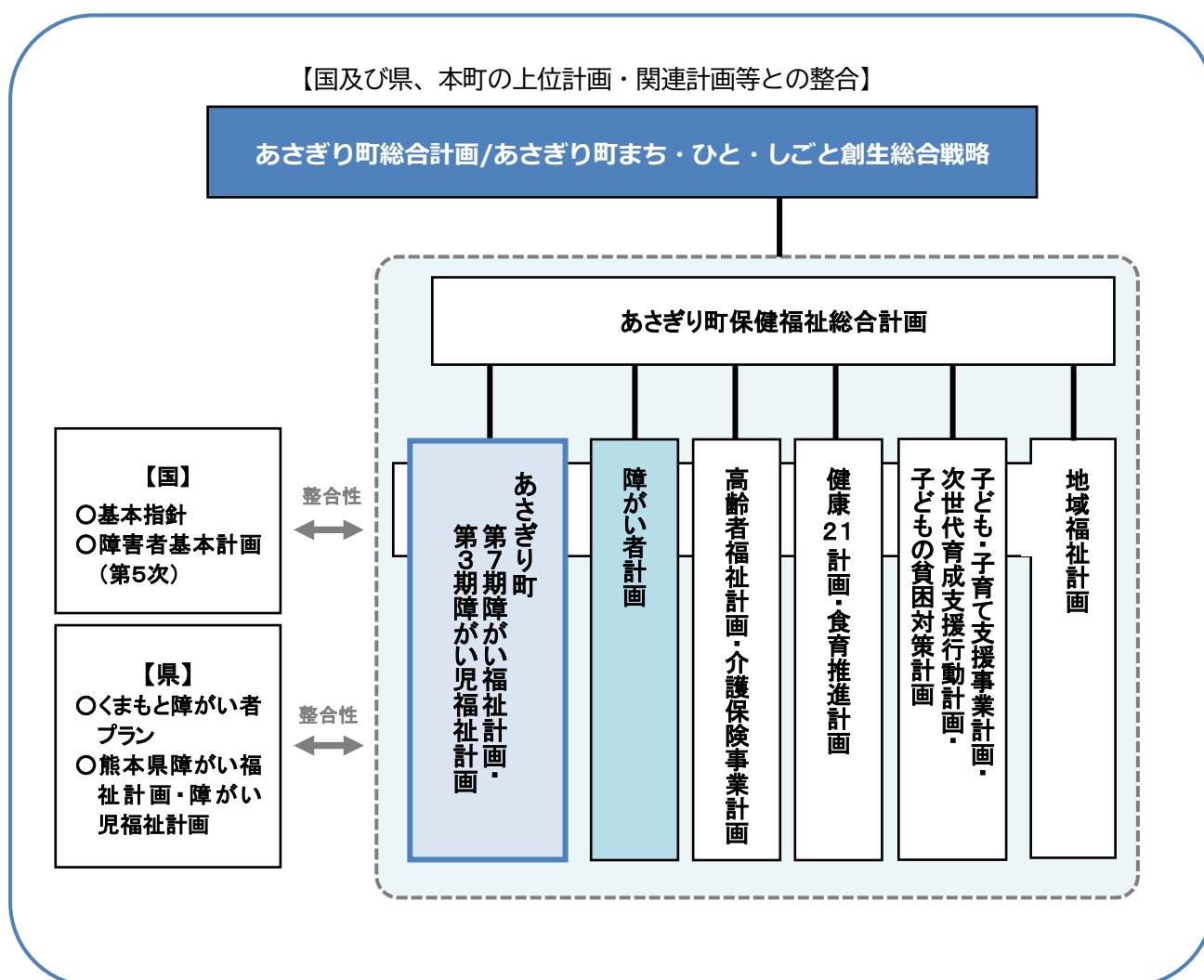
「あさぎり町第7期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」として、本町における障害福祉サービスの提供に関する具体的な数値目標などを定める計画です。

また、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定める、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障がい児福祉計画」を包含して策定します。

(2) 関連計画等との関係

計画の策定に当たっては、国の基本指針を踏まえるとともに、熊本県の「熊本県障がい福祉計画・障がい児福祉計画」との整合を図ります。

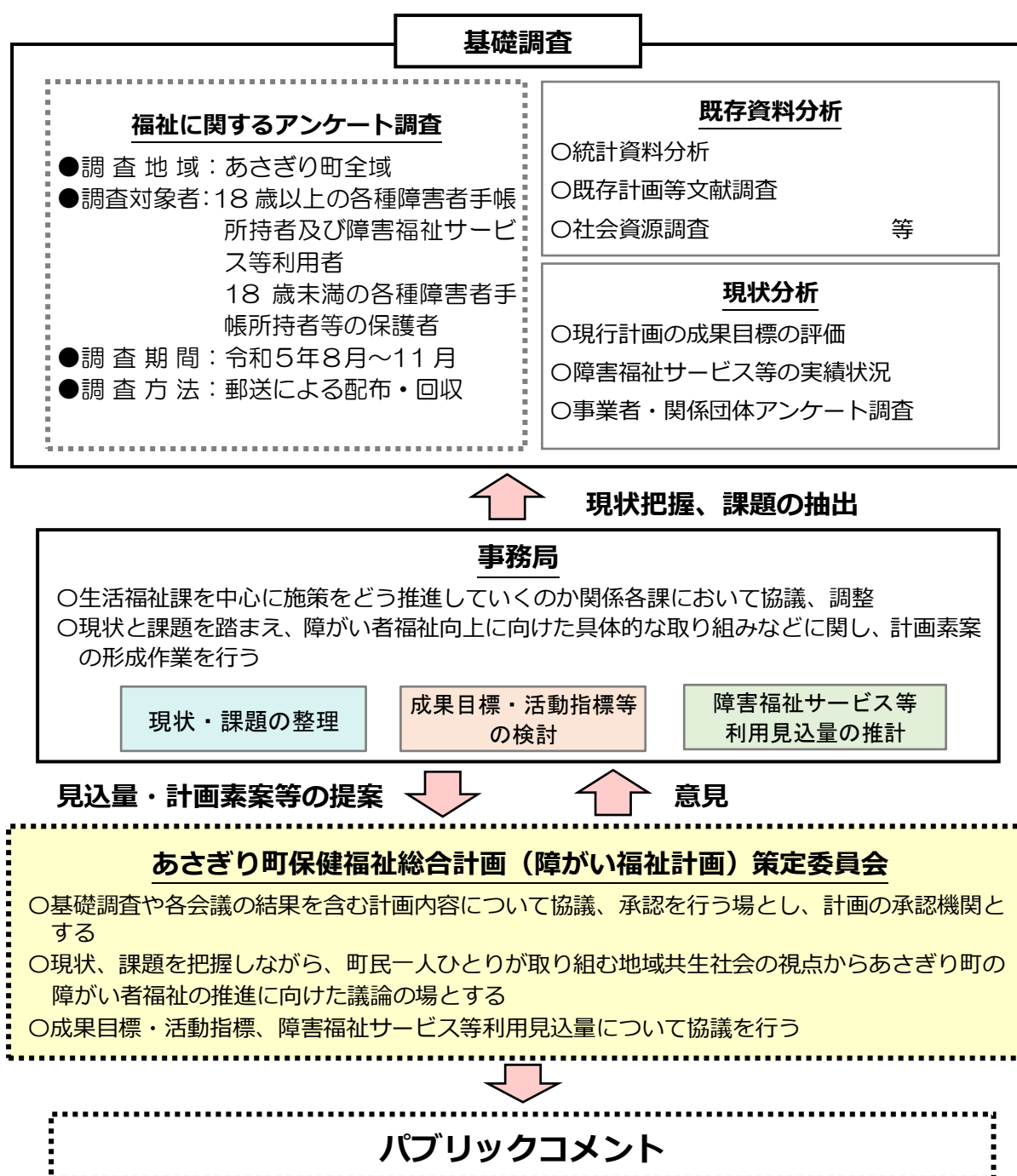
また、「あさぎり町総合計画」、「あさぎり町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「あさぎり町保健福祉総合計画」（「地域福祉計画」、「障がい者計画」、「子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援行動計画・子どもの貧困対策計画」、「健康21計画・食育推進計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」）等の関連計画と調和を図り策定します。



4 計画策定の体制

「市町村障がい福祉計画」等の策定にあたっては、国の示す基本指針において、計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするために、サービスを利用する障がい者等をはじめ、事業者、保健、児童福祉などの幅広い関係者の意見を反映することが必要であり、こうした幅広い分野の関係者から構成される「障害福祉計画等作成委員会」などを設けてもよいとされています。本町では、「あさぎり町保健福祉総合計画（障がい福祉計画）策定委員会」が「障害福祉計画等作成委員会」の役割を担うものとして位置づけ、本計画素案の検討、審議を行いました。

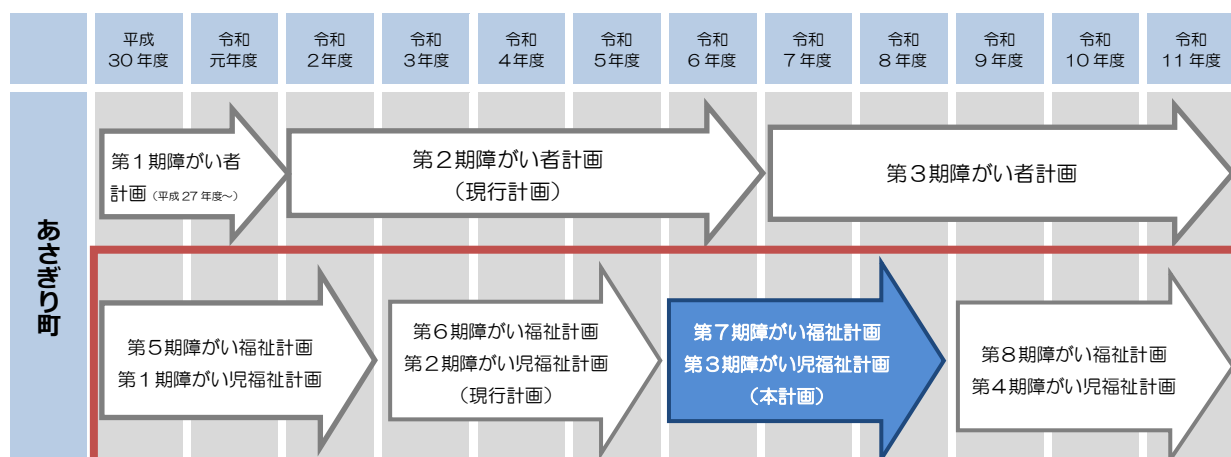
また、計画策定の基礎資料とすることを目的に、障がい者手帳を所持する方などを対象に「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。



5 計画期間

「あさぎり町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、障がい者（児）のニーズや障がい福祉を取り巻く環境、社会情勢の急激な変化等により、計画の見直しが必要と考えられる場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。



第2章 あさぎり町の現状について

1 総人口の推移

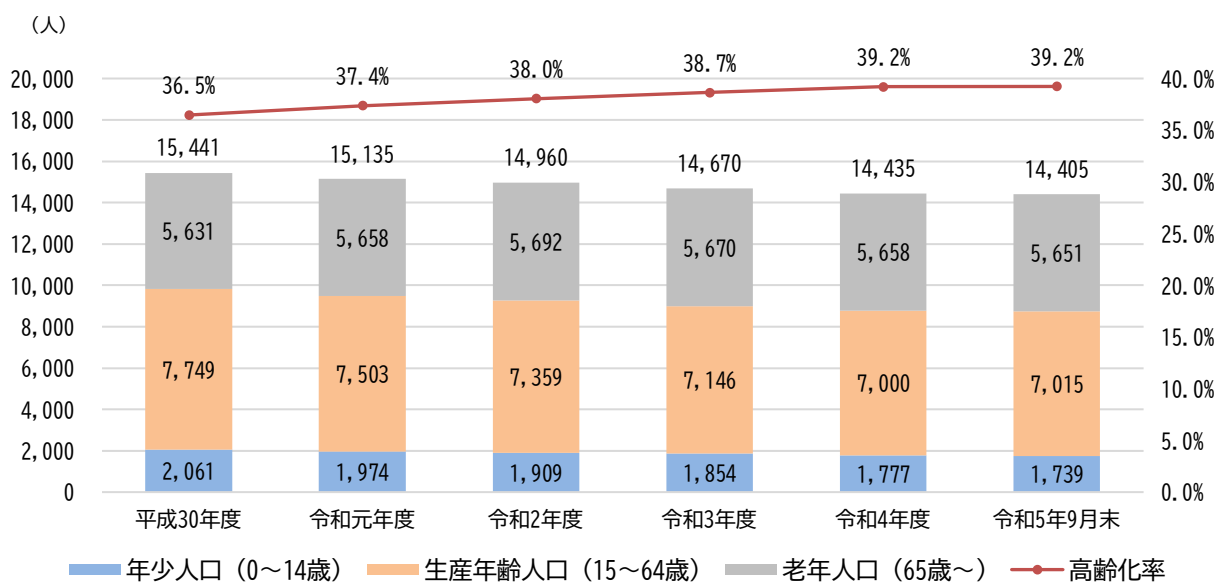
本町の総人口は、令和5年9月末現在で 14,405 人と減少傾向にあり、65 歳以上の高齢者人口は 5,651 人、総人口に占める割合は 39.2%となっています。

年齢3区分別でみると、老年人口は同水準で推移しており、年少人口、生産年齢人口は減少傾向となっています。

【人口の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年 9月末
年少人口（0～14歳）	2,061	1,974	1,909	1,854	1,777	1,739
生産年齢人口（15～64歳）	7,749	7,503	7,359	7,146	7,000	7,015
老年人口（65歳～）	5,631	5,658	5,692	5,670	5,658	5,651
総人口	15,441	15,135	14,960	14,670	14,435	14,405
高齢化率	36.5%	37.4%	38.0%	38.7%	39.2%	39.2%

【年齢3区分における人口の推移】



※資料：町民課（各年度末現在）

2 手帳所持者の状況

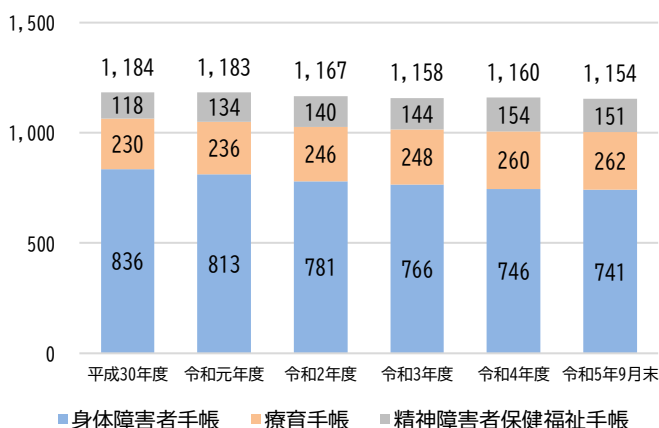
(1) 障害者手帳所持者及び総人口に占める手帳所持者割合の推移

障害者手帳所持者の総数は、令和5年9月末現在で1,154人と、平成30年度の1,184人と比較して30人減少しています。

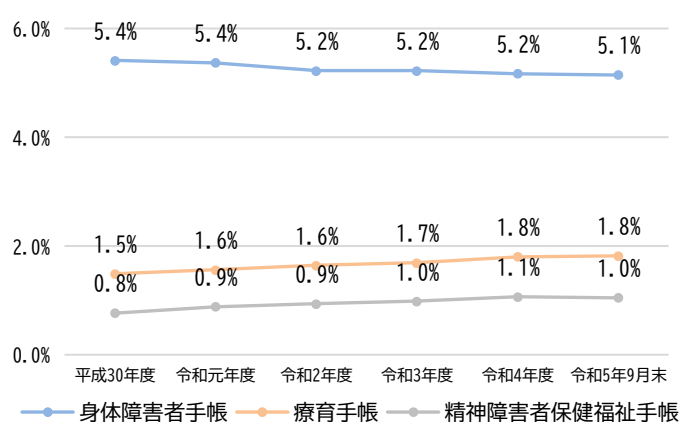
手帳種別でみると、身体障害者手帳が741人、療育手帳が262人、精神障害者保健福祉手帳が151人となっています。

総人口に占める手帳所持者の割合でみると、令和5年9月末現在では、身体障害者手帳が5.1%、療育手帳が1.8%、精神障害者保健福祉手帳が1.0%となっています。

【障害者手帳所持者の推移】



【総人口に占める手帳所持者割合の推移】



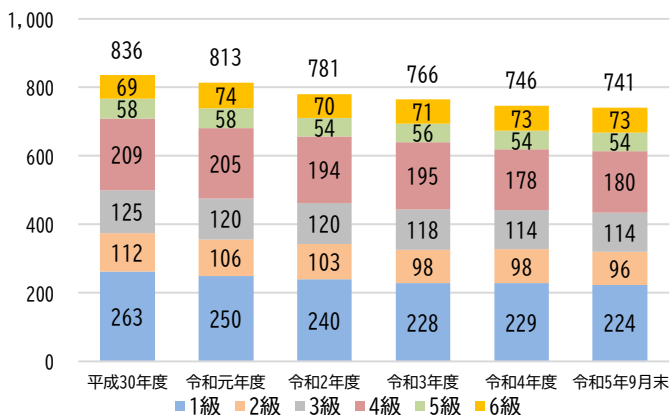
※資料：生活福祉課（各年度末現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

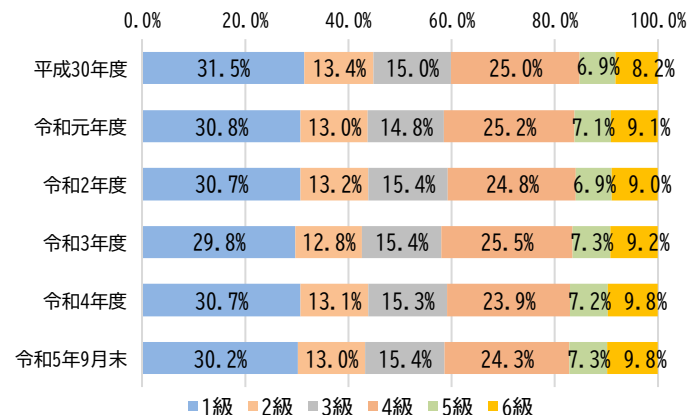
① 等級別の推移

令和5年9月末現在の身体障害者手帳所持者は741人と、平成30年度の836人と比較して95人減少しています。令和5年9月末現在の身体障害者手帳所持者を等級別割合でみると、1級が30.2%と最も高く、次いで4級が24.3%、3級が15.4%となっています。

【等級別の推移】



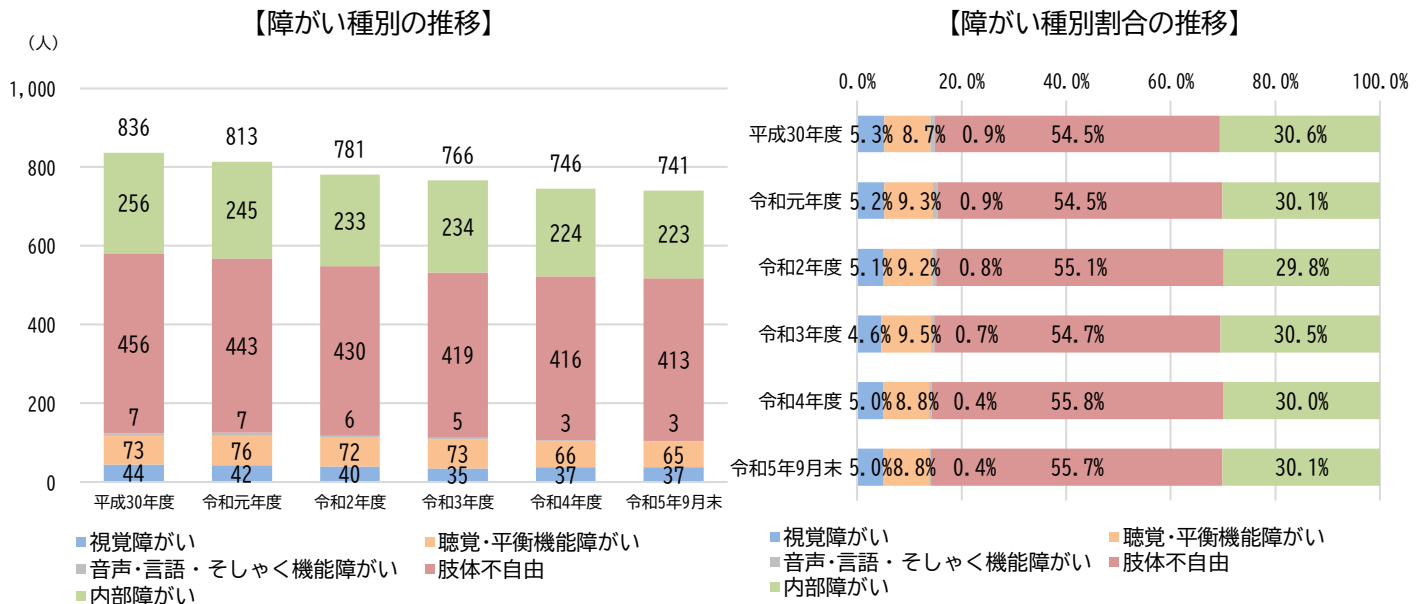
【等級別割合の推移】



※資料：生活福祉課（各年度末現在）

②障がい種別の推移

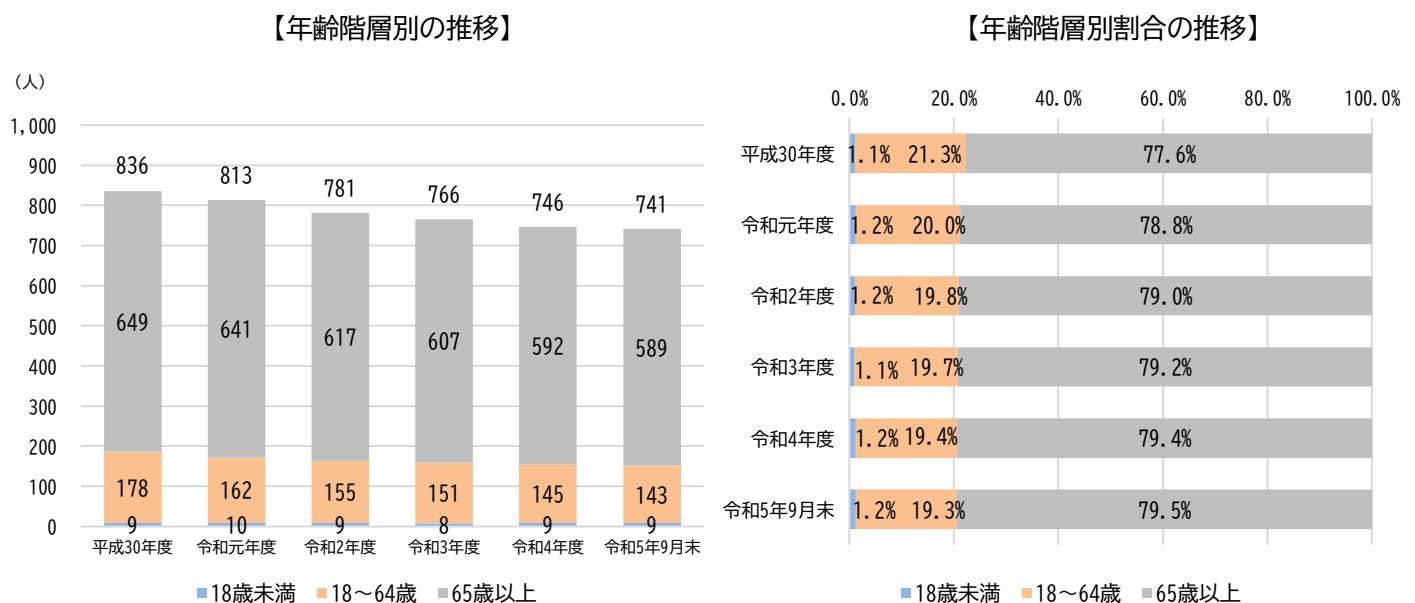
令和5年9月末現在の身体障害者手帳所持者を障がい種別割合でみると、「肢体不自由」が55.7%と最も高く、次いで「内部障がい」が30.1%、「聴覚・平衡機能障がい」が8.8%となっています。



※資料：生活福祉課（各年度末現在）

③年齢階層別の推移

令和5年9月末現在の身体障害者手帳所持者は、741人と年々減少傾向となっています。年齢階層別割合でみると、18歳未満が1.2%、18～64歳が19.3%、65歳以上が79.5%となっています。



※資料：生活福祉課（各年度末現在）

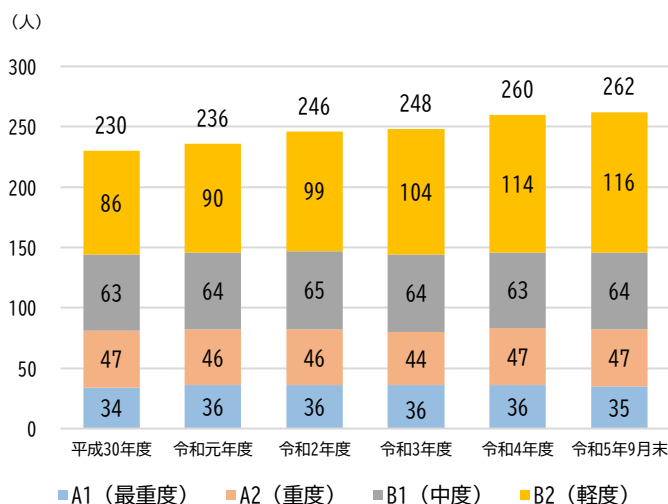
(3) 療育手帳所持者の状況

①等級別の推移

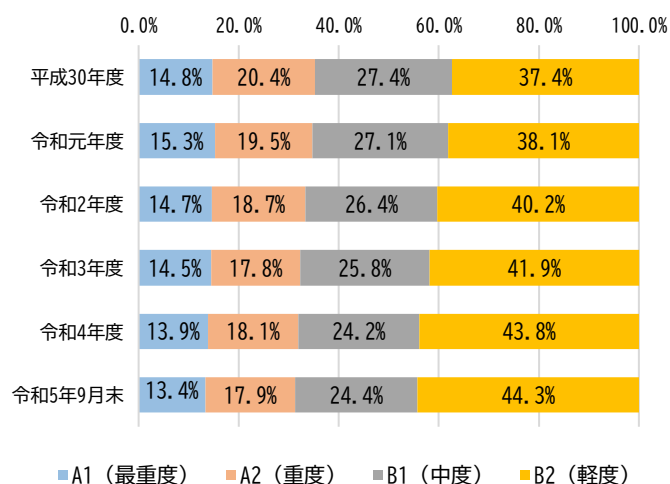
令和5年9月末現在の療育手帳所持者数は262人と、平成30年度の230人と比較して32人増加しています。

令和5年9月末現在の療育手帳所持者を等級別割合でみるとB2（軽度）が44.3%と最も高く、年々増加傾向で推移しています。

【等級別の推移】



【等級別割合の推移】



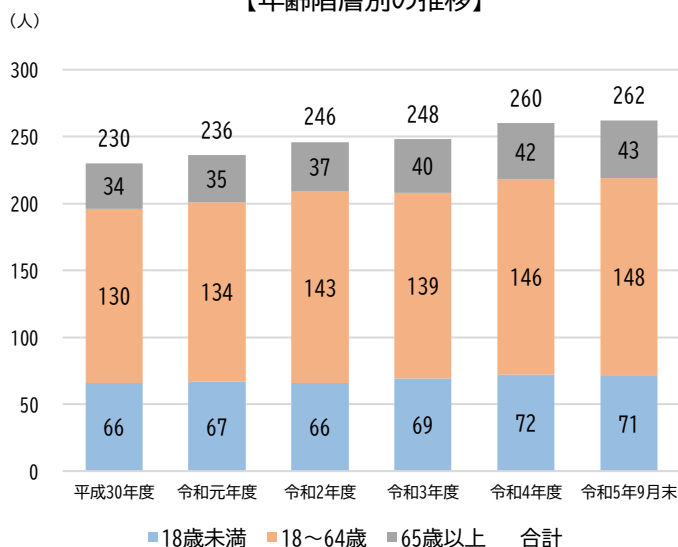
※資料：生活福祉課（各年度末現在）

②年齢階層別の推移

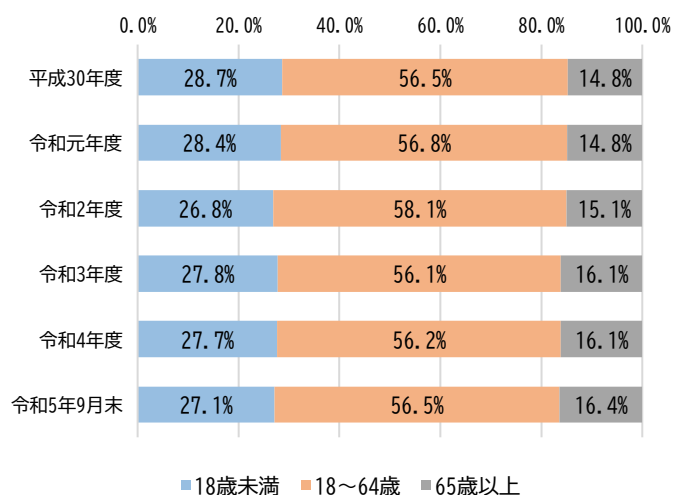
令和5年9月末現在の療育手帳所持者は、262人と年々増加傾向となっています。

年齢階層別割合でみると、18歳未満が27.1%、18～64歳が56.5%、65歳以上が16.4%となっています。

【年齢階層別の推移】



【年齢階層別割合の推移】



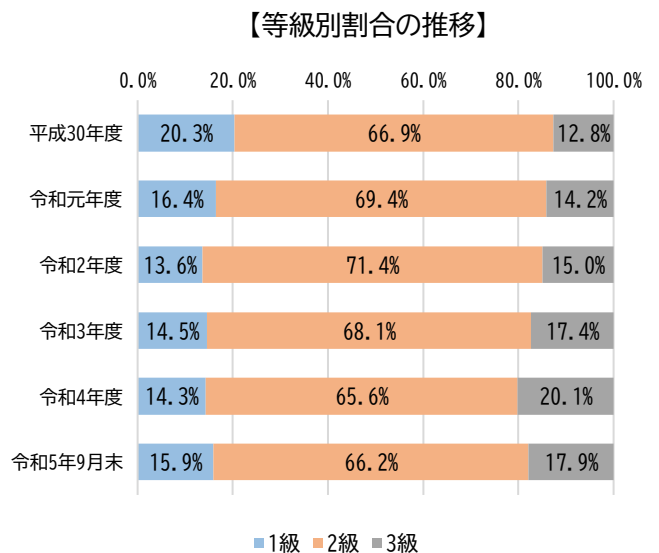
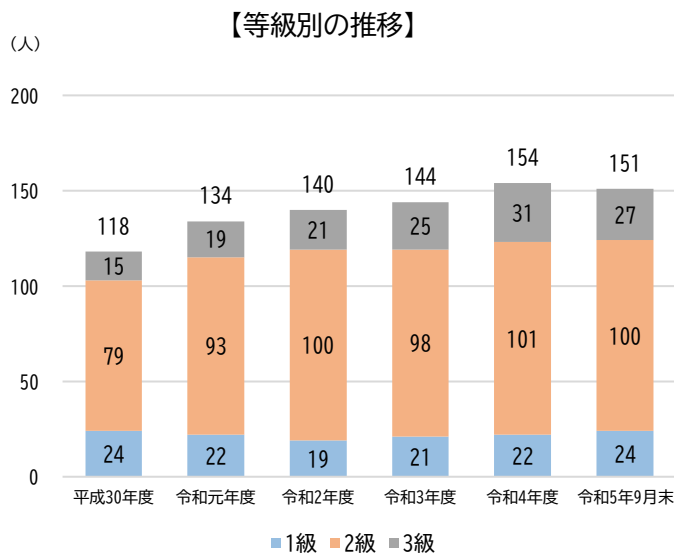
※資料：生活福祉課（各年度末現在）

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

①等級別の推移

令和5年9月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 151 人と、平成 30 年度の 118 人と比較して 33 人増加しています。

令和5年9月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別でみると、1 級が 15.9%、2 級が 66.2%、3 級が 17.9%となっています。

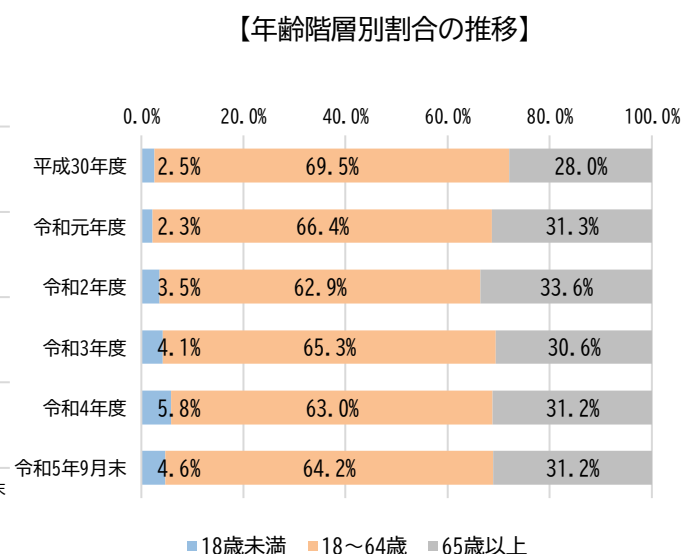
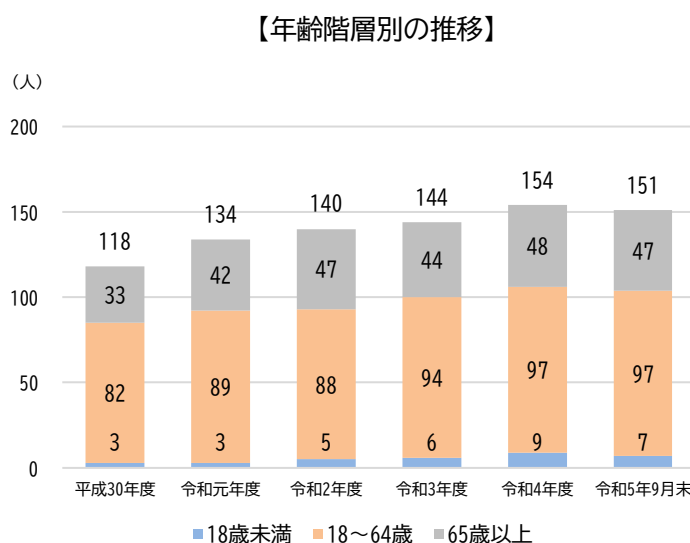


※資料：生活福祉課（各年度末現在）

②年齢階層別の推移

令和5年9月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は、151 人と年々増加傾向となっています。

年齢階層別割合でみると、18 歳未満が 4.6%、18～64 歳が 64.2%、65 歳以上が 31.2%となっています。



※資料：生活福祉課（各年度末現在）

（５）自立支援医療制度（更生医療・育成医療・精神通院医療）の状況

自立支援医療制度（更生医療・育成医療・精神通院医療）対象者は、育成医療では、令和元年度に7人と増加しましたが、近年は1～2人と横ばいと傾向となっています。更生医療では、平成30年度から令和4年度までの間で概ね減少傾向、精神通院医療では、令和4年度で334人と、平成30年度の305人と比較して29人増加しています。

【自立支援医療制度対象者の状況（単位：人）】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
育成医療	2	7	1	2	1
更生医療	77	67	67	70	62
精神通院医療	305	311	322	346	334
合計	384	385	390	418	397

※資料：生活福祉課（各年度末現在）

（６）指定難病医療費助成の受給者の状況

熊本県独自の制度である指定難病医療費助成の受給者は、本町と、本町を含む人吉保健所管轄区域全体いずれも増加傾向にあり、令和5年9月末現在では、本町で139人、人吉保健所管轄区域で845人となっています。

【指定難病医療受給証所持者数（単位：人）】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年 9月末
あさぎり町	119	120	124	117	134	139
人吉保健所管轄区域	727	760	828	778	810	845

※資料：人吉保健所（各年度末現在）

（７）障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者数は、令和4年度で95人と年々増加傾向となっています。

【障害支援区分認定の状況（単位：人）】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	2	1	0	1	0
区分2	8	8	12	14	16
区分3	14	12	12	13	15
区分4	14	16	16	19	20
区分5	17	18	22	18	16
区分6	30	30	26	27	28
合計	85	85	88	92	95

※資料：生活福祉課（各年度末現在）

(8) 障害福祉サービス支給決定者の状況

障害福祉サービス支給決定者数は、令和5年9月末現在で183人と、平成30年度の168人と比較して15人増加しています。

【障害福祉サービス支給決定者の推移（単位：人）】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年 9月末
支給決定者数	168	158	170	180	178	183

※資料：生活福祉課（各年度末現在）

(9) 地域生活支援事業利用決定者の状況

地域生活支援事業利用決定者数は、同水準で推移しており、令和5年9月末現在で23人となっています。

【地域生活支援事業利用決定者数の推移（単位：人）】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年 9月末
支給決定者数	26	28	22	21	20	23

※資料：生活福祉課（各年度末現在）



3 障がい児の状況

(1) 就学前の障がい児の状況

就学前の児童の障害者手帳所持者数は、同水準で推移しています。

保育所等の障がい児等の受け入れ状況は、令和4年度で29人となっています。

【就学前障害者手帳所持者数（単位：人）】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳所持者	2	1	1	1	1
療育手帳所持者	6	5	4	2	5
精神障害者保健福祉手帳	0	0	0	0	0
合計	8	6	5	3	6

※資料：生活福祉課（各年度末現在）

【保育所等の障がい児等の受け入れ状況（単位：人）】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保育所 （保育所型こども園含む）	21	21	28	22	28
幼稚園	0	0	0	0	0
認定こども園	5	5	6	3	1
合計	26	26	34	25	29

※資料：生活福祉課「福祉行政報告」（各年度末現在）

(2) 就学している障がい児の状況

①特別支援学級の学級数・児童数の状況

小学校の特別支援学級の児童数は、令和5年9月末現在で73人と、平成30年度の47人と比較して26人増加しています。

中学校の特別支援学級の生徒数は、令和5年9月末現在で37人と、平成30年度の17人と比較して20人増加しています。

【特別支援学級の学級数・児童数】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年 9月末
小学校	学級数	12	13	12	15	13	13
	児童数（人）	47	62	62	67	67	73
中学校	学級数	3	3	4	5	7	5
	生徒数（人）	17	18	18	28	42	37

※資料：教育課（各年度5月1日現在）

②放課後児童クラブ

放課後児童クラブの障がい児の受け入れ人数は、近年増加傾向にあり、令和4年度では11人となっています。

障がい児を受け入れている放課後児童クラブの数は、令和4年度は町内の放課後児童クラブ全8箇所のうち5箇所となっています。

【放課後児童クラブの障がい児受け入れ状況】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受け入れ人数（人）	7	6	5	10	11
受け入れ施設数（箇所）	1	3	2	3	5
町内の全施設数（箇所）	7	8	8	8	8

※資料：生活福祉課「補助金実績報告」（各年度末現在）



4 福祉に関するアンケート調査結果

(1) 調査の目的

障がい者、障がい児の生活実態・意識・意向等を調査・分析し、「あさぎり町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」の策定に向けた基礎情報を得ることを目的として実施しました。

① 調査期間

令和5年8月～11月

② 調査方法

郵送による配布・回収

③ 調査対象

調査対象	
一般障がい者向け調査	障害者手帳所持者及び障害福祉サービスを利用する町民
18歳未満向け調査	障害者手帳所持者及び障害児通所給付受給証を所持する18歳未満の町民の保護者
事業所	町内の障害福祉サービス等事業所及び人吉球磨圏域内にあるあさぎり町民が利用する障害福祉サービス等事業所
関係団体	町内で活動する障がい福祉団体及び障がい者相談員

④ 配布件数・回収状況等

対象者	配布件数	回収件数	回収率
一般障がい者向け調査	902件	393件	43.6%
18歳未満向け調査	135件	61件	45.2%
事業所	39件	26件	66.7%
関係団体	6件	3件	50.0%

⑤ 集計上の留意点

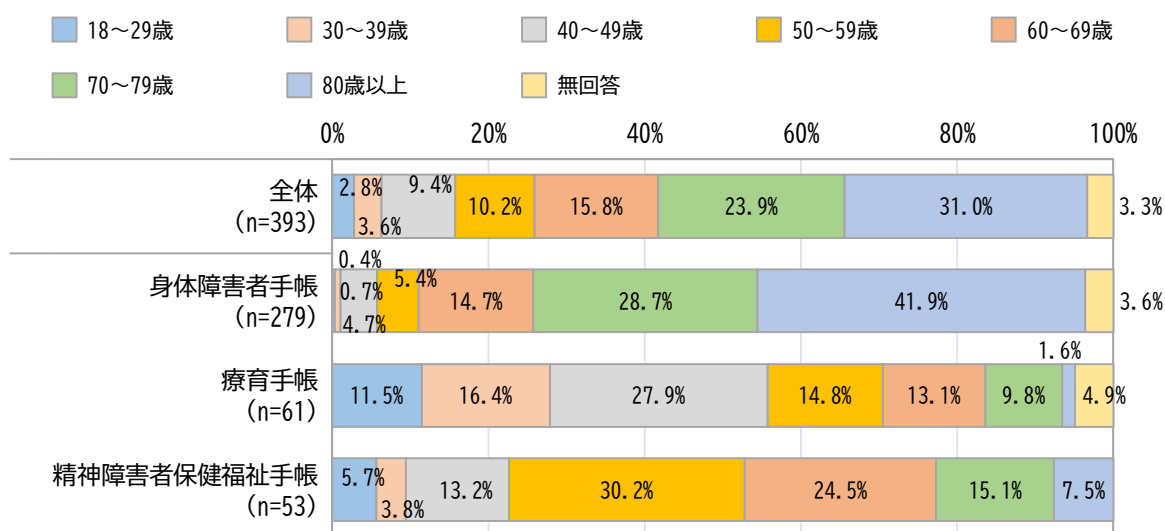
- ・グラフ中の「n=」は、母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。
- ・集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合があります。

(2) 一般障がい者向け調査の結果

① あなた自身のことについて

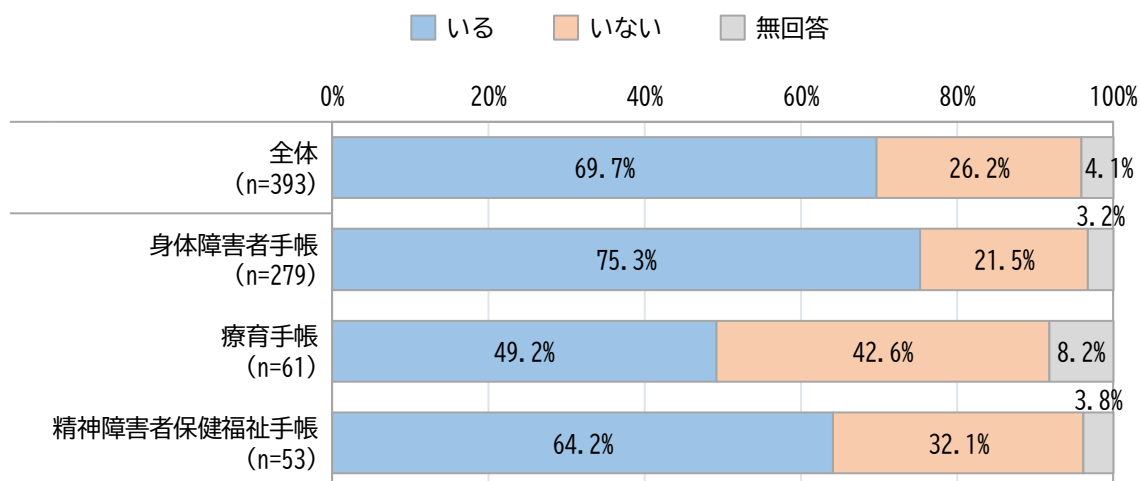
ア) 年齢

「80 歳以上」が 31.0%と最も高く、次いで「70～79 歳」23.9%、「60～69 歳」15.8%となっています。



イ) 生計を共にしている人がいるか

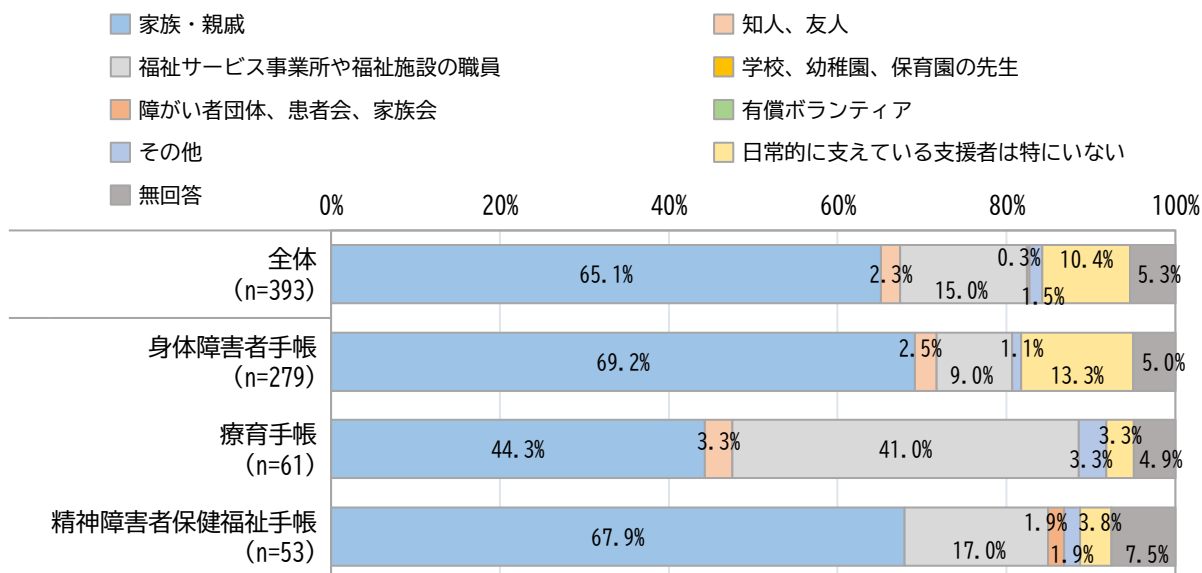
「いる」が 69.7%、「いない」が 26.2%となっています。



ウ) 主な介助者

「家族・親戚」が65.1%と最も高く、次いで「福祉サービス事業所や福祉施設の職員」15.0%、「日常的に支えている支援者は特にいない」10.4%となっています。

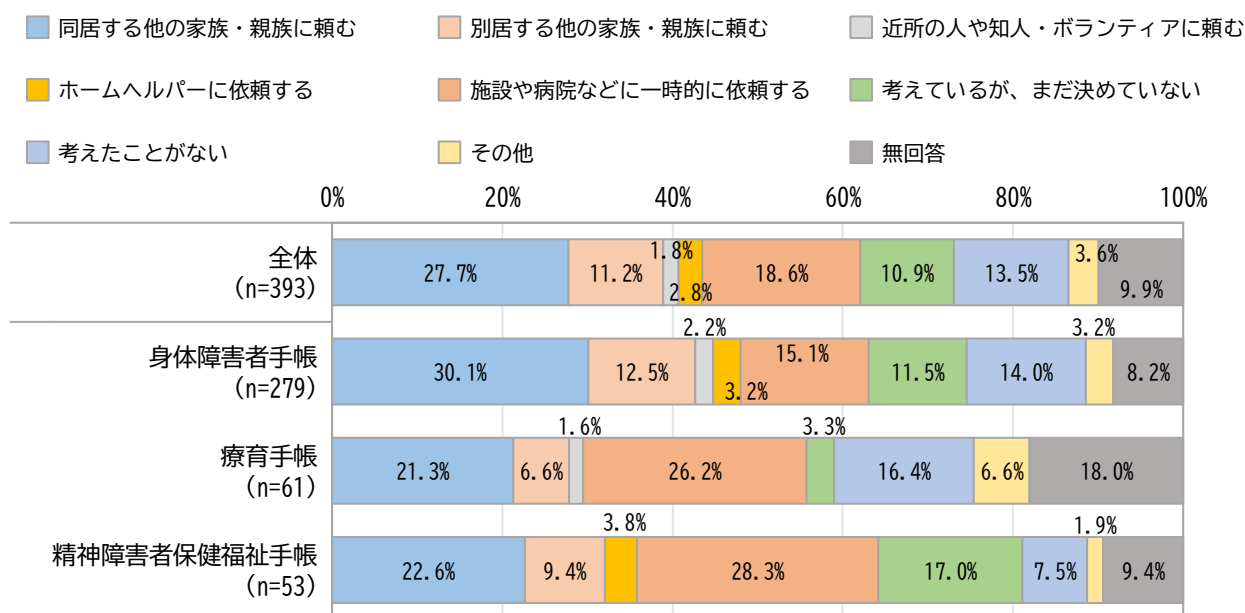
障がい種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「家族・親戚」が最も高くなっています。



エ) 介助者が介助できなくなったらどうするか

「同居する他の家族・親族に頼む」が27.7%と最も高く、次いで「施設や病院などに一時的に依頼する」18.6%、「考えたことがない」13.5%となっています。

障がい種別でみると、身体は「同居する他の家族・親族に頼む」、療育・精神は「施設や病院などに一時的に依頼する」が最も高くなっています。

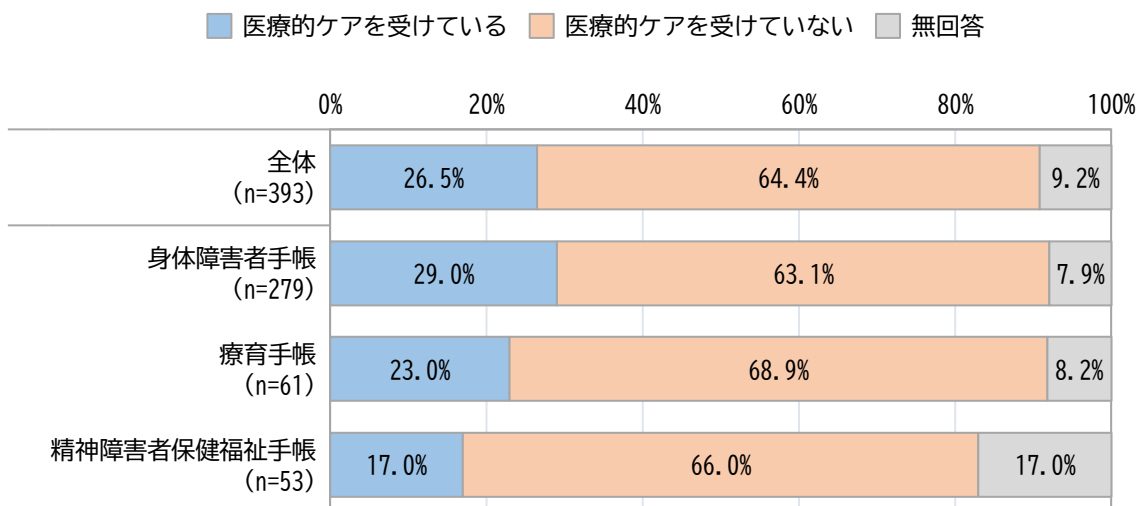


② 医療や保健の状況

ア) 医療的ケアを受けているか

「医療的ケアを受けている」が26.5%、「医療的ケアを受けていない」が64.4%となっています。

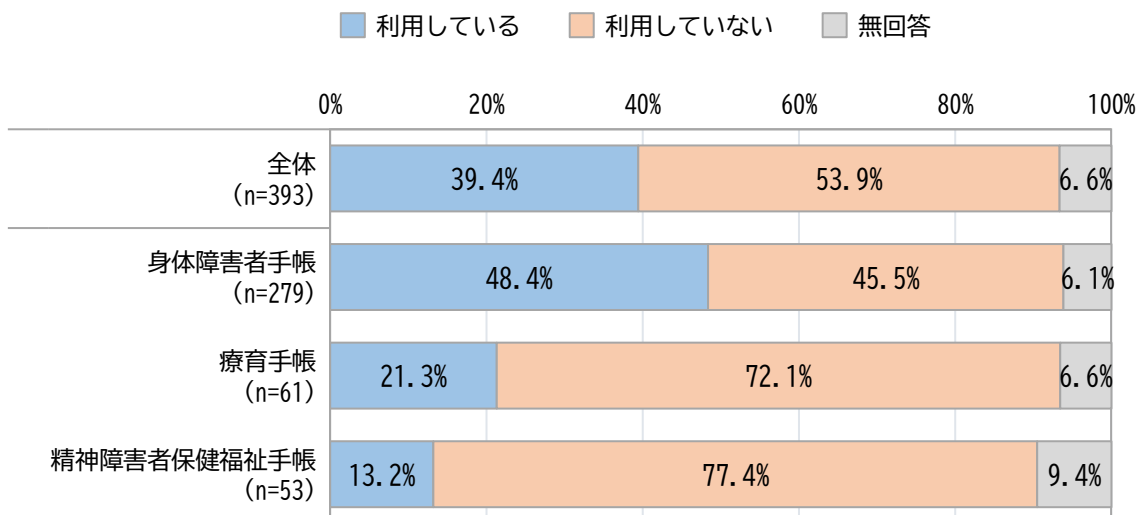
障がい種別で「受けている」の割合をみると、身体は29.0%、療育は23.0%、精神は17.0%となっています。



イ) 身体の機能を補うための用具を日常的に利用しているか

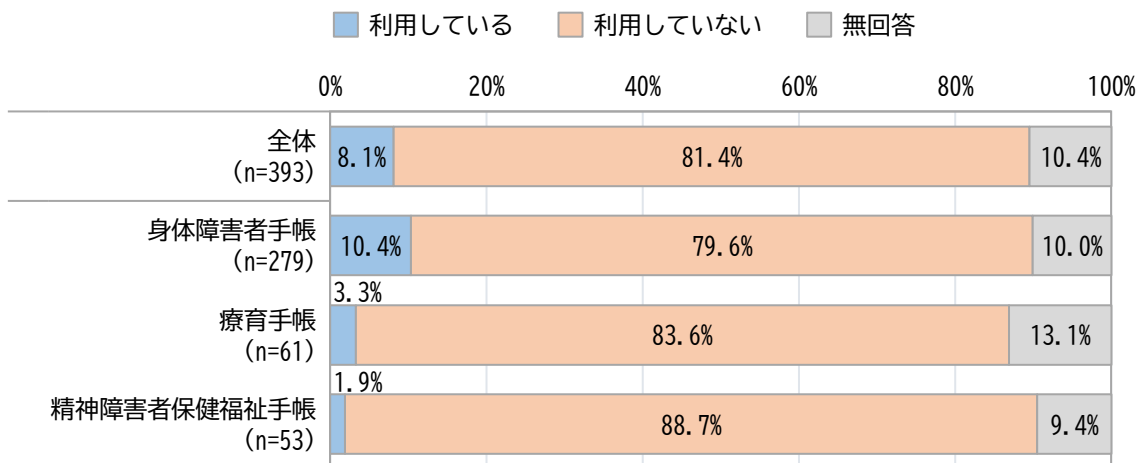
「利用している」が39.4%、「利用していない」が53.9%となっています。

障がい種別で「利用している」の割合をみると、身体は48.4%、療育は21.3%、精神は13.2%となっています。



ウ) 意思疎通を支援するための手段・機器・サービスを日常的に利用しているか
「利用している」が8.1%、「利用していない」が81.4%となっています。

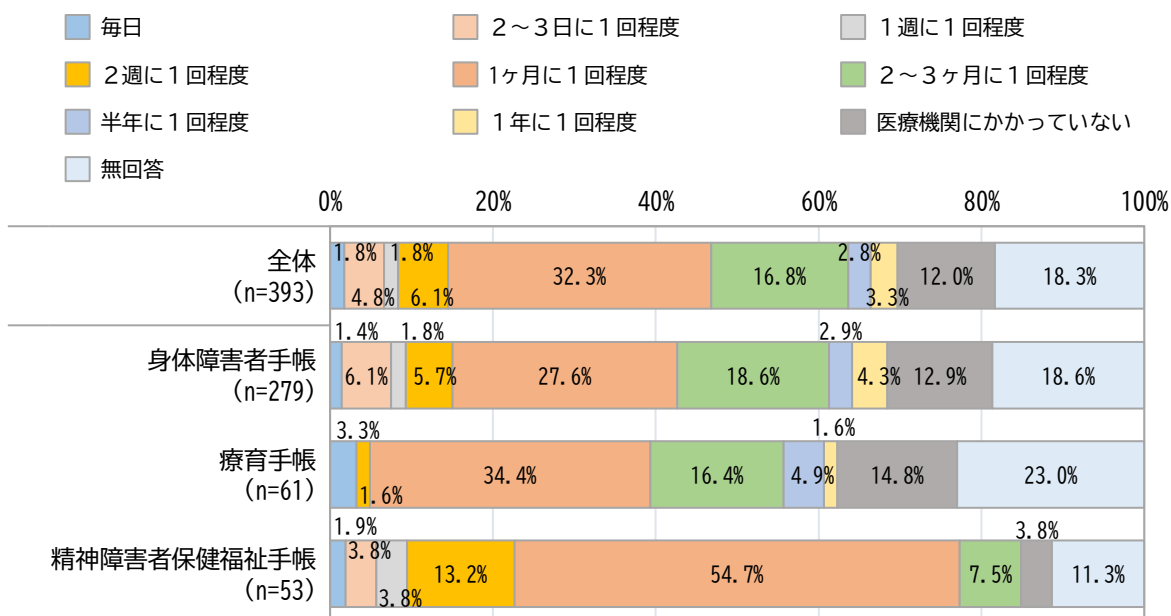
障がい種別で「利用している」の割合をみると、身体は10.4%、療育は3.3%、精神は1.9%となっています。



エ) 障がい、病気、けが等のために通院や在宅医療を受けている頻度

「1ヶ月に1回程度」が32.3%と最も高く、次いで「2～3ヶ月に1回程度」16.8%、「医療機関にかかっていない」12.0%となっています。

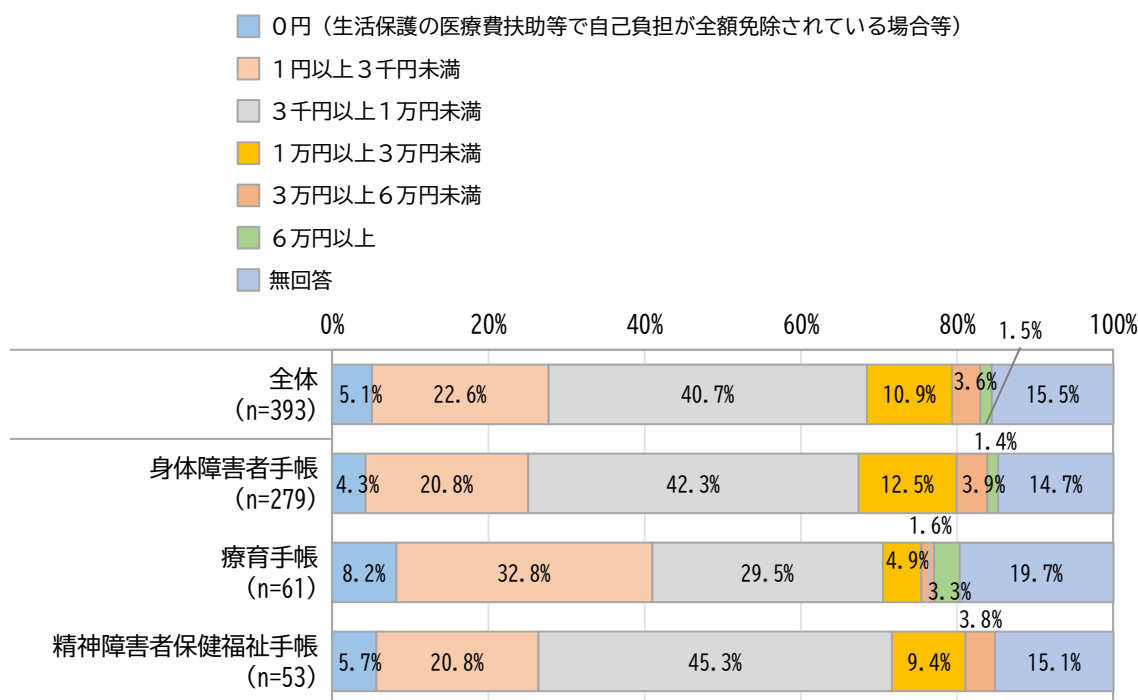
障がい種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「1ヶ月に1回程度」が最も高くなっています。



オ) 1 か月当たりの医療費の自己負担分

「3千円以上1万円未満」が40.7%と最も高く、次いで「1円以上3千円未満」22.6%、「1万円以上3万円未満」10.9%となっています。

障がい種別でみると、身体、精神は「3千円以上1万円未満」、療育は「1円以上3千円未満」が最も高くなっています。

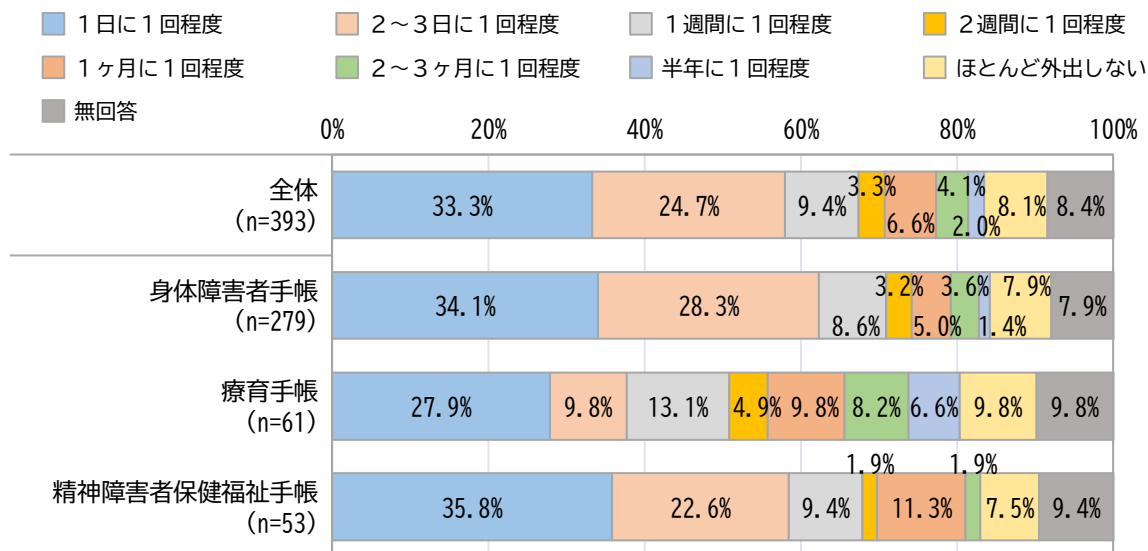


③ 日中活動や就労について

ア) 過去1年間の外出の頻度

「1日に1回程度」が33.3%と最も高く、次いで「2～3日に1回程度」24.7%、「1週間に1回程度」9.4%となっています。

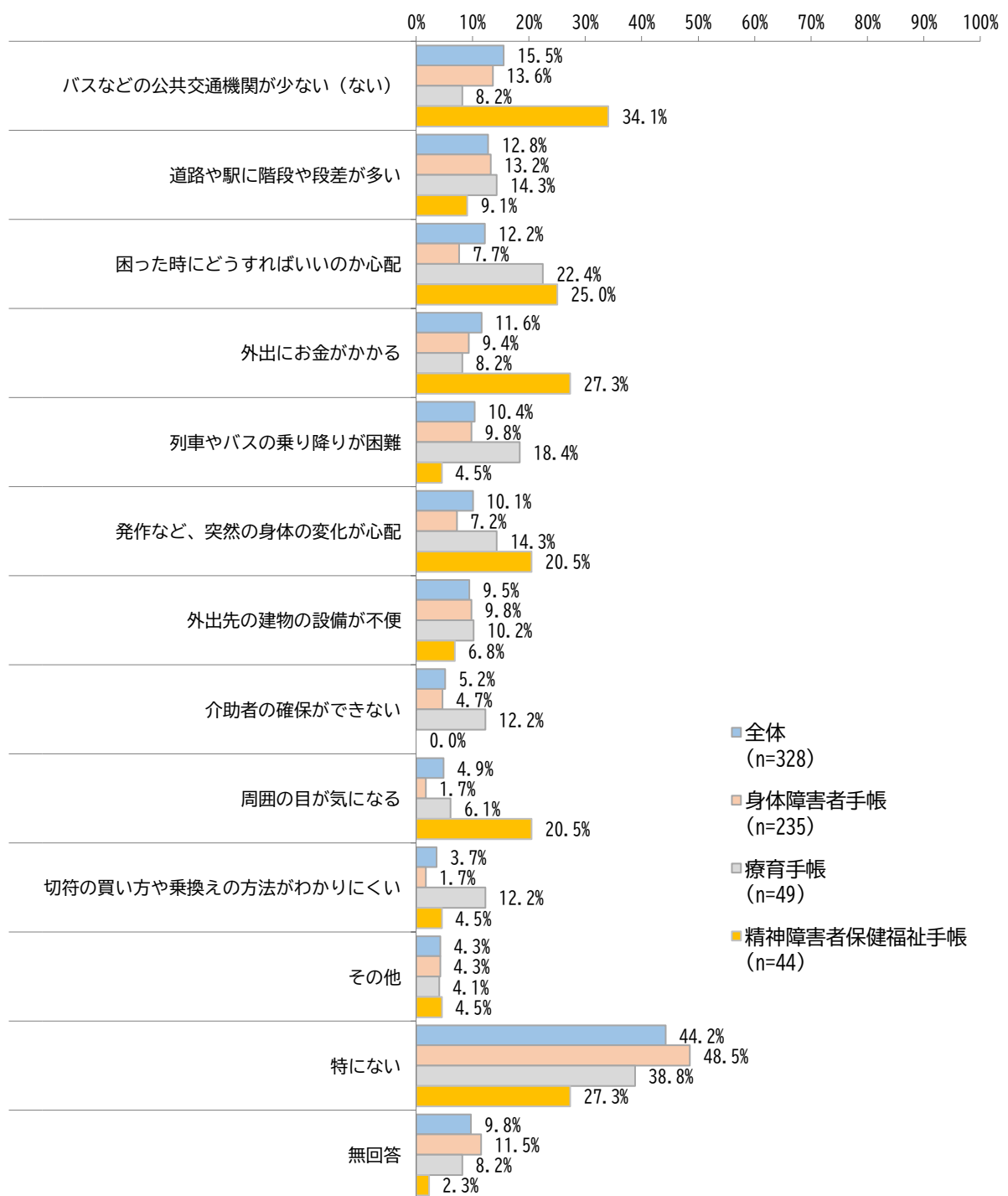
障がい種別でみると、身体、療育、精神いずれも「1日に1回程度」が最も高くなっています。



イ) 外出する時の困りごと（複数回答）

「特にない」以外では、「バスなどの公共機関が少ない（ない）」が15.5%と最も高く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」12.8%、「困った時にどうすればいいのか心配」12.2%となっています。

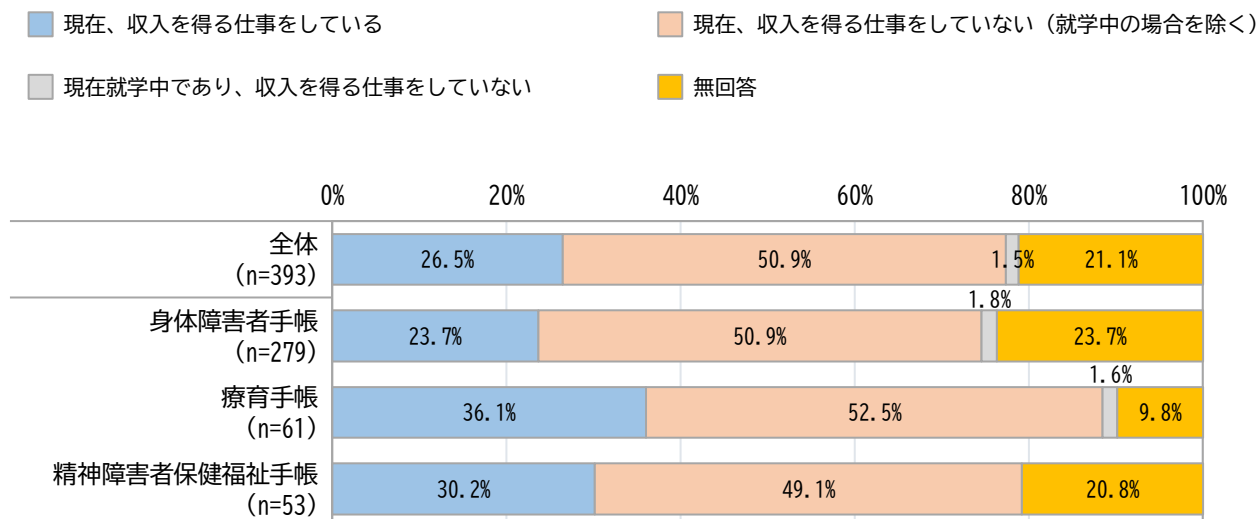
障がい種別でみると、身体及び精神は「バスなどの公共機関が少ない（ない）」、療育は「困った時にどうすればいいのか心配」が最も高くなっています。



ウ) 収入を得る仕事をしているか

「現在、収入を得る仕事をしている」が26.5%、「現在、収入を得る仕事をしていない（就学中の場合を除く）」が50.9%となっています。

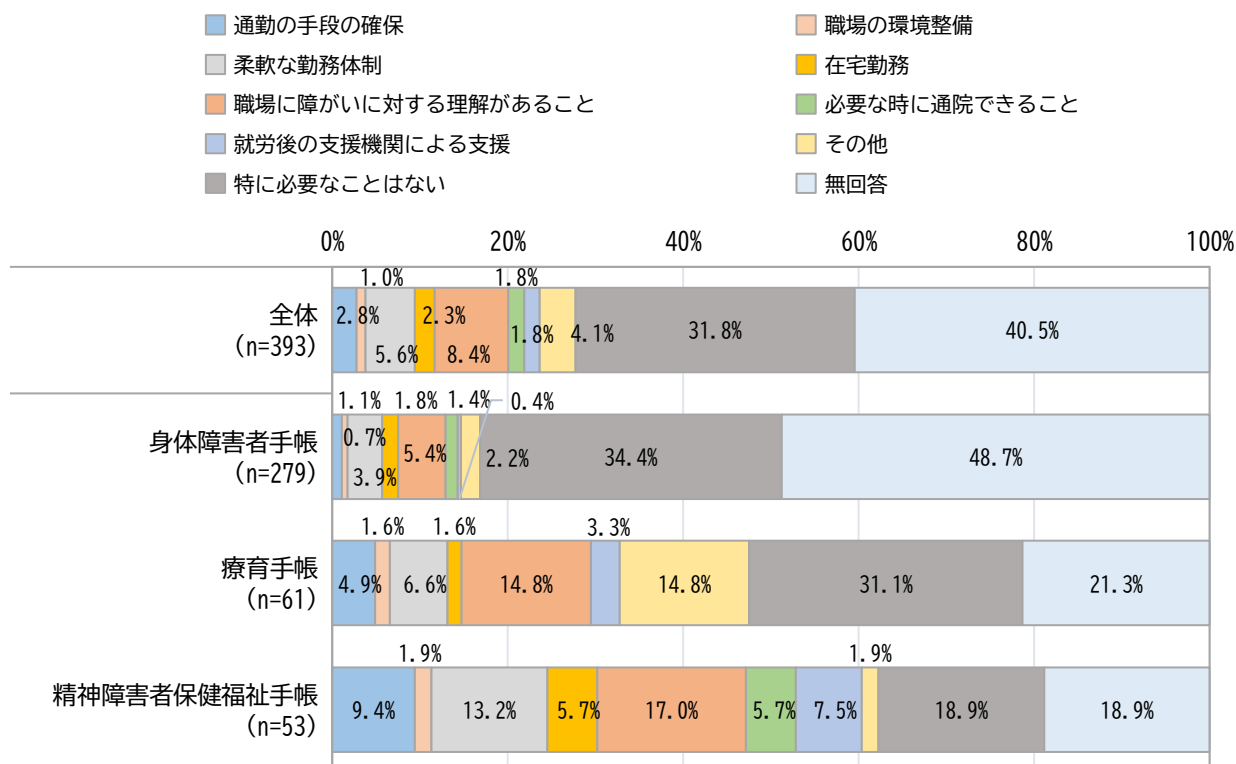
障がい種別で「仕事をしている」の割合をみると、身体は 23.7%、療育は 36.1%、精神は 30.2%となっています。



エ) 継続的に収入を得る仕事をするために必要なこと

「特に必要なことはない」以外では、「職場に障がいに対する理解があること」が8.4%と最も高くなっています。

障がい種別でみると、身体、療育、精神いずれも「職場に障がいに対する理解があること」が最も高くなっています。

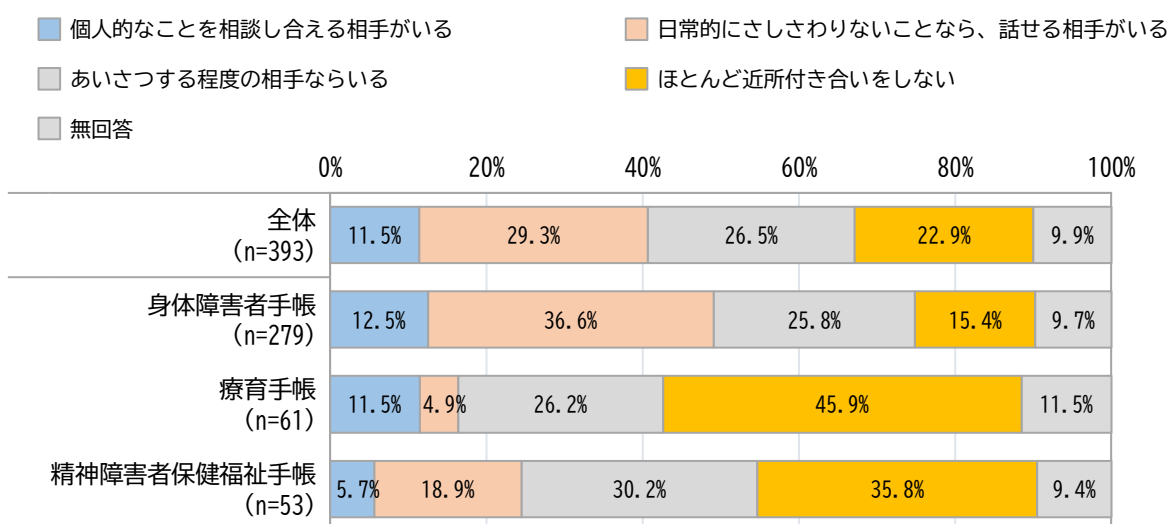


④ 地域生活について

ア) 隣近所の人と、どの程度付き合いをしているか

「日常的にさしさわりのないことなら、話せる相手がいる」が29.3%と最も高く、次いで「あいさつ程度の相手ならいる」26.5%、「ほとんど近所付き合いをしない」22.9%となっています。

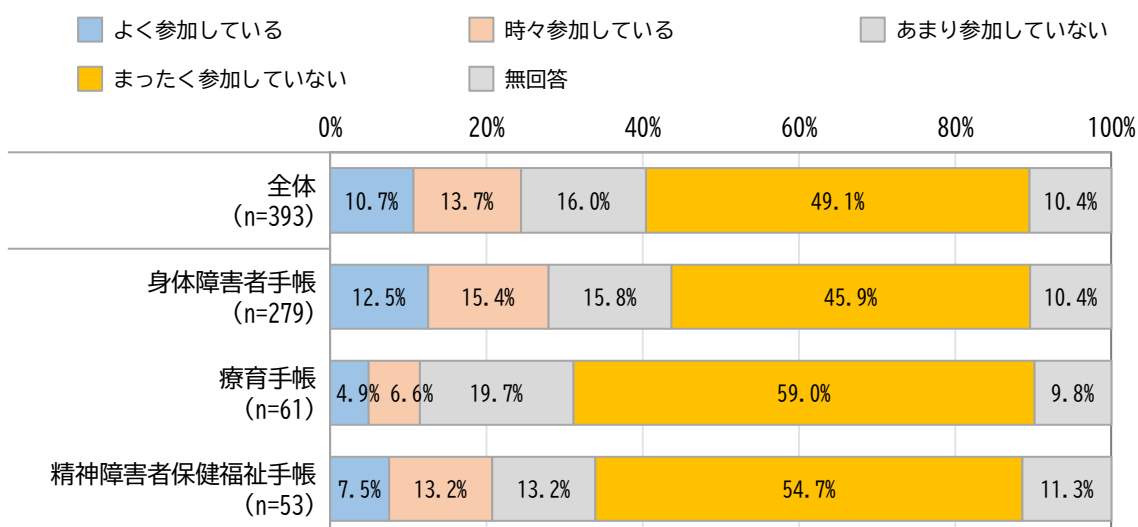
障がい種別でみると、身体は「日常的にさしさわりのないことなら、話せる相手がいる」、療育及び精神は「ほとんど近所付き合いをしない」が最も高くなっています。



イ) 地域活動や地域の行事に参加しているか

「まったく参加していない」が49.1%が最も高く、次いで「あまり参加していない」16.0%、「時々参加している」13.7%となっています。

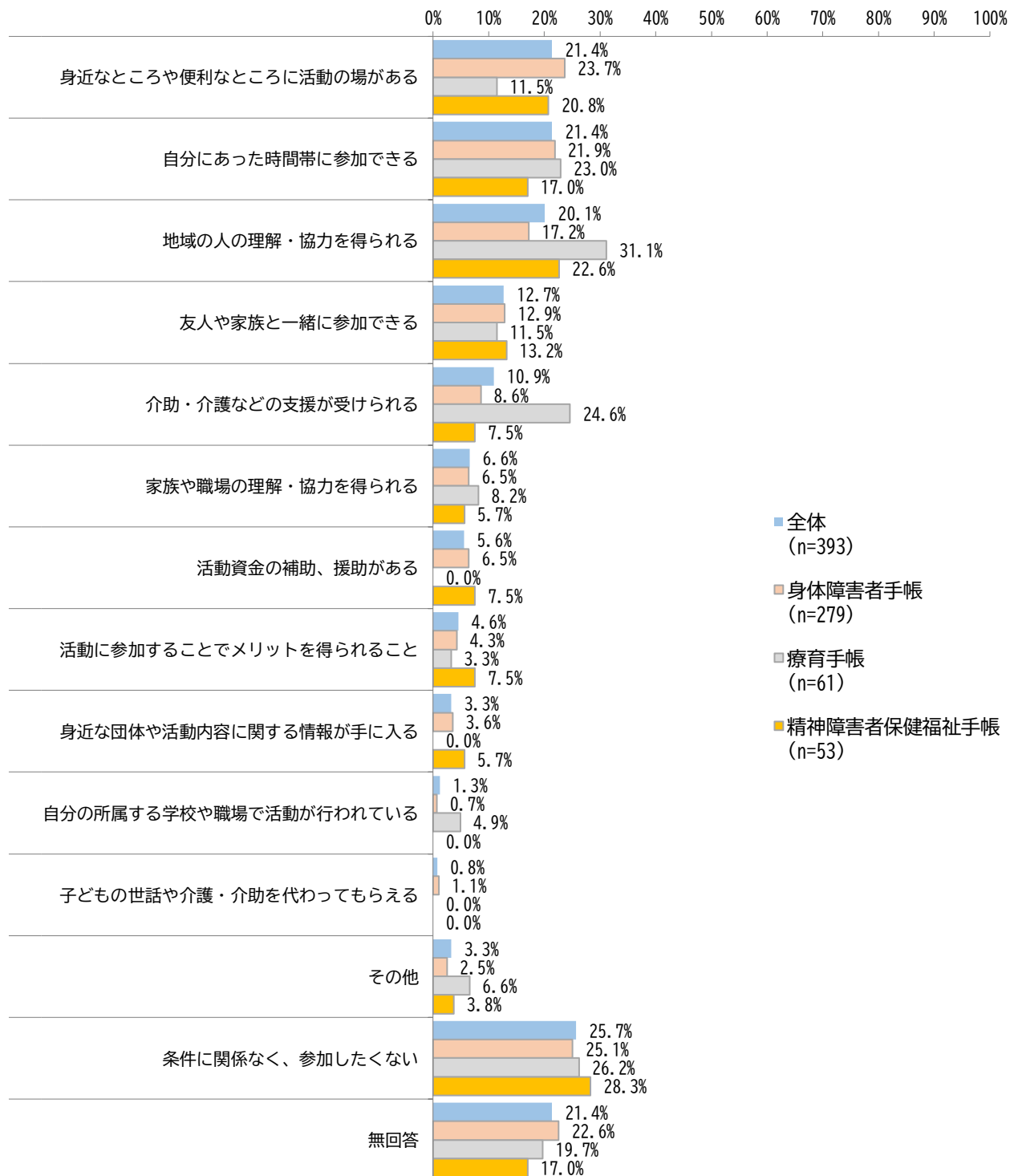
障がい種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「まったく参加していない」が最も高くなっています。



ウ) 地域で活動する場合に必要な環境や条件（複数回答）

「身近なところや便利なところに活動の場がある」、「自分にあった時間帯に参加できる」がともに21.4%と最も高く、次いで「地域の人々の理解・協力を得られる」20.1%となっています。

障がい種別でみると、身体は「身近なところや便利なところに活動の場がある」、療育及び精神は「地域の人々の理解・協力を得られる」が最も高くなっています。

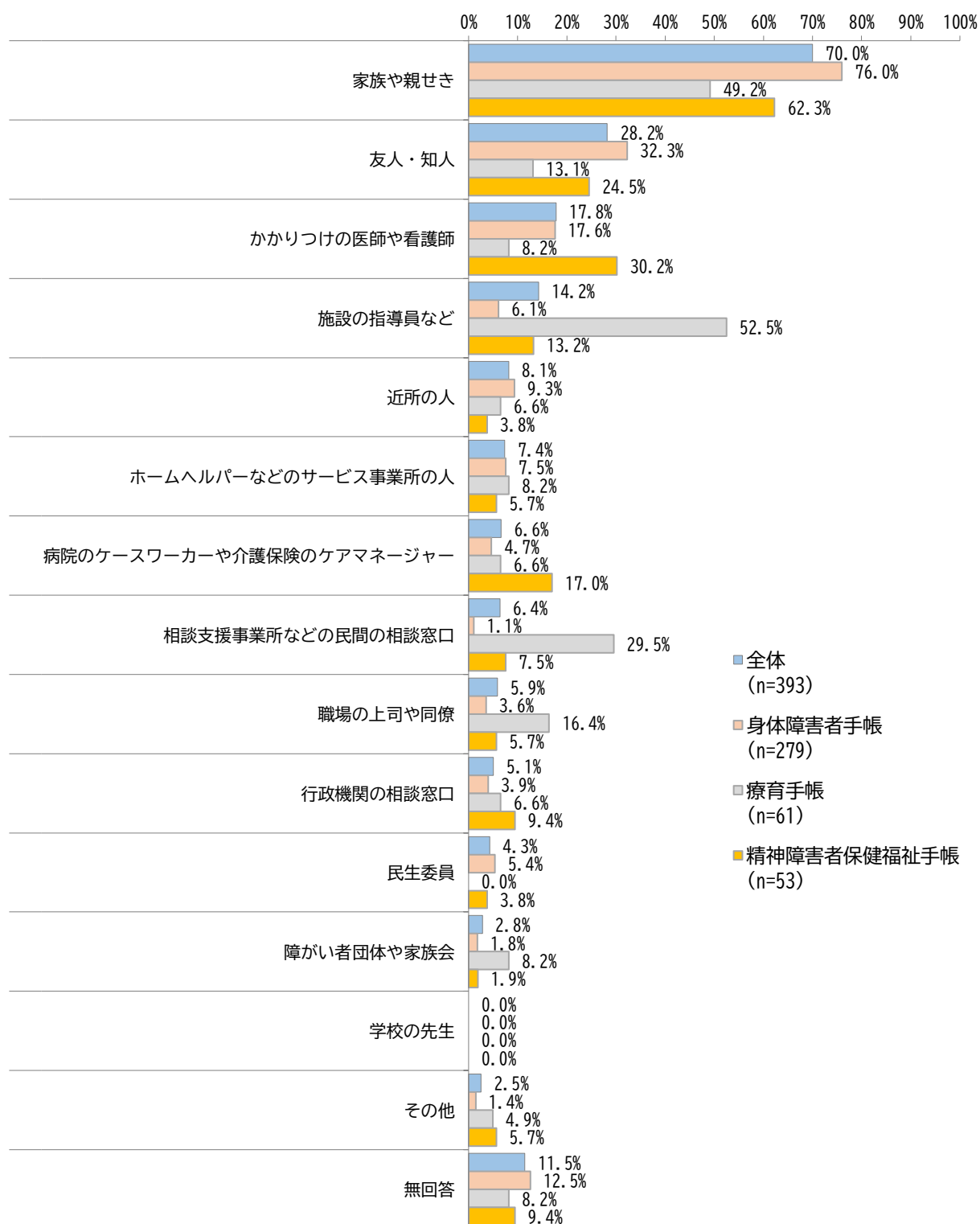


⑤ 相談相手や情報の取得手段

ア) 悩みや困ったことの相談先（複数回答）

「家族や親せき」が70.0%と最も高く、次いで「友人・知人」28.2%、「かかりつけの医師や看護師」17.8%となっています。

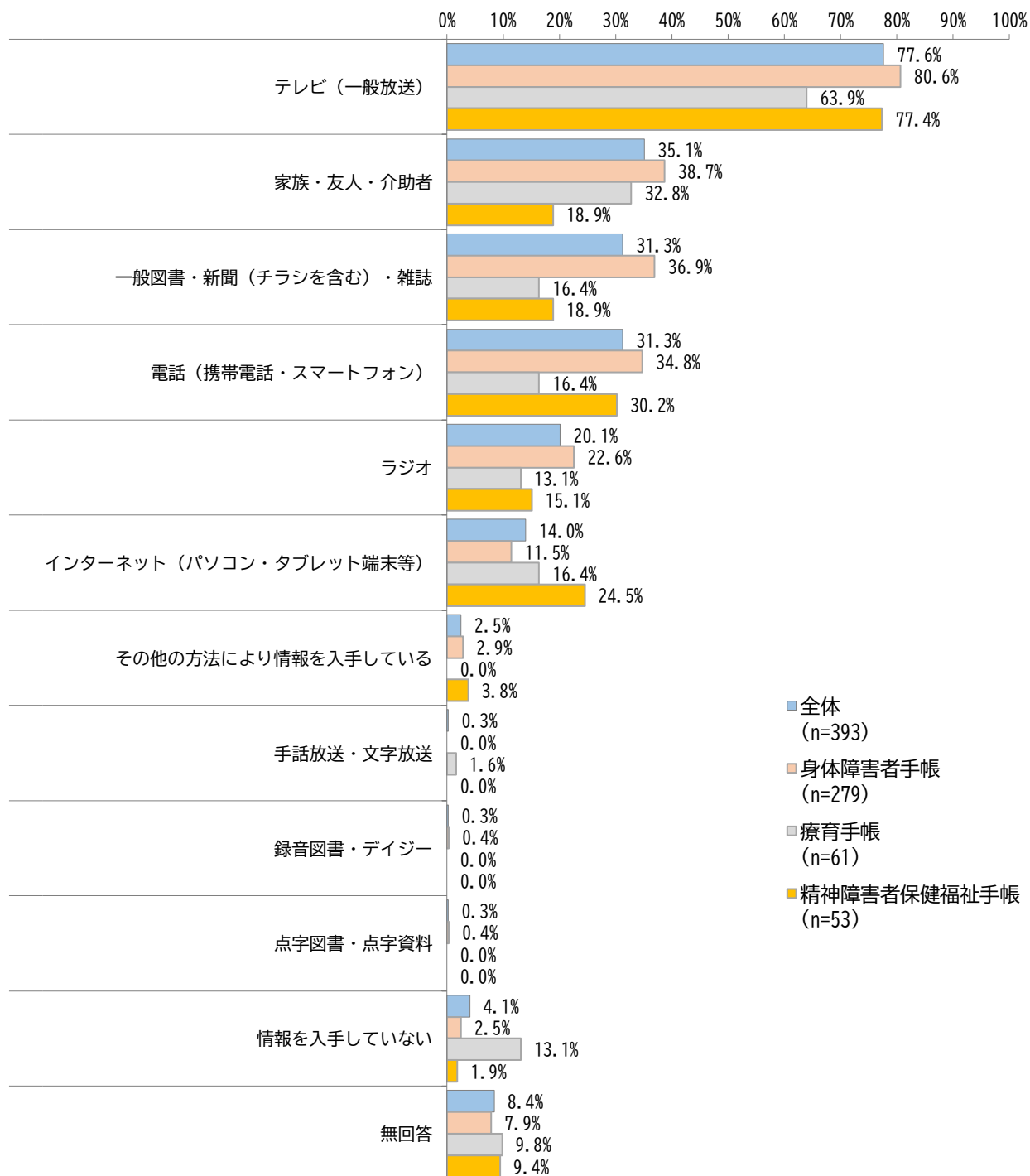
障がい種別でみると、身体及び精神は「家族や親せき」、療育は「施設の指導員など」が最も高くなっています。



イ) 情報の入手方法（複数回答）

「テレビ（一般放送）」が77.6%と最も高く、次いで「家族・友人・介助者」35.1%、「一般図書・新聞（チラシを含む）・雑誌」31.3%となっています。

障がい種別でみると、身体、療育、精神いずれも「テレビ（一般放送）」が最も高くなっています。

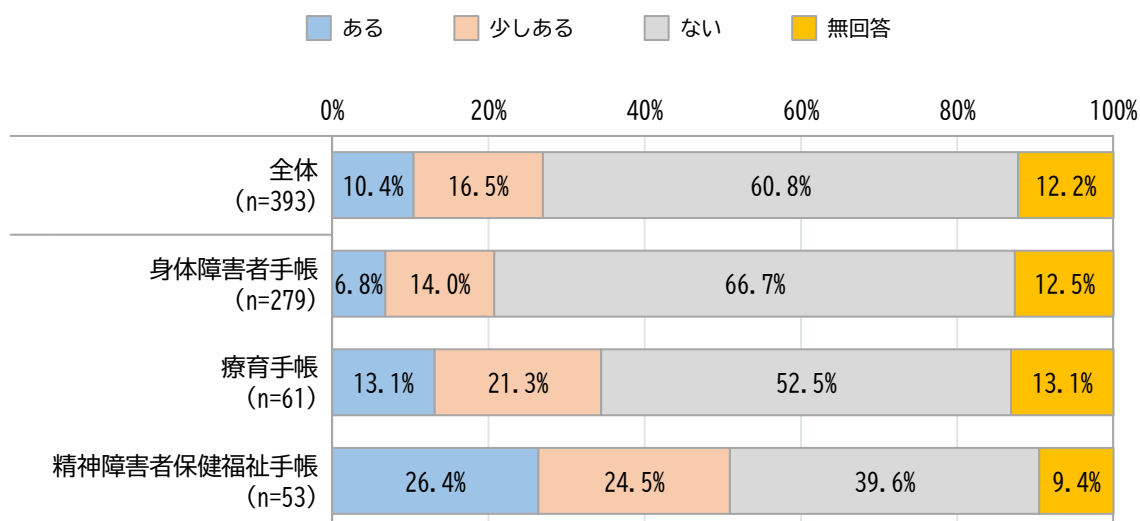


⑥ 権利擁護等について

ア) 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無

『ある』（「ある」と「少しある」の合計）が26.9%となっています。

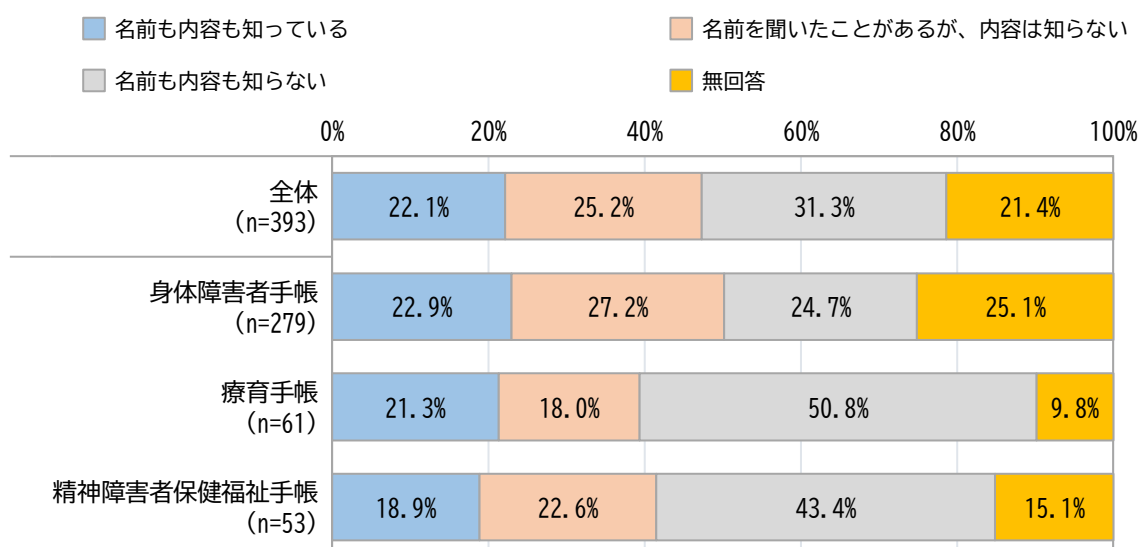
障がい種別で『ある』の割合をみると、身体が20.8%、療育が34.4%、精神が50.9%となっています。



イ) 成年後見制度の認知度

『知っている』（「名前も内容も知っている」と「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の合計）が47.3%となっています。

障がい種別で『知っている』の割合をみると、身体が50.1%、療育が39.3%、精神が41.5%となっています。

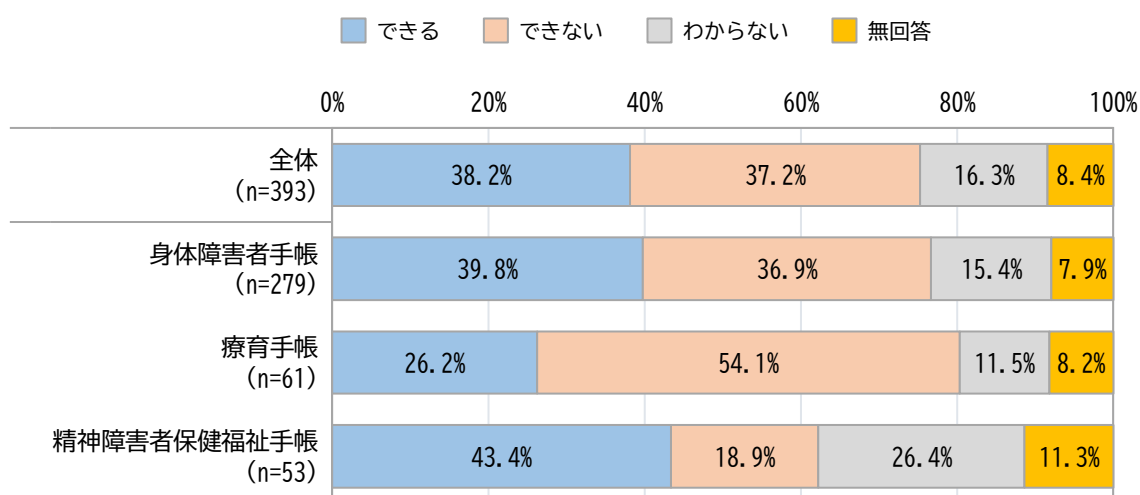


⑦ 災害時の避難や防災について

ア) 災害時ひとりで避難することができるか

「できる」が38.2%、「できない」が37.2%、「わからない」が16.3%となっています。

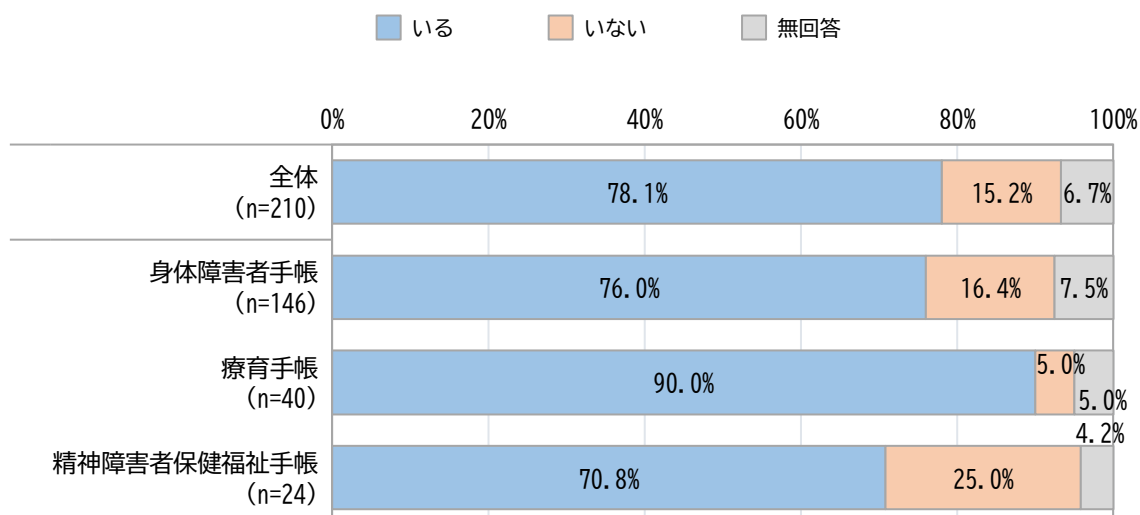
障がい種別で「できない」の割合をみると、身体が36.9%、療育が54.1%、精神が18.9%となっています。



イ) 災害時、避難を助けてくれる人がいるか

「いる」が78.1%、「いない」が15.2%となっています。

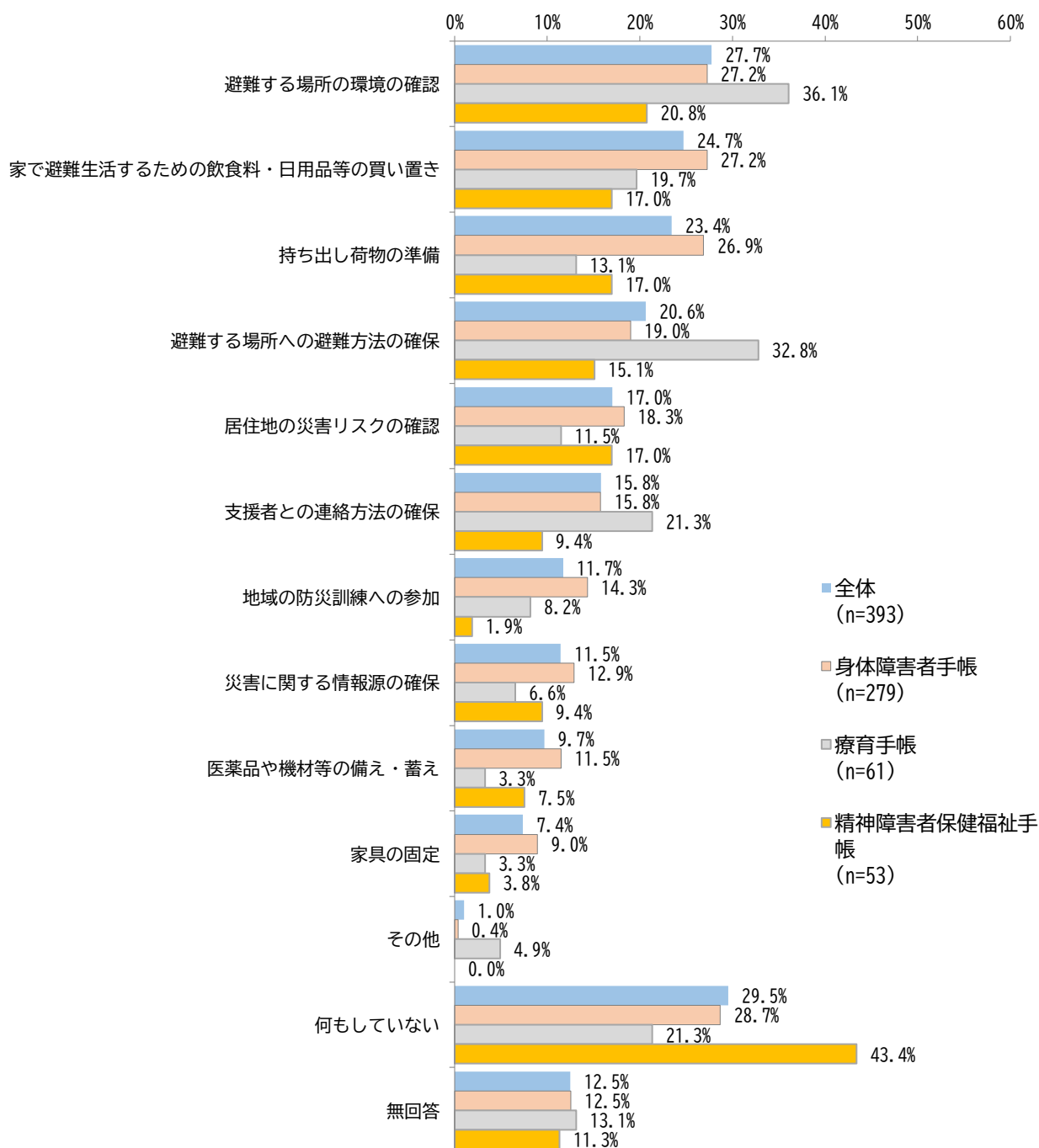
障がい種別で「いない」の割合をみると、身体が16.4%、療育が5.0%、精神が25.0%となっています。



ウ) 災害発生に備えて準備していること（複数回答）

「何もしていない」以外で、「避難する場所の環境確認」が27.7%と最も高く、次いで「家で避難生活をするための飲食料・日用品等の買い置き」24.7%、「持ち出し荷物の準備」23.4%となっています。

障がい種別でみると、身体は「避難する場所の環境確認」、「家で避難生活をするための飲食料・日用品等の買い置き」、療育及び精神は「避難する場所の環境確認」が高くなっています。

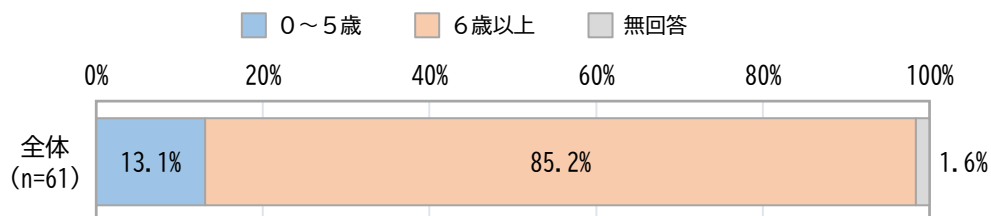


(3) 18歳未満向け調査（保護者）

① お子様のことについて

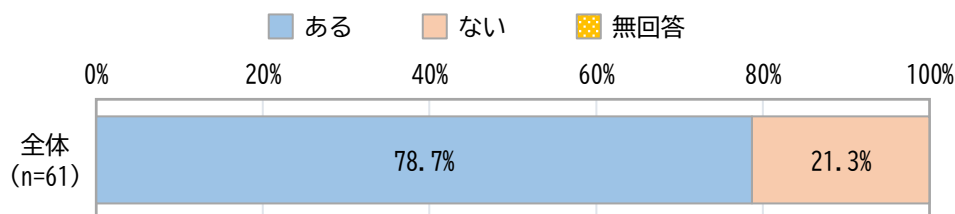
ア) 子どもの年齢

「0～5歳」が13.1%、「6歳以上」が85.2%となっています。



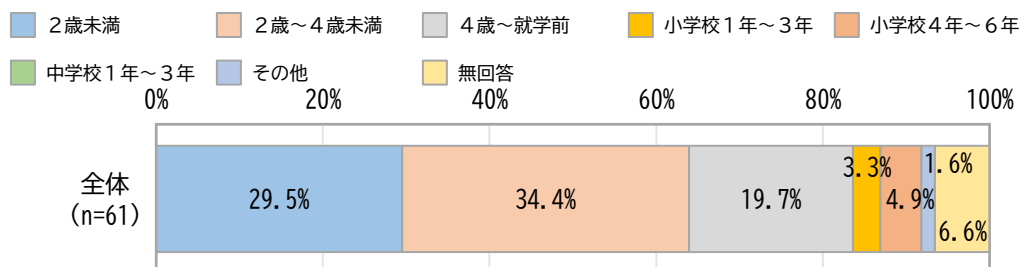
イ) 発達障がいと診断されたことがあるか

「ある」が78.7%、「ない」が21.3%となっています。



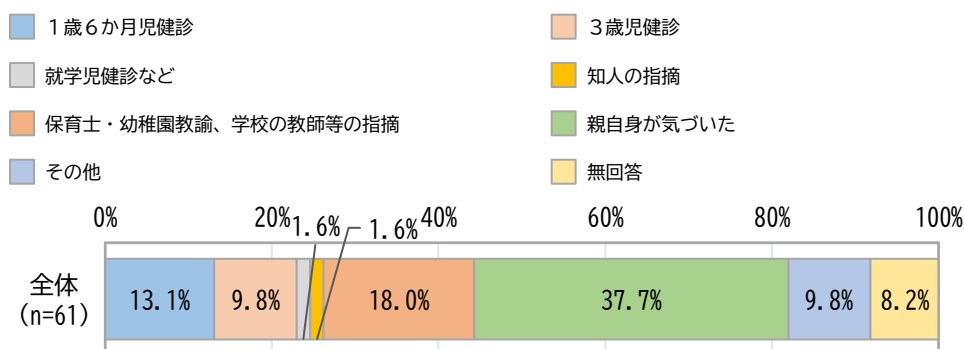
ウ) 発達障がい又はその疑いに関して、最初に不安や疑問を感じた時期

「2～4歳未満」が34.4%と最も高く、次いで「2歳未満」29.5%、「4歳～就学前」19.7%となっています。



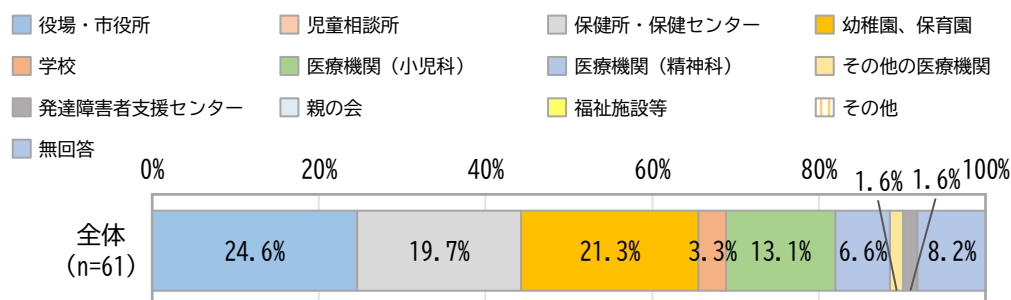
エ) 発達障がい又はその疑いに気づいたきっかけ

「親自身が気づいた」が37.7%と最も高く、次いで「保育士・幼稚園教諭、学校の教師等の指摘」18.0%、「1歳6か月児健診」13.1%となっています。



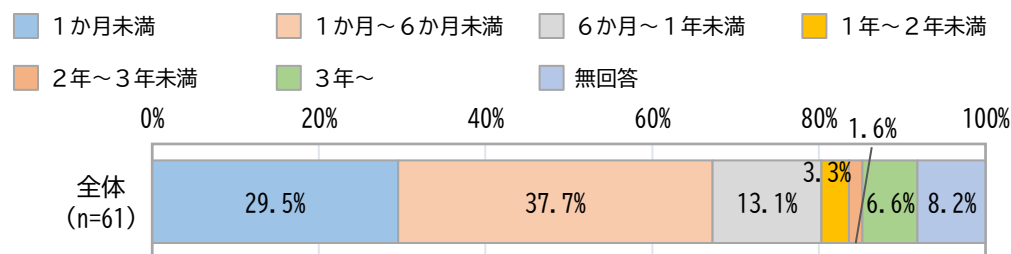
オ) 発達障がい又はその疑いに気づいてから、最初に相談した機関

「役場・市役所等」が24.6%と最も高く、次いで「幼稚園、保育園」21.3%、「保健所・保健センター」19.7%となっています。



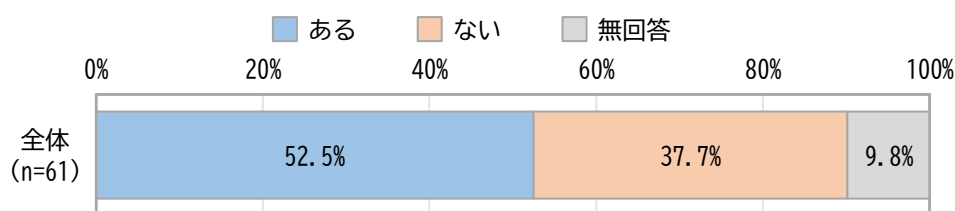
カ) 発達障がい又はその疑いに気づいてから、相談するまでの期間

「1 か月～6か月未満」が37.7%と最も高く、次いで「1 か月未満」29.5%、「6か月～1年未満」13.1%となっています。



キ) 気づきから診断を受けるまでの間、助けになった支援があったか

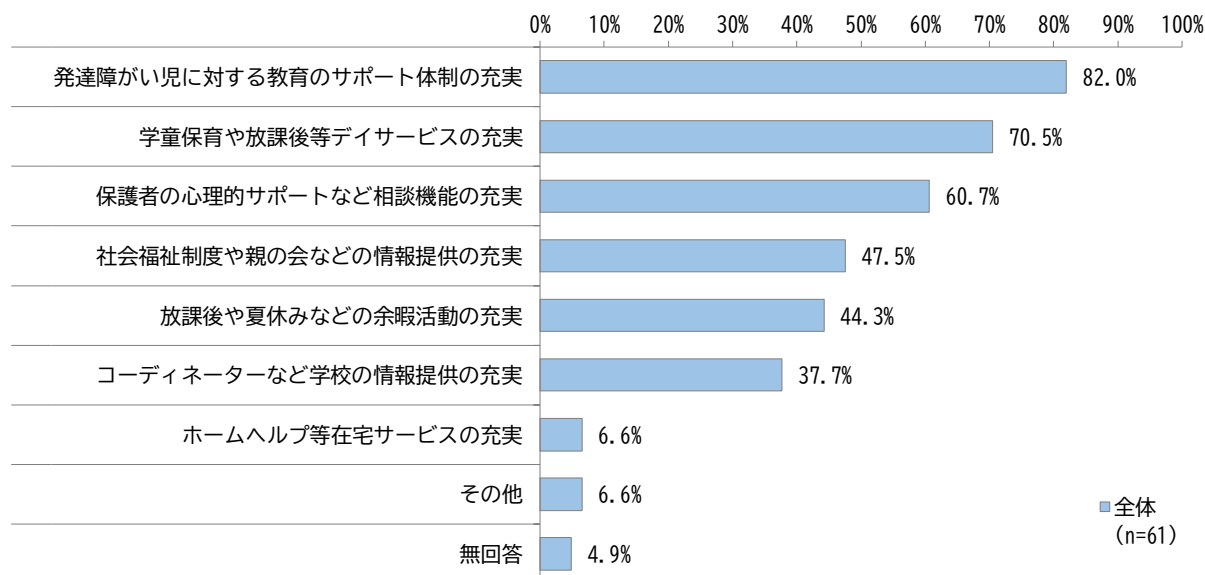
「ある」が52.5%、「ない」が37.7%となっています。



② 必要と思うサービス等

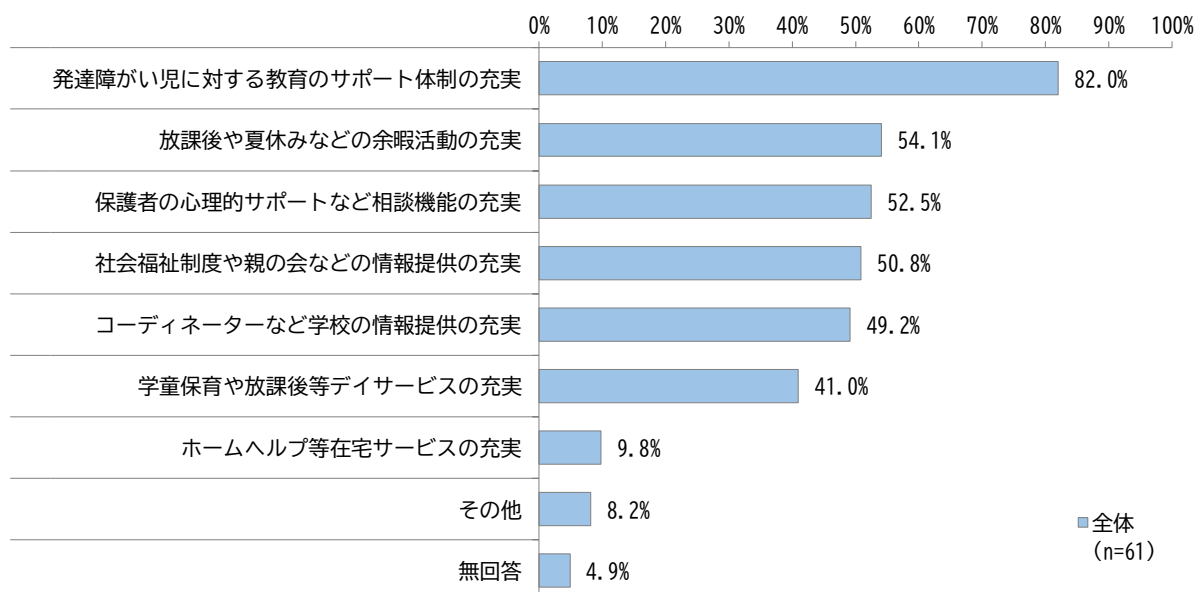
ア) 小学校や特別支援学校小学部において、必要と思うサービス等（複数回答）

「発達障がい児に対する教育のサポート体制の充実」が82.0%が最も高く、次いで「学童保育や放課後等デイサービスの充実」70.5%、「保護者の心理的サポートなど相談機能の充実」60.7%となっています。



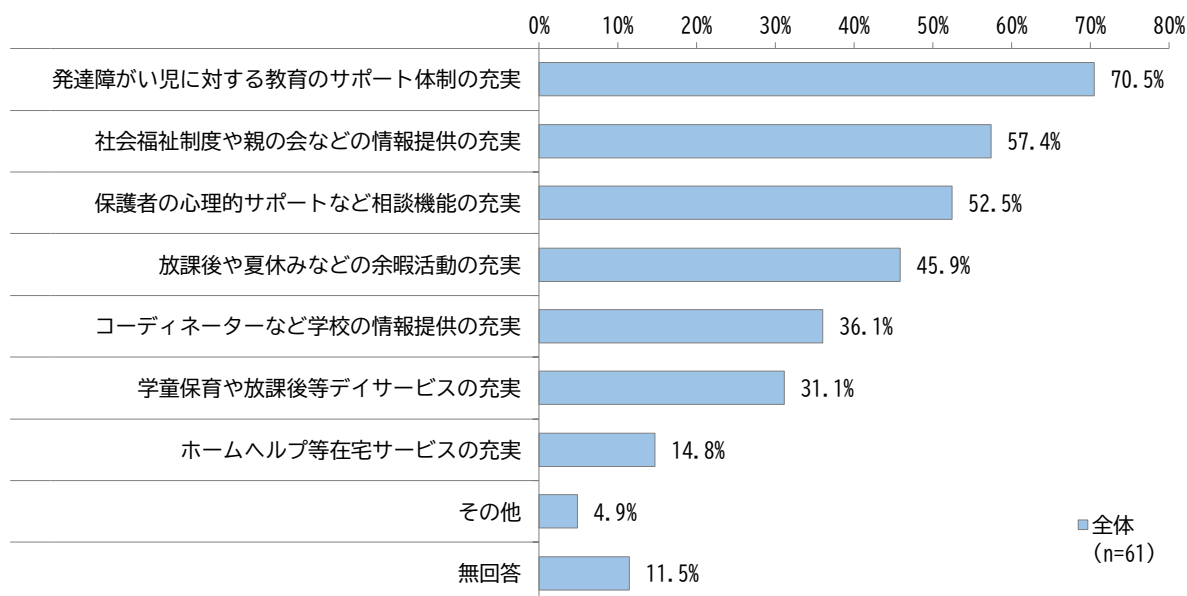
イ) 中学校や特別支援学校中学部において、必要と思うサービス等（複数回答）

「発達障がい児に対する教育のサポート体制の充実」が82.0%と最も高く、次いで「放課後や夏休みなどの余暇活動の充実」54.1%、「保護者の心理的サポートなど相談機能の充実」52.5%となっています。



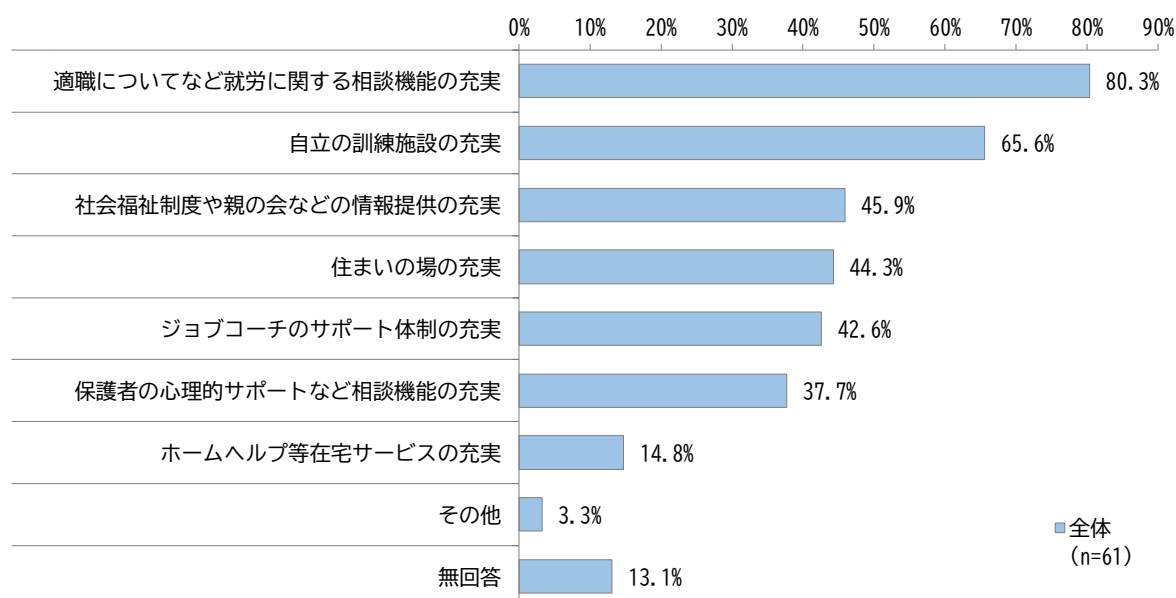
ウ) 高等学校や特別支援学校高等部において、必要と思うサービス等（複数回答）

「発達障がい児に対する教育のサポート体制の充実」が70.5%と最も高く、次いで「社会福祉制度や親の会などの情報提供の充実」57.4%、「保護者の心理的サポートなど相談機能の充実」52.5%となっています。



エ) 就労時において、必要と思うサービス等（複数回答）

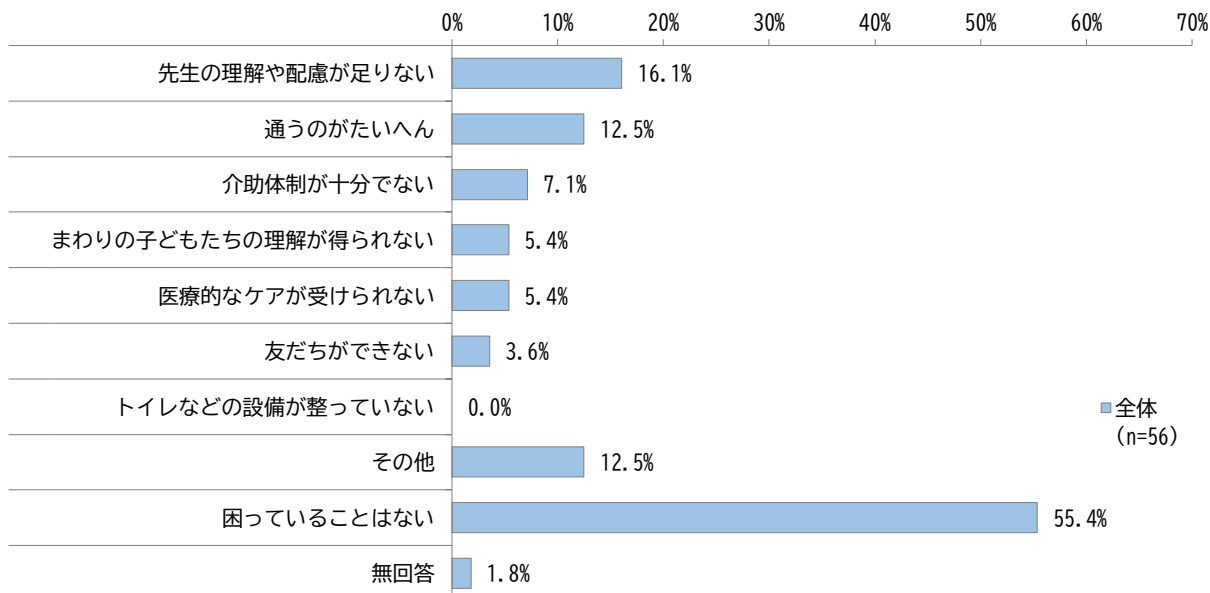
「適職についてなど就労に関する相談機能の充実」が80.3%と最も高く、次いで「自立の訓練施設の充実」65.6%、「社会福祉制度や親の会などの情報提供の充実」45.9%となっています。



③ 保育・教育について

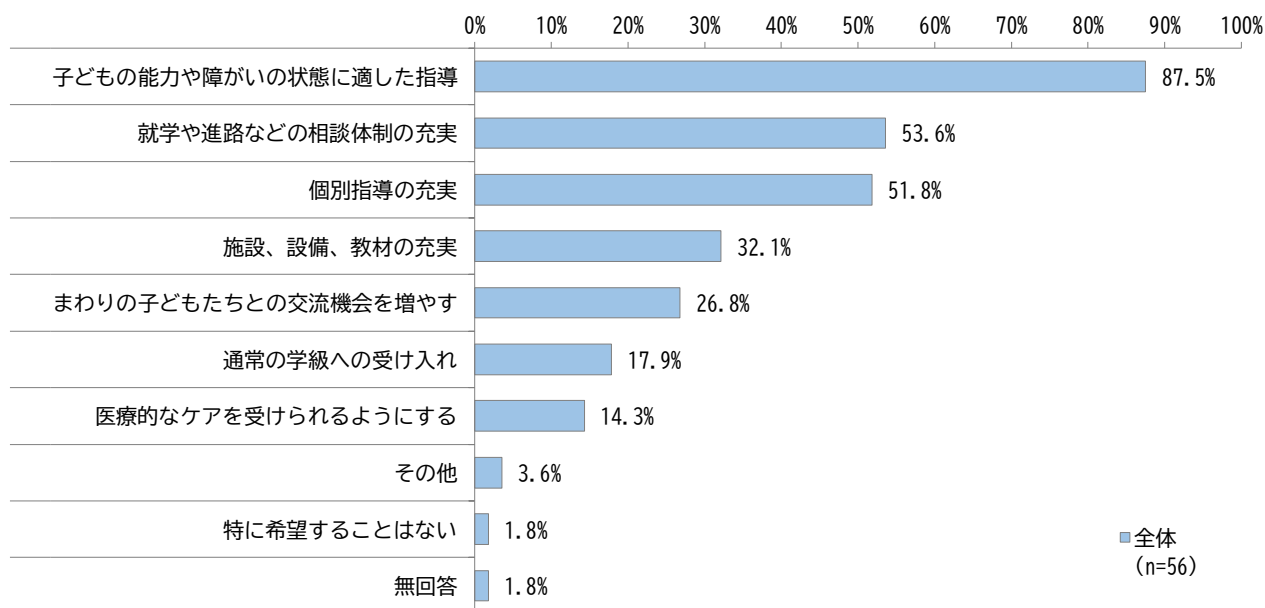
ア) 保育所等での困りごと（複数回答）

「困っていることはない」以外では、「先生の理解や配慮が足りない」が16.1%と最も高く、次いで「通うのがたいへん」、「その他」12.5%などとなっています。



イ) 保育所等に望むこと（複数回答）

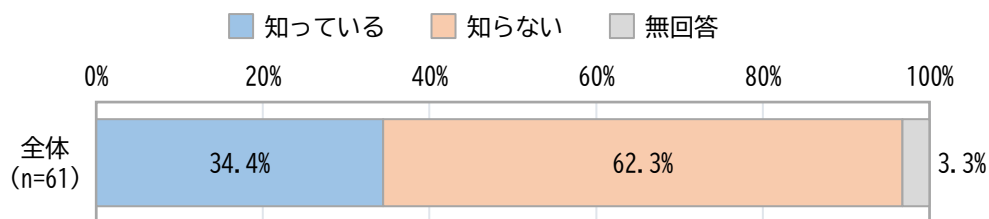
「子どもの能力や障がいの状態に適した指導」が87.5%と最も高く、次いで「就学や進路などの相談体制の充実」53.6%、「個別指導の充実」51.8%となっています。



④ 障がいを経験した理由について

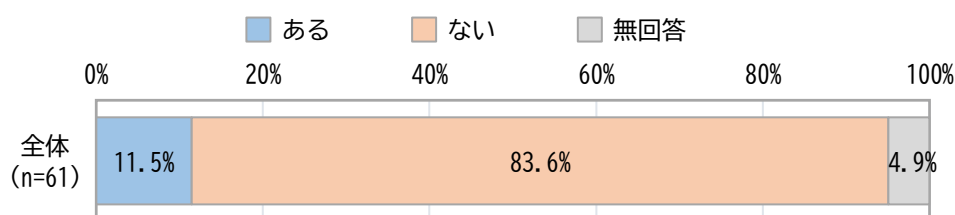
ア) 障害者差別解消法の認知度

「知っている」が34.4%、「知らない」が62.3%となっています。



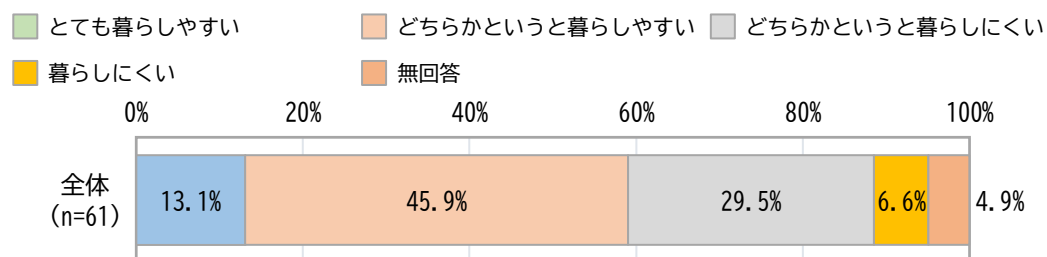
イ) 子どもが障がいがあることを理由に差別された経験があるか

「ある」が11.5%、「ない」が83.6%となっています。



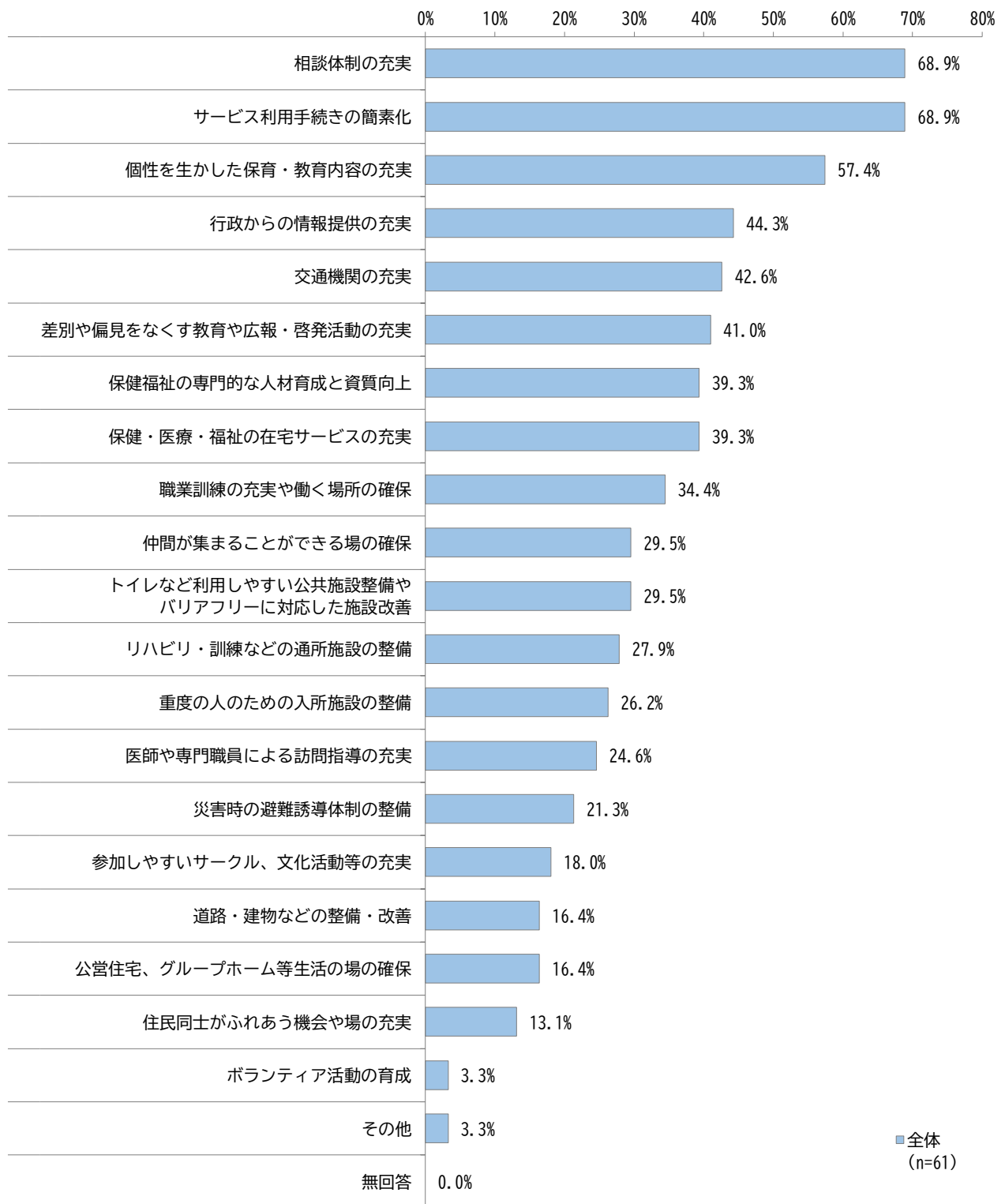
ウ) あさぎり町は、障がいのある人にとって暮らしやすいか

「どちらかという暮らしやすい」が45.9%と最も高く、次いで「どちらかという暮らしにくい」29.5%、「とても暮らしやすい」13.1%となっています。



⑤ 必要な施策・取組（複数回答）

「相談体制の充実」、「サービス利用手続きの簡素化」が68.9%と最も高く、次いで、「個性を生かした保育・教育内容の充実」が57.4%などとなっています。



(4) 事業所向けアンケート調査

① 現在連携している機関等について

- ・ 行政（生活福祉課や健康増進課等）
- ・ 学校・教育機関
- ・ 相談支援事業所
- ・ 相談支援専門員・ケアマネジャー
- ・ 球磨郡医師会
- ・ あさぎり町社会福祉協議会
- ・ 障害福祉サービス等事業所
- ・ 保健所
- ・ 保育所

② 今後連携して取り組みたいことについて

- ・ 事業所での対応と行政及び専門的な機関によるタイムリーな支援体制の確保
- ・ 今後設置予定のこども家庭センターとの連携
- ・ 精神・知的障がいから高齢に伴う介護保険への移行をスムーズに行いたい
- ・ 人吉球磨地域にも様々な団体ができているため、各事業所と連携しながら取り組みたい
- ・ 入所確保等で連携していきたい
- ・ 年に2回程の総合情報交換会

③ 町の障がい福祉施策や地域の障がい者への理解等に関して、利用者やその家族からの相談や要望の状況について

- ・ 小学校等における職員等の対応について、本人の特性理解や関わり方について（集団行動の場面等で、行動特性等により注意を受けることが多く、本人に合った声掛けや対応が難しい）
- ・ グループホーム入所について
- ・ 児童における支給量や受け入れなどについて
- ・ 分からないことがあれば役場に行けば丁寧に教えていただけるので安心という声が多い

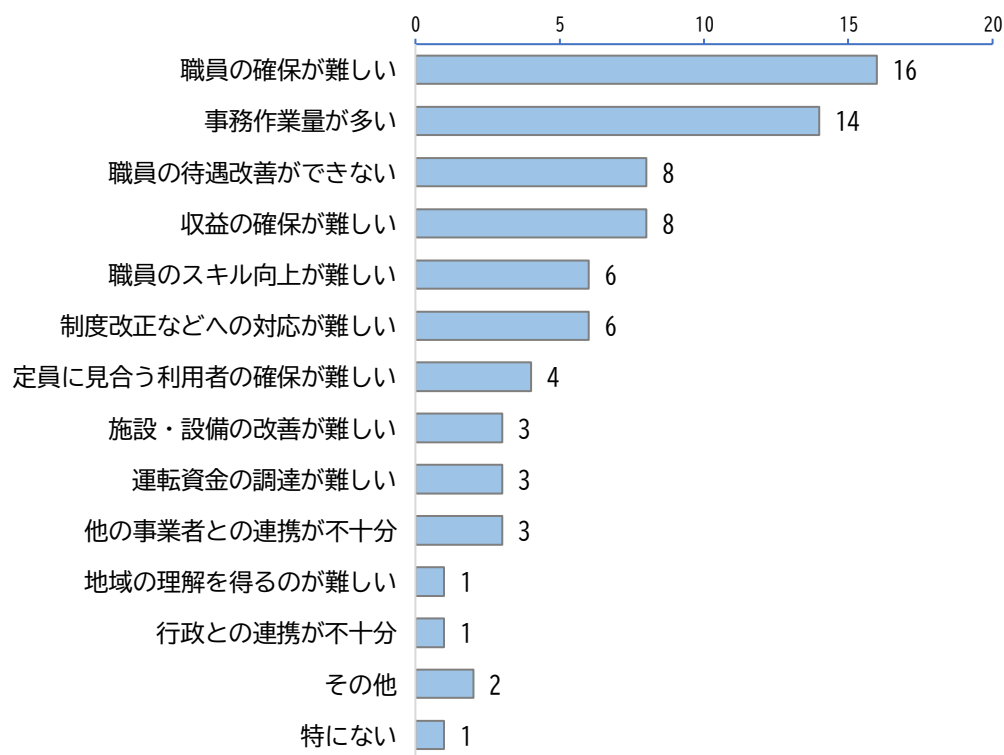
④ 町の障がい福祉施策に関する意見・要望について

- ・ 移動手段についての支援（デマンド交通の土日運行や乗合交通の拡充など）
- ・ 自宅から病院、作業所への日中送迎サービスについて、町での積極的な周知
- ・ 移動手段の減少・縮小問題
- ・ 行政と多職種の連携強化
- ・ 障がい者への理解（小学校や中学校へ障がい当事者が出向き、話をする機会をつくる、車椅子の押し方、簡単な受け答えができる手話の仕方など）
- ・ 障がい者の実態、本人や家族の思いなどの周知・啓発
- ・ 施設間における交流機会の拡充

⑤ 事業所運営やサービス提供上での課題（複数回答）

事業所の運営やサービス提供上の課題については、「職員の確保が難しい」が最も多くなっています。

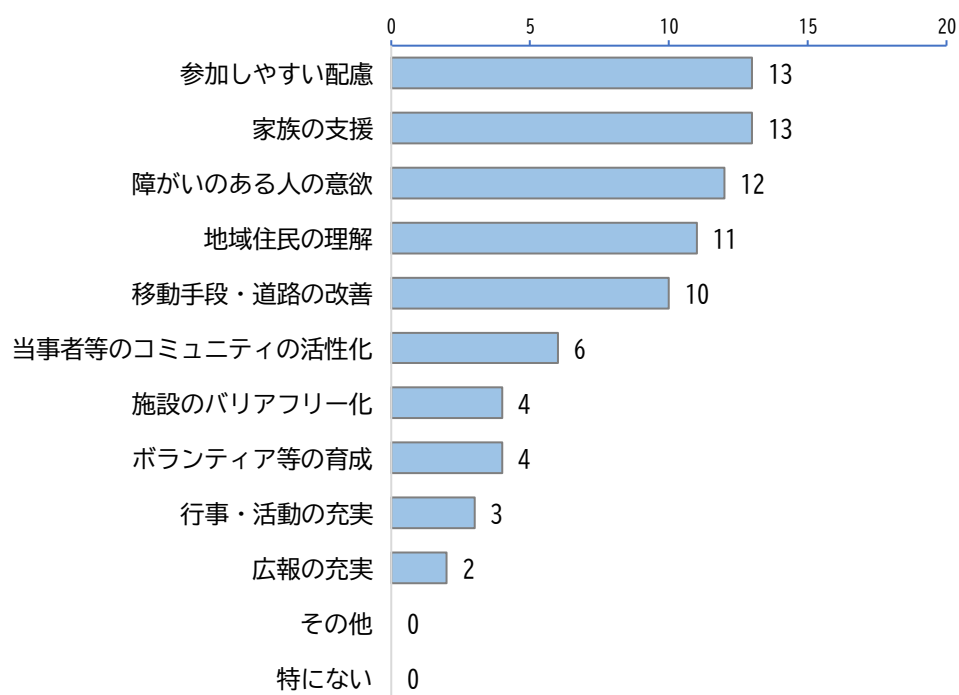
(n=26)



⑥ 障がい者が地域や社会に参加していくために必要なこと（複数回答）

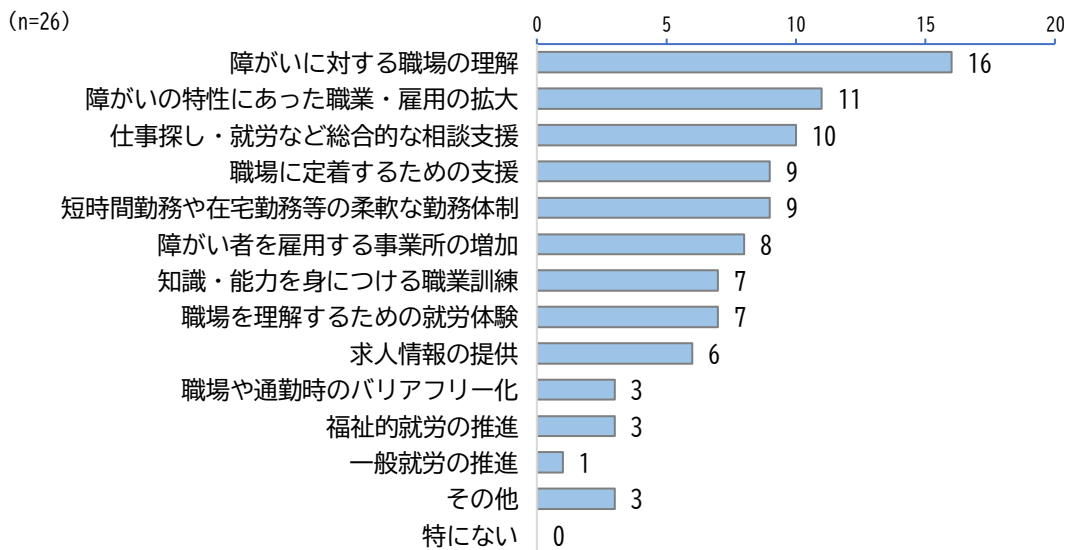
あさぎり町で障がい者が地域や社会に参加していくために必要なことについては、「参加しやすい配慮」、「家族の支援」がともに最も多くなっています。

(n=26)



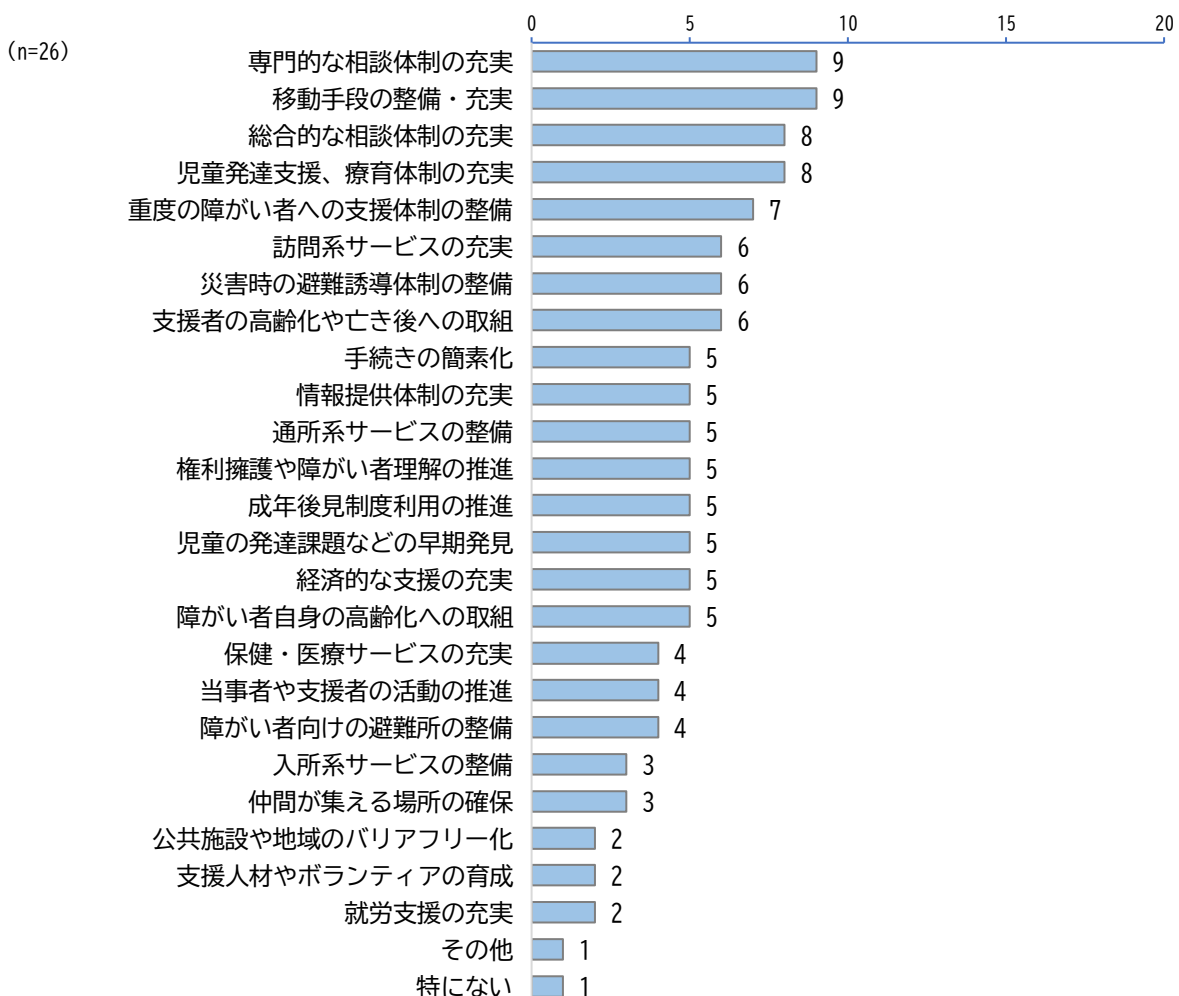
⑦ 障がい者の就労のために必要な支援（複数回答）

障がい者の就労のために必要な支援については、「障がいに対する職場の理解」が最も多くなっています。



⑧ あさぎり町の障がい者福祉施策として必要なこと（複数回答）

あさぎり町の障がい者福祉施策として必要なことについては、「専門的な相談体制の充実」、「移動手段の整備・充実」がともに最も多くなっています。



(5) 関係団体向けアンケート調査

①活動上の課題	
・ 後継者不足	・ 人材不足
・ 社会・地域の認識	・ 活動時間の確保
②連携の状況について	
・ 相談者から相談員*、行政と連携を取ってはいるが、町内の相談者の人数に対して相談員の人数が不足している。	
③あさぎり町で障がい者が地域や社会に参加していくために必要なこと	
・ 参加しやすい配慮	・ 行事・活動の充実
・ 広報の充実	・ 家族の支援
・ 地域住民の理解	・ 障がいがある人の意欲
④町の障がい者福祉施策及び就労支援として必要なこと	
・ 障がいに対する職場の理解	・ 職場に定着するための支援
・ 障がい者を雇用する事業所の増加	・ 短時間勤務や在宅勤務等の柔軟な勤務体制
・ 障がいの特性にあった職業・雇用の拡大	
⑤町の障がい者福祉施策として今後必要なこと	
・ 総合的な相談支援の充実	・ 専門的な相談体制の充実
・ 手続きの簡素化	・ 通所系サービスの整備
・ 移動手段の整備・充実	・ 当事者や支援者の活動の推進
・ 権利擁護や障がい者理解の推進	・ 児童発達支援、療育体制の充実
・ 就労支援の充実	・ 障がい者向けの避難所の整備
・ 支援者の高齢化や亡き後への取組	
⑥町の障がい者福祉施策に関する意見・要望	
・ 相談者は幼児から高齢者までいるので、相談員も色々な年齢層がいた方が良いと思う。 ・ 現行の市町村相談員規定では活動に限界があるため、時代に沿った改革が必要だと思う。 ・ 新たに自閉症などと診断された保護者の方は、不安を抱えているため、相談ができる各種団体があることを周知してほしい。	

*このページある「相談員」には、

指定特定相談支援及び指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員、市町村障害者相談支援事業の相談員、町の身体障がい者相談員・知的障がい者相談員、障害者就業・生活支援センター、病院のケースワーカーなどが挙げられます。

第3章 前期計画の実施状況

前期計画で定めた成果目標や障害福祉サービスの実施状況は以下のとおりです。

1 成果目標の評価

成果目標 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域移行者数については実績がなく、施設入所者数については達成には至らない見込みとなっています。

国の基本指針
- 令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 - 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

町の成果目標
- 令和5年度末時点で施設入所者の2人以上が地域生活へ移行することを目指します。 - 令和5年度末時点の施設入所者数を23人とします。

【目標値】

項目	基準値	目標値
地域生活移行者数	令和元年度末 施設入所者数 24 人	令和5年度末 2 人 (8.3%移行)
施設入所者数	令和元年度末 施設入所者数 24 人	令和5年度末 23 人 (1 人 4.2%削減)

【実績】

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込	達成状況
地域生活移行者数	0 人	0 人	0 人	未達成
施設入所者数	25 人	25 人	25 人	未達成

成果目標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の共同生活援助利用者数については目標値を達成する状況となっています。

町の成果目標
・成果目標 2 に関する国の第 6 期の基本指針では、都道府県に対して精神病床における退院率に関する成果目標の設定を求めています。成果目標 2 に関する市町村の成果目標は示されていませんが、精神障がい者の地域移行支援事業等に関する活動指標を見込むことが適当とされていることから、以下のとおり活動指標を見込みます。 ・地域包括ケアシステムの構築に関して、人吉球磨圏域単位では熊本県が設置を行っているため、今後は市町村単位での設置について検討を行います。

【目標値：活動指標（参考）】

	令和 3 年度計画	令和 4 年度計画	令和 5 年度計画
精神障がい者の地域移行支援利用者数（人）	0 人	0 人	1 人
精神障がい者の地域定着支援利用者数（人）	0 人	0 人	1 人
精神障がい者の共同生活援助利用者数（人）	4 人	5 人	6 人
精神障がい者の自立生活援助者数（人）	0 人	0 人	1 人

【実績：活動指標（参考）】

	令和 3 年度実績	令和 4 年度実績	令和 5 年度見込	達成状況
精神障がい者の地域移行支援利用者数（人）	0 人	0 人	0 人	未達成
精神障がい者の地域定着支援利用者数（人）	0 人	0 人	0 人	未達成
精神障がい者の共同生活援助利用者数（人）	4 人	6 人	7 人	達成
精神障がい者の自立生活援助者数（人）	0 人	0 人	0 人	未達成

成果目標3 地域生活支援拠点等における機能の充実

人吉球磨圏域で地域生活支援拠点1か所整備しており、年1回以上運用状況を検証、検討しています。

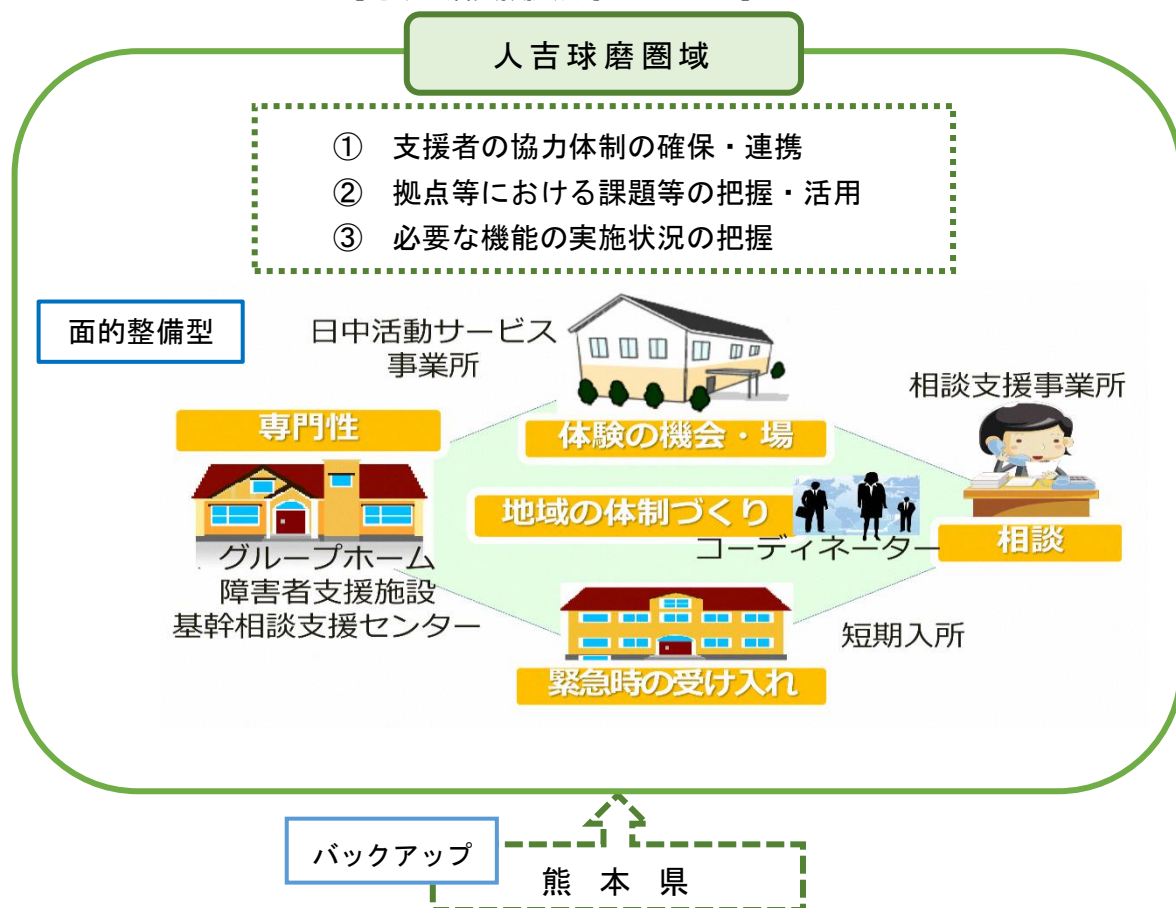
国の基本指針
令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

町の成果目標
令和2年度中に人吉球磨圏域共同で設置する地域生活支援拠点について、その機能の充実のため、人吉球磨圏域共同で運用状況の検証・検討を行います。

【実績】

地域生活支援拠点の整備の状況	達成状況
人吉球磨圏域で地域生活支援拠点1か所整備しており、年1回以上運用状況を検証、検討しています。	達成

【地域生活支援拠点等のイメージ】



成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数については、就労継続支援A型での一般就労移行者数において達成する見込みとなっています。

国の基本指針	
	・福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。
	・福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
	・そのうち、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上、就労継続支援A型については、おおむね1.26倍以上、就労継続支援B型についてはおおむね1.23倍以上を目指すこととする。

町の成果目標	
令和5年度の就労移行支援事業及び就労継続支援事業を利用して一般就労に移行する人数について4人を目標とします。	

【目標値】

項目		基準値	目標値
福祉施設から一般就労への移行者数		令和元年度 3人	令和5年度 4人
内 訳	就労移行支援事業を利用（人）	令和元年度 1人	令和5年度 2人
	就労継続支援（A型）のみ（人）	令和元年度 2人	令和5年度 2人
	就労継続支援（B型）のみ（人）	令和元年度 0人	令和5年度 0人

【実績】

項目		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込	達成状況
福祉施設から一般就労への移行者数		1人	1人	1人	未達成
内 訳	就労移行支援事業を利用（人）	0人	1人	0人	未達成
	就労継続支援（A型）のみ（人）	1人	0人	1人	達成
	就労継続支援（B型）のみ（人）	0人	0人	0人	—

(2) 就労定着支援事業に関する目標

就労定着支援事業の利用者については実績がない状況です。

国の基本指針
・ 就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業所数等を踏まえた上で、令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業の利用を7割以上とする。 ・ 就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

町の成果目標
・ 現在、就労定着支援事業を実施する事業所が人吉球磨圏域内にないことから、事業を実施する事業所の確保に努めます。また、就労定着支援事業所ができるまでは、障害者就業・生活支援センターやジョブコーチと連携し支援を行います。 ・ 令和5年度の、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する方のうち就労定着支援事業の利用者数について、1人を目標とします。

【目標値：活動指標（参考）】

	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
就労移行支援事業所を通じて一般就労に移行した者のうち就労移行支援を利用する者	0人	0人	1人

【実績：活動指標（参考）】

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込	達成状況
就労移行支援事業所を通じて一般就労に移行した者のうち就労移行支援を利用する者	0人	0人	0人	未達成

成果目標 5 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターについては、人吉球磨圏域共同で1か所設置しています。保育所等訪問支援事業所については、町内に1事業所あり、保育所等訪問支援を利用できる体制は構築されています。事業を継続して実施できるように、体制の維持に努めています。

国の基本指針
・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。 ・令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

町の成果目標
・人吉球磨圏域共同で児童発達支援センターの設置は完了していることから、今後は人吉球磨圏域共同での児童発達支援センターの提供体制の維持と機能強化を図ります。 ・現在、町内に1事業所があり、保育所等訪問支援を利用できる体制は構築されています。今後は、事業を継続して実施できるように、体制の維持に努めます。

【実績】

	達成状況
児童発達支援センターについては、人吉球磨圏域共同で1か所設置しています。	達成
保育所等訪問支援事業所については、町内に1事業所あり、保育所等訪問支援を利用できる体制は構築されています。事業を継続して実施できるように、体制の維持に努めています。	達成

（２）重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の町内の設置には至っていませんが、人吉球磨圏域共同で圏域内に1か所の設置を行い、提供体制の確保を行っています。医療的ケア児に関するコーディネーターについては、人吉球磨圏域で設置について協議を行っていきます。

国の基本指針
・令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 ・令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

町の成果目標
・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、人吉球磨圏域内に1箇所ありますが、利用ニーズにそった提供体制の維持と機能強化を図ります。 ・医療的ケア児に関するコーディネーターの配置について、人吉球磨圏域で検討を行います。

【実績】

	達成状況
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の町内の設置には至っていませんが、人吉球磨圏域共同で圏域内に1か所の設置を行い、提供体制の確保を行っています。	達成
医療的ケア児への支援については、人吉球磨障がい者総合支援協議会で、設置に関する協議を行いましたが、設置には至っておりません。	未達成

成果目標 6 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターの設置については、人吉球磨圏域共同で協議を進めていますが、設置には至っていないため、今後も協議を行っていきます。

国の基本指針
・令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを基本とする。

町の成果目標
・令和5年度までに、人吉球磨圏域共同で『基幹相談支援センター』を設置する予定です。この『基幹相談支援センター』を、総合的・専門的な相談支援を行う機関としても位置付け、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制強化の機能を持たせるよう、人吉球磨圏域での協議を行います。

【目標値：活動指標（参考）】

	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	無	無	有
実施内容	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言		実施
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援		実施
	地域の相談機関との連携強化の取組		実施

【実績：活動指標（参考）】

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込	達成状況
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	無	無	無	未達成
実施内容	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	—	—	評価無し
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援	—	—	評価無し
	地域の相談機関との連携強化の取組	—	—	評価無し

成果目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への職員の参加や障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果の活用については、目標値を達成する状況となっています。

国の基本指針
・ 令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とする。

町の成果目標
・ 熊本県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に、障害福祉サービス等関連業務を担当する職員を派遣します。 ・ 障害者自立支援審査支払等システム等については、現在、担当課で審査結果の分析を実施し事業者等のサービス給付状況の把握を行っています。サービスの質の向上を図るために、人吉球磨障がい者総合支援協議会と連携し、具体的にどのような形での分析結果の共有や活用が考えられるか、今後検討を行います。

【目標値：活動指標（参考）】

	令和3年度計画	令和4年度計画	令和5年度計画
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	4人	4人	4人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその回数	有	有	有
その回数	1回	1回	1回

【実績：活動指標（参考）】

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込	達成状況
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数	4人	4人	4人	達成
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその回数	無	有	有	達成
その回数	1回	1回	1回	達成

2 障害福祉サービス等の利用状況

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの利用実績については、「居宅介護」、「同行援護」の利用時間は計画を下回って推移していますが、利用者数は計画を上回って推移しています。

「重度訪問介護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」は、利用実績がありません。

第6期計画							
種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度見込	
		時間/月	人/月	時間/月	人/月	時間/月	人/月
居宅介護	計画	190	11	190	11	190	11
	実績	137	13	138	15	131	13
	増減	△ 53	2	△ 52	4	△ 59	2
重度訪問介護	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	0	0	0	0
同行援護	計画	16	1	16	1	16	1
	実績	0	0	0	0	1	1
	増減	△ 16	△ 1	△ 16	△ 1	△ 15	0
行動援護	計画	16	1	16	1	16	1
	実績	0	0	0	0	0	0
	増減	△ 16	△ 1	△ 16	△ 1	△ 16	△ 1
重度障害者等包括支援	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの実績については、「生活介護」の利用実績が計画を大きく下回って推移しています。一方、「就労継続支援（A型）」、「就労継続支援（B型）」の利用実績は、計画を上回って推移しており、特に「就労継続支援（A型）」で大きな差異がみられます。

第6期計画							
種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度見込	
		人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月
生活介護	計画	931	55	936	55	952	56
	実績	872	49	813	48	840	46
	増減	△ 59	△ 6	△ 123	△ 7	△ 112	△ 10
自立訓練（機能訓練）	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	計画	21	1	21	1	21	1
	実績	0	0	4	1	23	1
	増減	△ 21	△ 1	△ 17	0	2	0
就労移行支援	計画	51	4	46	4	42	3
	実績	61	4	22	3	12	2
	増減	10	0	△ 24	△ 1	△ 30	△ 1
就労継続支援（A型）	計画	663	39	676	40	690	41
	実績	794	53	888	51	944	53
	増減	131	14	212	11	254	12
就労継続支援（B型）	計画	887	51	907	52	939	53
	実績	962	56	978	57	1,025	55
	増減	75	5	71	5	86	2
就労定着支援	計画		1		0		1
	実績		0		0		0
	増減		△ 1		0		△ 1
療養介護	計画		8		8		8
	実績		9		9		10
	増減		1		1		2
短期入所（福祉型）	計画	42	11	39	11	38	11
	実績	29	9	47	11	51	15
	増減	△ 13	△ 2	8	0	13	4
短期入所（医療型）	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	0	0	0	0

(3) 居住系サービス

居住系サービスの利用実績については、「自立生活援助」、「共同生活援助」、「施設入所支援」いずれも概ね計画のとおりに移っています。

第6期計画				
種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
		人/月	人/月	人/月
自立生活援助	計画	0	1	1
	実績	0	0	0
	増減	0	△ 1	△ 1
共同生活援助	計画	30	32	34
	実績	33	34	32
	増減	3	2	△ 2
施設入所支援	計画	25	25	25
	実績	25	25	24
	増減	0	0	△ 1

(4) 相談支援

相談支援の利用実績については、「計画相談支援」の利用実績が計画を上回って移っています。

「地域移行支援」、「地域定着支援」は、利用実績がありません。

第6期計画				
種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
		人/年	人/年	人/年
計画相談支援	計画	160	160	160
	実績	167	167	178
	増減	7	7	18
地域移行支援	計画	0	0	1
	実績	0	0	0
	増減	0	0	△ 1
地域定着支援	計画	0	0	1
	実績	0	0	0
	増減	0	0	△ 1

3 地域生活支援事業の利用実績

地域生活支援事業の利用実績については以下のとおりです。

(1) 必須事業

実際の利用ニーズがなく利用実績がない事業もありますが、提供体制を整備し、利用ニーズに対して適切に対応しています。

理解促進研修・啓発事業は、窓口等でのパンフレットの設置や広報誌、町のホームページ掲載やあさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク会議等での熊本県の啓発パンフレット配布などの取組を実施しています。

成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業については、利用実績はありません。

第6期計画				
種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
理解促進研修・啓発事業（実施の有無）	計画	有	有	有
	実績	有	有	有
	増減	—	—	—
自発的活動支援事業（実施の有無）	計画	有	有	有
	実績	有	有	有
	増減	—	—	—
障害者相談支援事業（箇所）	計画	3	3	3
	実績	3	3	3
	増減	0	0	0
基幹相談支援センター等機能強化事業（実施の有無）	計画	無	無	有
	実績	無	無	無
	増減	—	—	—
成年後見制度利用支援事業（人/年）	計画	1	1	1
	実績	0	0	0
	増減	△1	△1	△1
成年後見制度法人利用支援事業（人/年）	計画	1	1	1
	実績	0	0	0
	増減	△1	△1	△1
手話通訳者（手話奉仕員）・要約筆記者派遣事業（件/年）	計画	45	45	45
	実績	17	27	17
	増減	△28	△18	△28

①日常生活用具給付等事業

「自立生活支援用具」、「在宅療養等支援用具」、「情報・意思疎通支援用具」、「排泄管理支援用具」の利用実績が計画を上回って推移しています。

「介護・訓練支援用具」、「居住生活動作補助用具（住宅改修費）」の利用実績はありません。

第6期計画				
種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
		件/年	件/年	件/年
介護・訓練支援用具	計画	1	1	1
	実績	0	0	0
	増減	△1	△1	△1
自立生活支援用具	計画	1	1	1
	実績	3	3	1
	増減	2	2	0
在宅療養等支援用具	計画	1	1	1
	実績	2	2	2
	増減	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	計画	5	5	5
	実績	5	7	5
	増減	0	2	0
排泄管理支援用具	計画	300	370	390
	実績	348	363	400
	増減	48	△7	10
住宅改修	計画	1	1	1
	実績	0	0	0
	増減	△1	△1	△1

②移動支援事業

個別支援型は、令和4年度の利用実績が計画値を大きく上回っており、令和5年度は500時間/年、6人/年の見込みとなっています。

第6期計画							
種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度見込	
		時間/年	人/年	時間/年	人/年	時間/年	人/年
個別支援型	計画	480	8	480	8	480	8
	実績	388	8	523	8	500	6
	増減	△92	0	43	0	20	2

③地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターⅠ型は人吉市内の施設1箇所、Ⅲ型は町内の施設1箇所、それぞれ利用ニーズに対して適切にサービスを提供しています。

第6期計画							
種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度見込	
		箇所	人/年	箇所	人/年	箇所	人/年
地域活動支援センターⅠ型	計画	1	400	1	400	1	400
	実績	1	362	1	374	1	380
	増減	0	△38	0	△26	0	△20
地域活動支援センターⅢ型	計画	1	920	1	940	1	950
	実績	1	970	1	920	1	930
	増減	0	50	0	△20	0	△20

※地域活動支援センターⅢ型には、多良木町と湯前町の施設利用分は含まれていません。

(2) 任意事業

日中一時支援事業は、計画値を大きく上回る利用ニーズがあったものの、適切にサービスを提供しています。

第6期計画										
種類	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度見込		
		人/年	日/年	時間/年	人/年	日/年	時間/年	人/年	日/年	時間/年
日中一時支援事業	計画	18	700	2,500	18	700	2,500	18	700	2,500
	実績	10	841	1,975	10	790	1,959	11	828	1,932
	増減	△8	141	△525	△8	90	△541	△7	128	△568
巡回支援専門員整備事業	計画	150			150			150		
	実績	139			85			75		
	増減	△11			△65			△75		
自動車運転免許取得・改造助成事業	計画	1			1			1		
	実績	3			1			0		
	増減	2			0			△1		
自動車改造助成事業	計画	1			1			1		
	実績	0			0			0		
	増減	△1			△1			△1		

3 障害児通所支援

障害児通所支援の利用実績については以下のとおりです。

(1) 障害児通所支援

障害児通所支援の利用実績については、「放課後等デイサービス」の利用実績が概ね計画を上回って推移しており、「児童発達支援」、「保育所等訪問支援」の利用実績は、概ね計画を下回って推移しています。「医療型児童発達支援」、「居宅訪問型児童発達支援」の利用実績はありません。

第6期計画							
種類	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度見込	
		人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月
児童発達支援	計画	90	24	94	27	98	30
	実績	76	18	86	29	46	17
	増減	△ 14	△ 6	△ 8	2	△ 52	△ 13
医療型児童発達支援	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	計画	771	62	776	63	780	64
	実績	792	70	697	77	742	78
	増減	21	8	△ 79	14	△ 38	14
保育所等訪問支援	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	0	1	1
	増減	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	0	0
居宅訪問型児童発達支援	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	0	0	0	0

(2) 障害児相談支援

障害児相談支援の利用実績については、計画を下回って推移しています。

第6期計画				
種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
		人/月	人/月	人/月
障害児相談支援	計画	25	27	30
	実績	24	25	26
	増減	△ 1	△ 2	△ 4

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児に対するコーディネーターの配置人数の実績はありません。

第6期計画				
種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
		人/月	人/月	人/月
コーディネーター の配置人数(人)	計画			
	実績	0	0	0
	増減	0	0	0



4 アンケート調査結果及び課題まとめ

■アンケート調査結果まとめ

【障がい者】

- ・支援者が支援できなくなった際の対応については、「同居する他の家族・親族に頼む」27.7%、「施設や病院などに一時的に依頼する」18.6%、「考えたことがない」13.5%となっています。
- ・医療的ケアの有無については、「受けている」26.5%、「受けていない」64.4%となっています。
- ・身体の機能を補うための用具の利用状況については、「利用している」39.4%、「利用していない」53.9%となっています。
- ・意思疎通を支援するための手段・機器・サービス等の利用状況については、「利用している」8.1%、「利用していない」81.4%となっています。
- ・障がい、病気、けが等のために通院や在宅医療を受けている頻度については、「1ヶ月に1回程度」32.3%、「2～3ヶ月に1回程度」16.8%、「医療機関にかかっていない」12.0%となっています。
- ・外出する時の困りごととして、「バスなどの公共機関が少ない(ない)」15.5%、「道路や駅に階段や段差が多い」12.8%、「困った時にどうすればいいのか心配」12.2%となっています。
- ・収入を得る仕事の有無については、「現在、収入を得る仕事をしている」26.5%、「現在、収入を得る仕事をしていない(就学中の場合を除く)」50.9%となっています。
- ・地域活動や地域の行事に参加状況については、「まったく参加していない」49.1%、「あまり参加していない」16.0%、「時々参加している」13.7%となっています。
- ・悩みや困ったことの相談先については、「家族や親せき」70.0%、「友人・知人」28.2%、「かかりつけの医師や看護師」17.8%となっています。
- ・成年後見制度の認知度については、『知っている』(「名前も内容も知っている」と「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の合計)が47.3%となっています。
- ・障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験については、『ある』(「ある」と「少しある」の合計)26.9%となっています。障がい種別で『ある』の割合をみると、身体20.8%、療育34.4%、精神50.9%となっています。
- ・災害時ひとりでの避難可否については、「できる」38.2%、「できない」37.2%、「わからない」16.3%となっています。また、災害時、避難を助けてくれる人については、「いる」78.1%、「いない」15.2%となっています。

【障がい児】

- ・発達障がいの診断されたことについては、「ある」78.7%、「ない」21.3%となっています。
- ・必要と思うサービス等については、小中高及び特別支援学校いずれも「発達障がい児に

に対する教育のサポート体制の充実」が最も高くなっています。

- ・就労時において必要なサービス等については、「適職についてなど就労に関する相談機能の充実」80.3%、「自立の訓練施設の充実」65.6%、「社会福祉制度や親の会などの情報提供の充実」45.9%となっています。
- ・障害者差別解消法の認知度については、「知っている」34.4%、「知らない」62.3%となっています。
- ・子どもが障がいがあることを理由に差別された経験については、「ある」11.5%、「ない」83.6%となっています。
- ・あさぎり町は、障がいのある人にとって暮らしやすいかについては、「どちらかという暮らしやすい」45.9%、「どちらかという暮らしにくい」29.5%、「とても暮らしやすい」13.1%となっています。
- ・必要な施策・取組については、「相談体制の充実」、「サービス利用手続きの簡素化」68.9%、「個性を生かした保育・教育内容の充実」57.4%などとなっています。

■ 全般的な課題

- ・障がい者本人や支援する家族の高齢化が進行していることから、地域資源が減少する中、障害福祉サービス等の適切な提供とそのための体制整備及び人材の確保・育成が重要となります。
- ・療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加し、国も障がい者の地域生活の継続をより一層推進していることから、地域生活への支援、就労支援、権利擁護など、障がい者の地域生活に関する多様なサービスの充実と環境整備が重要となります。
- ・一般就労に関する全般的な課題として、事業者と障がい者のニーズのマッチングが困難で一般就労が進まないことや、障がい者からは職場及び上司、同僚の障がいへの理解促進を求められていることから、就労定着支援事業の提供体制の確保や、適切な相談による就労への不安の解消など多様な取組を検討する必要があります。
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は人吉球磨圏域内に1箇所ありますが、利用ニーズにそった提供体制について検討が求められます。

■ 訪問系サービスに関する課題

- ・居宅介護は、利用時間の実績が計画を大きく下回っていることから、利用ニーズの把握と適切な見込量の設定が必要となります。

■ 日中活動系サービスに関する課題

- ・生活介護は利用実績が計画値を大きく下回っています。
- ・就労移行支援事業は計画値を大きく下回り、成果目標についても未達成となっています。

要因として、訓練が目的であり賃金・工賃が基本的に発生しないため収入を得たいとのニーズと合わないこと、また、サービスの認知度が低く新規利用者がいなかったことが考えられます。今後はサービスの周知と、利用期限があるという特性を踏まえた見込量の設定が重要となります。

- ・就労継続支援（Ａ型）は、利用ニーズに対する適切な提供体制の確保が課題となります。
- ・就労定着支援は、現在、人吉球磨圏域内に実施事業所がありません。今後は国の一般就労に関する方針を踏まえて、提供体制の確保を検討する必要があります。

■ 居住系サービスに関する課題

- ・共同生活援助（グループホーム）は、概ね計画のとおり推移しており、今後は事業者の状況等も踏まえて、見込量の検討を行う必要があります。
- ・施設入所支援は、概ね計画のとおり推移しており、今後も待機の状況等を踏まえて見込量を設定する必要があります。

■ 相談支援に関する課題

- ・計画相談支援及び障害児相談支援については、相談員が不足しており、提供体制の確保を検討する必要があります。
- ・地域移行支援と地域定着支援については、国の地域生活への移行に関する方針を踏まえて、提供体制の確保を検討する必要があります。

■ 地域生活支援事業に関する課題

- ・地域生活支援事業の事業種類によってはニーズがなく、利用がない事業や利用が少ない事業もありますが、利用状況と利用ニーズを踏まえた適切な見込量の設定が重要となります。
- ・排泄管理支援用具の利用実績が計画を大きく上回って推移しています。

■ 障害児通所支援等に関する課題

- ・放課後等デイサービスの利用人数は計画値を上回って推移しており、ニーズと提供体制を把握し、適切なサービスの給付量を見込む必要があります。また、療育の必要性に応じた提供体制が求められます。
- ・重症心身障がい児に対応できる施設の利用ニーズに対し、提供体制が不足しています。
- ・保育所等訪問支援について、事業を十分に活用するために、訪問対象施設への事業内容の周知と、実施事業所、対象施設、保護者の三者の連携の強化が必要となります。

第4章 基本的理念等

1 基本理念

障がいのある人もない人も共に生きていく社会

本計画においては、あさぎり町障がい者計画の基本理念と同じく『障がいのある人もない人も共に生きていく社会』を基本理念とし、障がいのある人が、住み慣れた地域の中での生活を継続しながら、すべての方が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する町の実現を目指します。

そのために、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を推進します。整備については、障がいの多様化、重度化や高齢化といった課題も踏まえ、身近な地域で適切なサービスが受けられることで暮らすことができるよう、地域生活や就労の支援、相談支援など多様なサービスの整備と内容の充実、それを支える人材の確保に努めます。

また、障がい児への支援については、障がい児本人の最善の利益を考慮し、これまでの支援に加え、早期からライフステージにそった切れ目のない支援を提供する体制の整備や、医療的ケア児などの専門的な支援が必要な児童への包括的な支援体制の構築などを目指し、熊本県や近隣自治体とも連携し、より一層充実した地域支援体制の構築を図ります。

2 取組の方向性

1 利用者本位のサービスの提供

障がい者が地域で充実した生活を送るためには、本人や家族のニーズ、さらには地域の社会資源を考慮した利用者本位のサービス提供や適切な情報提供が必要となります。

障がい者やその家族の相談に応じ、情報提供を行うとともに、必要な援助を行う相談支援事業の充実を図り、障害福祉サービス及び成年後見制度等の地域生活支援事業等の利用を促進します。

また、障がい者等のライフステージに合わせた保健、医療、福祉、保育、教育、就労の場の連携による総合的なサービス提供体制の整備を進めます。障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

2 障がいの種別を問わない障害福祉サービス等の実施

身体障がい者、知的障がい者、発達障がい者や高次脳機能障がい者を含む精神障がい者、難病患者といった障がいの種別、程度を問わず、適切なサービスの充実を図るとともに、人吉球磨圏域の近隣自治体及び熊本県等と連携し、サービスの提供体制の整備と充実、サービスに関する周知等を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを、引き続き周知し障害福祉サービスの活用を促します。

3 身近な地域でサービスを受けられる提供体制の整備

だれもが自ら居住する場所を選択し、必要とするサービスの支援を受けながら、自立と社会参加の実現ができるよう、身近な地域でサービスを受けられる提供体制の整備に努めます。また、サービスを支える中核的な機能として、地域生活支援拠点の機能の充実や基幹相談支援センターの設置を図ります。

就労を希望する障がい者への就労支援などの課題に対応したサービス提供体制を充実するとともに、就労に関するサービスを実施する事業所の確保や職場の障がい者理解の促進といった就労環境の整備を行い、地域の社会資源を最大限に活用した就労支援に努めます。

4 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築と社会参加の促進

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野が、共通の理解に基づいて協働する包括的な支援体制の構築に取り組みます。

また、障がい者の地域における社会参加を促進するために、障がい者の多様なニーズを踏まえて、地域での自主的な活動や文化活動に関する支援を行います。

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、町が主体となり、障がい種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援を行うサービスの充実を図るとともに、熊本県や近隣自治体とも連携し地域の障がい児支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

加えて、重症心身障がい児を支援する施設の機能の強化や、医療的ケア児等が、保健、医療、障がい福祉等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援が必要な児童に対する包括的な支援体制の構築を図ります。

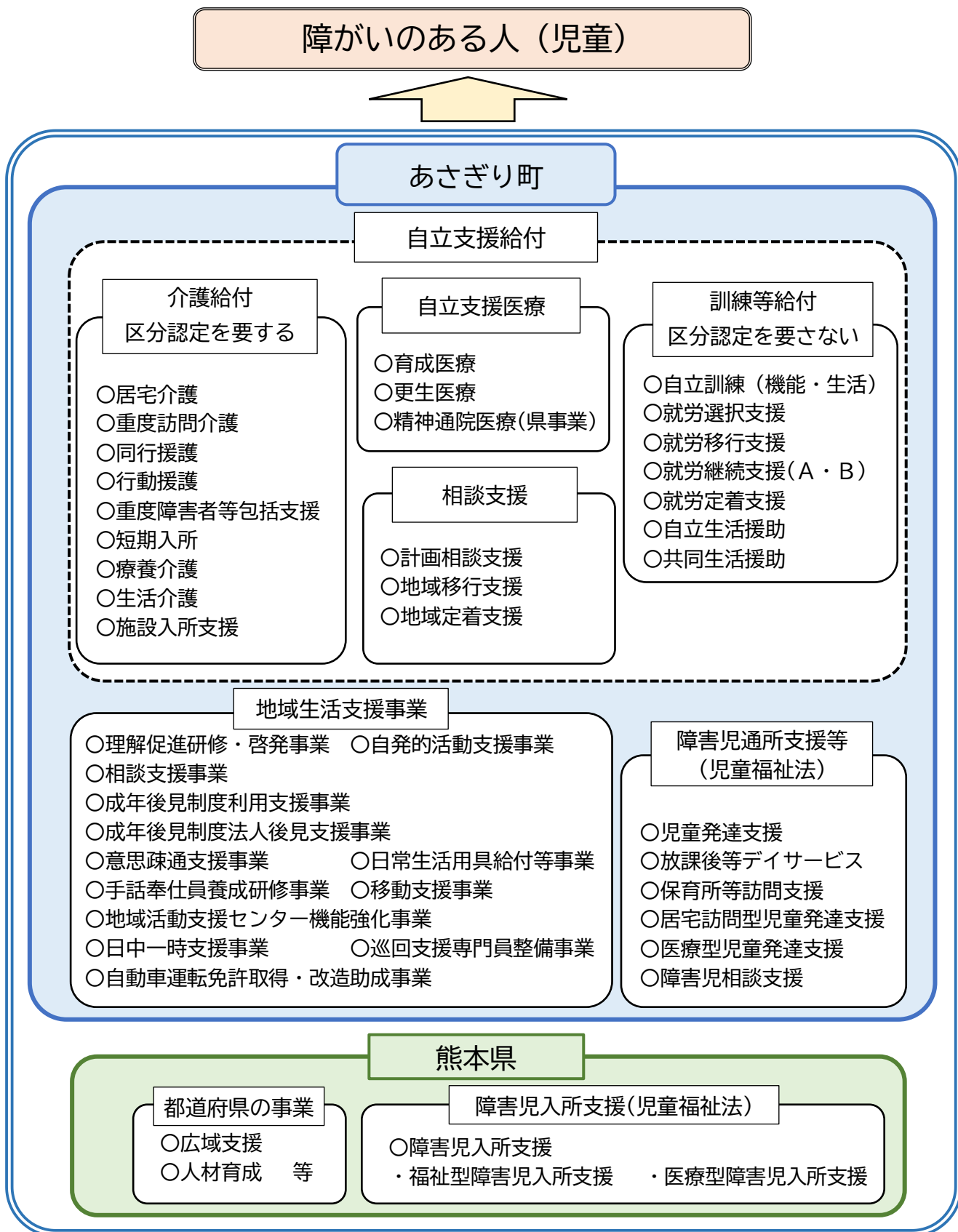
6 障がい福祉人材等の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいきます。

3 障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障がい児支援サービス等の体系は下図のとおりとなります。



第5章 成果目標の設定

障がい者や障がい児の自立支援の観点から、国の成果目標を基に、次の項目について令和8年度の町の成果目標等を設定しています。

成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本方針における成果目標
①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行する。 ②令和8年度時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

あさぎり町における成果目標
国の基本指針では、令和5年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活移行者数及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とするべきとされていますが、本町の実情を考慮して、 ①令和4年度末時点の施設入所者数の2人（8.0%移行）以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを目指します。 ②令和8年度時点の施設入所者数を23人（8.0%削除）とします。

【目標値】

	基準値	目標値
①地域生活移行者数	令和4年度 25人	令和8年度までの地域生活移行者数 2人（8.0%移行）
②施設入所者数		令和8年度までの施設入所者数 23人（8.0%削減）

【計画期間中における目標値】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①地域生活移行者数（人）	1人	0人	1人
②施設入所者数（人）	24人	24人	23人

成果目標2 地域生活支援の充実

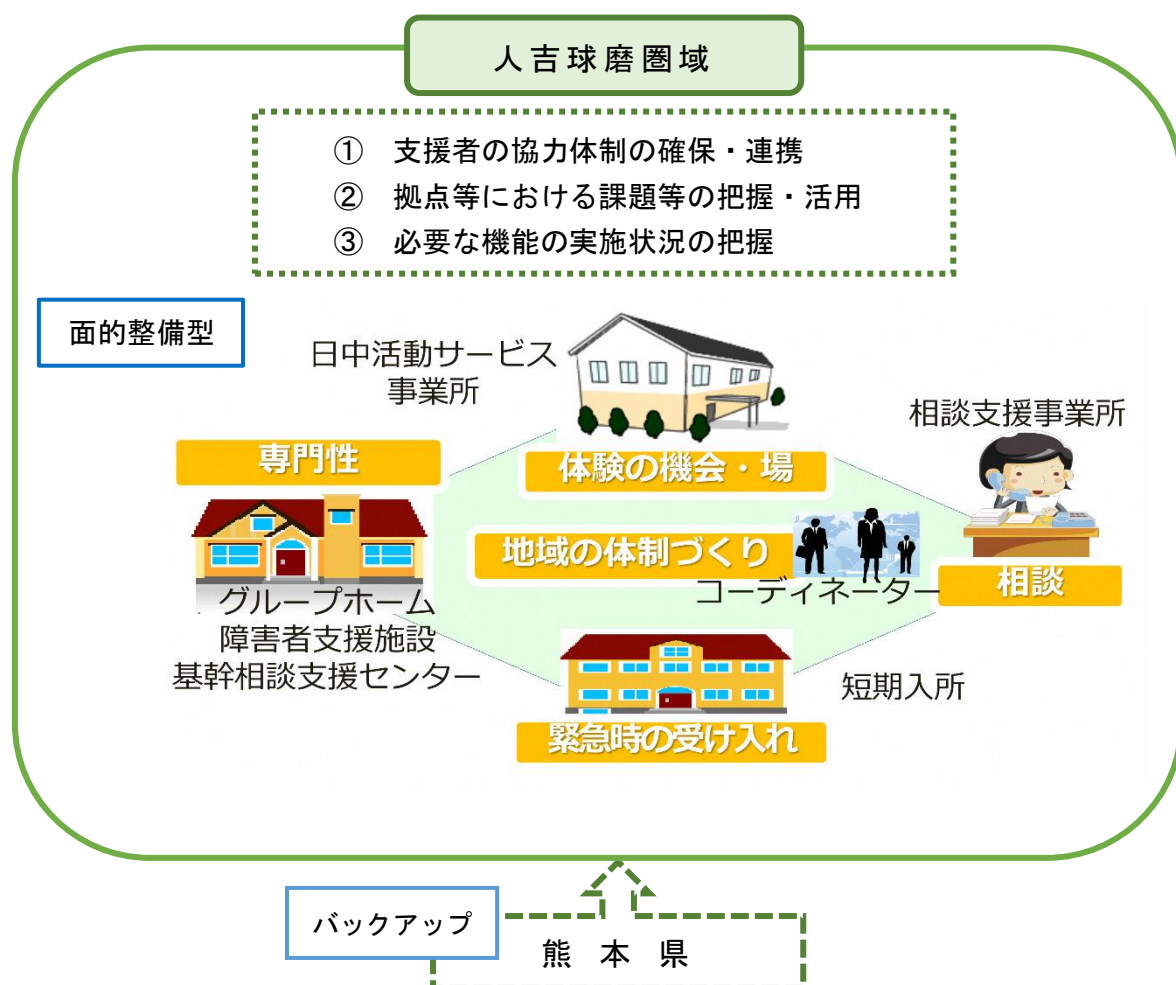
国の基本方針における成果目標

- ①令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
- ②令和8年度末までに強度行動障がい有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進める。

あさぎり町における成果目標

- ①人吉球磨圏域で地域生活支援拠点1か所整備しており、年1回以上運用状況を検証、検討しています。あわせて、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制の構築を進めます。
- ②令和8年度末までに強度行動障がい有する者に関して支援ニーズを把握し、人吉球磨圏域で支援体制の整備を進めます。

【地域生活支援拠点等のイメージ】



成果目標3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

国の基本方針における成果目標	
①福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。	
②就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。	
③就労継続支援（A型）事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上を目指す。	
④就労継続支援（B型）事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上を目指す。	
⑤就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。	

あさぎり町における成果目標	
国の基本指針では、令和5年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とするべきとされていますが、本町の実情を考慮して、 ①令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数について4人を目標とします。 ②～④本町の実情を考慮し、一般就労への移行者については就労継続支援（A型）利用者からの移行を2人見込みます。 ⑤人吉球磨圏域内で就労移行支援事業所を実施する事業所と連携し、目標達成に努めます。	

【目標値】

		基準値	目標値
福祉施設から一般就労への移行者数（人）		令和3年度 1人	令和8年度 4人
内 訳	就労移行支援事業を利用（人）	令和3年度 0人	令和8年度 2人
	就労継続支援（A型）のみ（人）	令和3年度 1人	令和8年度 2人
	就労継続支援（B型）のみ（人）	令和3年度 0人	令和8年度 0人

(2) 就労定着支援事業に関する目標

国の基本方針における成果目標
⑥就労定着支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.41倍以上とする。 ⑦就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

あさぎり町における成果目標
⑥、⑦就労定着支援事業を実施する事業所が人吉球磨圏域内にないことから、事業を実施する事業所の確保に努めます。

成果目標4 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本方針における成果目標
①令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となり、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。 ②令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。 ③令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも一カ所以上確保する。 ④令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

あさぎり町における成果目標
①人吉球磨圏域共同で児童発達支援センターの設置は完了しています。 ②令和8年度末までに、人吉球磨圏域において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。 ③令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を人吉球磨圏域において1カ所以上確保します。 ④令和8年度末までに、人吉球磨圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための医療的ケア児についての協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

成果目標5 相談支援体制の充実・強化等

国の基本方針における成果目標
①令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。 ②協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。

あさぎり町における成果目標
①令和8年度末までに人吉球磨圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置します。 ②人吉球磨障がい者総合支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保します。

成果目標6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本方針における成果目標
令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する。

あさぎり町における成果目標
令和8年度末までに本町において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

第6章 サービスの見込量と確保方策

1 障害福祉サービスの見込量と確保方策

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

内容	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
対象者	障害支援区分が区分1以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である人※通院等介助（身体介助を伴う場合）の場合は、区分2以上で条件項目に該当する人
見込量設定の考え方	利用人数は国の示す推計方法で算出し、利用時間は実績から1人当たり約10時間として見込量を設定しました。
確保方策	社会福祉協議会及び人吉球磨圏域内の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 （ホームヘルプ）	時間/月	137	138	131	135	145	155
	人/月	13	15	13	13	14	15

② 重度訪問介護

内容	自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
対象者	重度の肢体不自由者や知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある者であって常時介護が必要な人
見込量設定の考え方	これまで利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

③ 同行援護

内容	外出時に対象者に同行し、視覚的情報の支援（代筆・代読含む）や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
対象者	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者
見込量設定の考え方	これまでの利用実績を勘案し、令和6年度以降1人と設定しています。
確保方策	社会福祉協議会及び人吉球磨圏域内の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	時間/月	0	0	1	1	1	1
	人/月	0	0	1	1	1	1

④ 行動援護

内容	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
対象者	知的障がい又は精神障がい等により著しく行動が制限され、常時介護が必要とされる人（障害支援区分3以上）
見込量設定の考え方	これまで利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

⑤ 重度障害者等包括支援

内容	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等）を包括的に提供します。
対象者	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い者（障害支援区分6） ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がい者で、 ・気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある者
見込量設定の考え方	これまで利用実績がないことから、見込量を 0 人と設定しています。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

（２）日中活動系サービス

① 生活介護

内容	主として昼間において、地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
対象者	常に介護を必要とする方で、①49歳以下の場合は障害支援区分3以上（施設入所の場合は区分4以上）である人 ②50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）である人
見込量設定の考え方	これまでの利用実績を勘案し、利用日数は実績から1人当たり約18日として見込量を設定しました。
確保方策	人吉球磨圏域内外の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	872	813	840	846	846	846
	人/月	49	48	46	47	47	47

② 自立訓練（機能訓練）

内容	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障がいの居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
対象者	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者又は難病対象者
見込量設定の考え方	これまで利用実績がないことから、見込量を 0 人と設定しています。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 （機能訓練）	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

③ 自立訓練（生活訓練）

内容	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がいの居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
対象者	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者
見込量設定の考え方	これまでの利用実績を勘案し、利用日数は実績から1人当たり 16 日として見込量を設定しました。
確保方策	人吉球磨圏域内の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 （生活訓練）	人日/月	0	4	23	16	16	16
	人/月	0	1	1	1	1	1

④ 就労選択支援

内容	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
対象者	新たに就労継続 A 型事業を利用する意向の者 新たに就労継続 B 型事業を利用する意向の者 標準利用期間を超えて就労移行の利用を更新する者
見込量設定の考え方	令和 7 年度からの新たなサービスで、ニーズが不確定なため、見込量を 0 人と設定しています。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 見込	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
就労選択支援	人/月	-	-	-	-	0	0

⑤ 就労移行支援

内容	一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
対象者	就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、一般企業等に雇用されることが可能と見込まれる人
見込量設定の考え方	利用者数は国の示す推計方法で算出し、利用日数は実績から 1 人当たり約 11 日として見込量を設定しました。
確保方策	人吉球磨圏域内の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 見込	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
就労移行支援	人日/月	61	22	12	33	44	55
	人/月	4	3	2	3	4	5

⑥ 就労継続支援（A型）

内容	一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約あり）
対象者	企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の障がい者
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から 1 人当たり約 18 日として見込量を設定しました。
確保方策	人吉球磨圏域内の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 （A型）	人日/月	794	888	944	954	972	990
	人/月	53	51	53	53	54	55

⑦ 就労継続支援（B型）

内容	一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約なし）
対象者	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人等
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出した上で、令和8年度末までに新たに定員 10 名の事業所が整備されることが見込まれるため、その増加分も見込みました。利用日数は実績から 1 人当たり約 17 日として見込量を設定しました。
確保方策	人吉球磨圏域内の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 （B型）	人日/月	962	978	1,025	1,105	1,105	1,105
	人/月	56	57	55	65	65	65

⑧ 就労定着支援

内容	一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通し就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。
対象者	就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労を継続している期間が6か月を経過した人
見込量設定の考え方	利用実績はありませんでしたが、今後のニーズを勘案し、令和6年度以降1人と設定しています。
確保方策	人吉球磨圏域には就労定着支援実施事業所はなく、現在の利用者は人吉球磨圏域外で利用しています。今後は、実施事業所の確保を目指しつつ、利用ニーズに対しては、一般相談等を活用し必要な対応に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

⑨ 療養介護

内容	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
対象者	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で ①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の人 ②進行性筋委縮症や重症心身障がい者で障害支援区分5以上の人
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出した上で、今後のニーズを勘案し見込量を設定しました。
確保方策	人吉球磨圏域内の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人/月	9	9	10	10	10	11

⑩ 短期入所（福祉型）

内容	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。主に障害者支援施設等において比較的状态が安定し、医療的管理等を必要としない方が利用します。
対象者	障害支援区分が区分1以上の人 障がい児に必要なとされる支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から1人当たり約3.5日として見込量を設定しました。
確保方策	人吉球磨圏域内外の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（福祉型）	人日/月	29	47	51	49	49	49
	人/月	9	11	15	14	14	14

⑪ 短期入所（医療型）

内容	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。主に医療機関等において医療的管理等が必要な方が利用します。
対象者	遷延性意識障がい児・障がい者、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・障がい者等
見込量設定の考え方	これまで利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（医療型）	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

内容	定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。
対象者	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等
見込量設定の考え方	これまで利用実績がないことから、見込量を 0 人と設定しています。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0

② 共同生活援助(グループホーム)

内容	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
対象者	障がい者（身体障がいのある人にあつては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）
見込量設定の考え方	現在の利用状況に加え、待機状況と利用の相談等を踏まえて、見込量を設定しました。共同生活援助利用者のうち重度障がい者については、現在の利用状況を踏まえて1人とします。
確保方策	人吉球磨圏域内の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	33	34	32	34	35	36
うち 重度障がい者	人/月	1	1	1	1	1	1

※令和6年度より新規の見込量設定のため、令和3年度から令和5年度の実績値については（ ）をしています。

③ 施設入所支援

内容	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
対象者	生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上）、自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出した上で、成果目標の設定数値を勘案し、令和8年度の見込みを23名としました。
確保方策	障害支援区分認定に基づき、サービスを必要とする人が利用できるよう、人吉球磨圏域内外の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人/月	25	25	24	24	24	23

(4) 相談支援

① 計画相談支援

内容	■サービス利用支援 障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 ■継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
対象者	障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者 障害福祉サービスを利用する18歳未満の障がい者
見込量設定の考え方	障害福祉サービス等を利用する場合は基本的に利用するというサービスの特性を踏まえて、見込量を設定しました。
確保方策	サービスの性質上、月によって利用人数が変動しますが、障害福祉サービス等を利用する方は必ず利用するサービスであることから、利用希望に対して適切に対応できるように体制を確保します。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/年	167	167	178	185	188	190

② 地域移行支援

内容	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。
対象者	障がい者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者
見込量設定の考え方	これまで利用実績はありませんでしたが、今後のニーズを勘案し、令和8年度に1人と設定しています。
確保方策	人吉球磨地域精神保健福祉連絡会と人吉球磨圏域内外の事業所等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人/年	0	0	0	0	0	1

③ 地域定着支援

内容	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。
対象者	居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者
見込量設定の考え方	これまで利用実績はありませんでしたが、今後のニーズを勘案し、令和8年度に1人と設定しています。
確保方策	人吉球磨地域精神保健福祉連絡会と人吉球磨圏域内外の事業所等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人/年	0	0	0	0	0	1

(5) 地域生活支援拠点等

内容	①令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）します。 ②その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討します。 ③令和8年度末までに強度行動障がい有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可）を進めます。
確保方策	①人吉球磨圏域で地域生活支援拠点1か所整備しています。 ②その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討しています。人吉球磨圏域で協議し、令和8年度末までにコーディネーターを配置します。 ③人吉球磨圏域内で協議し、令和8年度末までに強度行動障がい有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

①地域生活支援拠点等の整備

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置箇所数	箇所	-	1	1	1	1	1

②コーディネーターの配置、検証及び検討の実施回数

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
検証・検討の実施回数	回/年	-	-	1	1	1	1
コーディネーターの配置人数	人/年	-	-	-	0	0	1

③強度行動障がい有する者への支援体制の整備

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
強度行動障がい有する者への支援体制	箇所	-	-	-	0	0	1 (圏域)

2 障がい児支援

(1) 障害児通所支援、障害児相談支援

① 児童発達支援

内容	未就学の障がい児に対し、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
対象者	未就学の障がい児
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から1人当たり約3.5日として見込量を設定しました。
確保方策	人吉球磨圏域内の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	76	86	46	62	66	69
	人/月	18	29	17	18	19	20

② 放課後等デイサービス

内容	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障がい児の自立を促進します。
対象者	就学中の障がい児
見込量設定の考え方	利用者数は、国の示す推計方法に基づき算出し、利用日数は実績から1人当たり約10日として見込量を設定しました。また、近年の状況を踏まえ、増加傾向で見込みました。
確保方策	就学している障がいのある児童に対して、放課後等デイサービスの提供とあわせて、学校教育と連携するとともに、学童クラブ（放課後児童クラブ）での障がい児受け入れを図ります。また、人吉球磨圏域内の事業者等と適切に連携し、サービスの提供体制の確保に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人日/月	792	697	742	809	819	829
	人/月	70	77	78	78	79	80

③ 保育所等訪問支援

内容	保育所等を訪問し、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
対象者	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児
見込量設定の考え方	令和5年度の利用実績を勘案し、令和8年度に2人と設定しています。
確保方策	保育所等における児童の状況を適切に把握し、必要に応じて適切な支援につなげます。また、事業対象施設に対する事業内容の再度の周知や、実施事業所と事業対象施設の連携の促進などを行い、事業が十分にその機能を果たすよう図ります。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	1	1	1	2
	人/月	0	0	1	1	1	2

④ 居宅訪問型児童発達支援

内容	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
対象者	重症心身障がい児等の重度の障がい児で、外出が困難な児童
見込量設定の考え方	これまで利用実績がないことから、見込量を0人と設定しています。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

⑤ 障害児相談支援

内容	■ 障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ■ 継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
対象者	障害児通所サービスを希望する児童
見込量設定の考え方	これまでの利用実績を勘案し、障害児通所支援等の利用を希望する方は必ず利用するというサービスの特性を踏まえて量を見込みました。
確保方策	サービスの性質上、月によって利用人数が変動しますが、利用希望に対して柔軟に相談支援を行える体制を確保します。障がいのある児童に対して早期に適切な支援が提供されるように、障害児相談支援の利用について、学校教育と福祉サービス事業者等の連携を図ります。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	24	25	26	27	28	29

（２）医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

内容	令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。
確保方策	令和8年度末までに、人吉球磨圏域で協議し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーター配置数	人/年	0	0	0	0	0	1

3 発達障がい者等に対する支援

内容	①現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラム等の開催回数の見込みを設定します。 ②現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、現状のピアサポートの活動の実施回数の見込みを設定します。
確保方策	人吉球磨圏域と共同でプログラム等の実施体制の確保に努めます。

① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の開催回数

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントプログラム開催回数	回/年	0	0	0	1	1	1
ペアレントトレーニング開催回数	回/年	0	0	0	1	1	1

② ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピアサポートの活動の実施回数	回/年	0	0	0	1	1	1



4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

内容	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村・都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となります。そのため、基本指針に基づき活動指標を明確にし、各項の取組を積極的に推進します。
確保方策	地域包括ケアシステムの構築に関して、人吉球磨圏域単位では熊本県により「人吉球磨地域精神保健福祉連絡会」が設置されています。あさぎり町単独での設置については「人吉球磨地域精神保健福祉連絡会」の取り組みを踏まえて対応を検討します。 「人吉球磨地域精神保健福祉連絡会」を活用し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、精神障がい者の地域移行支援事業等に関する活動指標を見込むことが適当とされていることから、以下の①～⑧のとおり活動指標を見込みます。

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	-	-	2	3	3	3

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	-	-	1	2	2	2

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	-	-	-	1	1	1

④ 精神障がい者の地域移行支援利用者数

単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	1

⑤ 精神障がい者の地域定着支援利用者数

単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	1

⑥ 精神障がい者の共同生活援助利用者数

単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	4	6	7	7	8	9

⑦ 精神障がい者の自立生活援助利用者数

単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	0

⑧ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数

単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	1	1	1	1	1

5 相談支援体制の充実・強化のための取組

内容	①基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定します。 ②基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定します。 ③人吉球磨障がい者総合支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定します。
----	--

① 基幹相談支援センターの設置の有無

単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
—	無	無	無	無	無	有

② 基幹相談支援センターによる支援

ア) 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	0	0	0	0	0	0

イ) 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数

単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件/年	0	0	0	0	0	0

ウ) 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	0	0	0	0	0	0

エ) 個別事例の支援内容の検証の実施回数

単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	0	0	0	0	0	0

オ) 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	0	0	0	0	0	1

③ 人吉球磨障がい者総合支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

ア) 人吉球磨障がい者総合支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数

単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	12	12	12	12	12	12

イ) 人吉球磨障がい者総合支援協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数

単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所	10	10	10	10	10	10

ウ) 人吉球磨障がい者総合支援協議会の専門部会の設置数

単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所	1	2	2	2	2	3

エ) 人吉球磨障がい者総合支援協議会の専門部会の実施回数

単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回/年	6	6	6	6	6	7

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

内容	①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定します。 ②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定します。
----	--

① 都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数

単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/年	4	4	4	4	4	4

② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共有する体制の有無	—	無	有	有	有	有	有
（共有する体制が有の場合） それに基づく 実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1

7 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者、障がい児が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じた事業を実施することで、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらずすべての人が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断によって実施する任意事業によって構成されます。本町が実施する地域生活支援事業は、以下のとおりです。

名称	実施事業
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業
	(2) 自発的活動支援事業
	(3) 相談支援事業
	(4) 成年後見制度利用支援事業
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業
	(6) 意思疎通支援事業
	(7) 日常生活用具給付等事業
	(8) 手話奉仕員養成研修事業
	(9) 移動支援事業
	(10) 地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	(1) 日中一時支援事業
	(2) 巡回支援専門員整備事業
	(3) 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

■必須事業■

(1) 理解促進研修・啓発事業

内容	地域住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会や事業所訪問、イベントなどの啓発活動を行います。
対象者	地域住民
見込量設定の考え方 及び確保方策	○障がいと障がい者への理解を深めることを目的として、窓口等へのパンフレットの設置や広報誌・町ホームページでの啓発活動を行います。 ○あさぎり町ささえ愛福祉ネットワークなどの町内各種団体の全体会で虐待の防止等に関するパンフレット等を配布します。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・ 啓発事業	—	有	有	有	有	有	有

あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク

ネットワークでは、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、支援を必要とする方及びその家庭に対し、声掛け・安否確認、在宅福祉サービスに関する情報提供、ニーズ把握、掘り起こし、相談・助言を行い、必要に応じ専門機関等へのつなぎを行うなど、地域の関係者や関係機関が連携し、気軽に相談できる体制づくりを構築しています。

活動内容：虐待・DV・自殺などの相談、予防、早期発見、早期対応、再発防止、啓発活動など

(2) 自発的活動支援事業

内容	障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、障がい者やその家族、地域住民等による地域による自発的な取組を支援します。
対象者	障がい者、その家族、地域住民等
見込量設定の考え方 及び確保方策	○障がいのある方やその家族が、お互いの悩みの共有や情報交換のできる交流活動を支援するピアサポート等を実施します。 ○障がいのある方の当事者団体や家族会に対して、交流会開催時の公共施設の貸し出し、チラシ作成等の支援を行います。 ○障がい者等を含めた地域における災害対策活動を支援します。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援 事業	—	有	有	有	有	有	有

(3) 相談支援事業

内容	障がい者や障がい児の保護者、支援者からの相談に対し、障がいに応じた必要な情報の提供や助言等を行います。
対象者	障がい者、その家族、地域住民等
見込量設定の考え方 及び確保方策	○障害者相談支援事業の実施事業所数は、現在事業を実施している事業所数から、3箇所と見込んでいます。 ○障害者相談支援事業の周知を図り、障がい者やその家族の不安や不便さを少しでも解消できるような相談支援体制の充実に努めます。 ○人吉球磨障がい者総合支援協議会を通じて、人吉球磨圏域での障がい者を取り巻く問題を把握し、暮らしやすい地域を確立します。 ○基幹相談支援センターについては、人吉球磨圏域共同で、令和8年度までの設置を目指します。 ○障がい者相談支援の質の向上に関する取組として、人吉球磨障がい者総合支援協議会内に人吉球磨相談支援事業所連絡会を設置し、定例会の実施及び情報共有、事例研究、研修等を実施しています。今後も、人吉球磨相談支援事業所連絡会の活動を支援し、本町及び人吉球磨圏域の障がい者相談支援の質の向上に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター設置の有無	—	無	無	無	無	無	有(圏域)
基幹相談支援センター等機能強化事業	—	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	—	無	無	無	無	無	無

(4) 成年後見制度利用支援事業

内容	障害福祉サービス等を利用する上で成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者に対し、成年後見制度の利用費用の補助を行い利用を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業です。
対象者	補助を受けなければ成年後見制度利用が困難である者
見込量設定の考え方 及び確保方策	○第6期は成年後見制度利用事業の利用実績はありませんが、利用の希望があった場合に対応する体制の確保を行います。 ○成年後見制度の周知を図り、必要となる経費の一部について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人に対して、適切に補助を行います。 ○人吉球磨成年後見センター等の関係機関と連携し、支援の提供体制の確保に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業利用者	人/年	0	0	0	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

内容	障がい者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援する事業です。
対象者	法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等
見込量設定の考え方 及び確保方策	○第6期は成年後見制度法人後見支援事業の利用実績はありませんが、利用の希望があった場合に対応する体制の整備に努めます。 ○人吉球磨成年後見センターと連携し、法人後見制度に関する相談や、法人後見活動の支援を行います。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業利用者	人/年	0	0	0	1	1	1

(6) 意思疎通支援事業

内容	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体等の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者和其他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。
対象者	聴覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等
見込量設定の考え方 及び確保方策	○第6期計画期間の利用実績から、利用量を見込みました。 ○広報や窓口等で事業内容の周知を図り、サービス利用を促進します。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	17	27	17	30	30	30

(7) 日常生活用具給付事業

内容	特殊寝台や特殊マットなどの「介護・訓練支援用具」、入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置などの「自立生活支援用具」、電気式たん吸引器や盲人用体温計などの「在宅療養等支援用具」、点字器や人工咽頭などの「情報・意思疎通支援用具」、ストマ装具などの「排せつ管理支援用具」、小規模な住宅改修を伴う「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の日常生活支援用具を給付します。
対象者	障がい者等であって当該用具を必要とする者
見込量設定の考え方 及び確保方策	○情報・意思疎通支援用具は、現在の利用者の状況から5件/年を確保します。 ○排泄管理支援用具は、実績に基づき毎年400件/年を確保します。 ○広報等で事業の周知を図り、障がいのある人が安心して日常生活を送ることができるように、障がいの特性に応じた適切な給付が行われるように努めます。 ○排泄管理支援用具は、支給用具が消耗品であるという特性を踏まえて、利用ニーズに対して適切に給付できるように提供体制の確保に努めます。 ○その他の用具については、第6期計画期間中の利用実績が0件である事業もありますが、利用の希望があった場合に適切に対応できるように、見込量を1件と設定して、提供体制の確保に努めます。

【日常生活用具 参考例】

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障がい者等の身体介護を支援する用具並びに障がい児が訓練に用いるいす等のうち、障がい者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの 【用具例】 特殊寝台 特殊マット 入浴担架 移動用リフト 等
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置その他の障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの 【用具例】 入浴補助用具 T字状・棒状のつえ 等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がい者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの 【用具例】 透析液加温器 ネブライザー（吸入器） 等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障がい者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの 【用具例】 携帯用会話補助装置 視覚障がい者用拡大読書器 等
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障がい者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの 【用具例】 ストーマ装具（ストーマ用品等） 紙おむつ 等
住宅改修	障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの 【用具例】 居宅生活動作補助用具

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	3	3	1	2	2	2
在宅療養等支援用具	件/年	2	2	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件/年	5	7	5	5	5	5
排泄管理支援用具	件/年	348	363	400	400	400	400
住宅改修	件/年	0	0	0	1	1	1

(8) 手話奉仕員養成研修事業

内容	手話で日常会話を行うのに必要な手話語い及び手話表現技術を習得した方を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする事業です。
対象者	実施主体が適当と認めたもの
見込量設定の考え方 及び確保方策	○聴覚障がい者との交流活動の促進、本町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を行います。 ○人吉球磨圏域では、社団法人熊本県ろう者福祉協会が主体となって、人吉球磨圏域共同で養成研修を実施しています。 ○研修を受講した住民が習得した手話表現技術を活かせるよう、行政等と受講者の連携や活躍できる場について、検討を行います。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成 研修事業（終了 見込者/登録見込 件数）	人/年	1	1	1	1	1	1

(9) 移動支援事業

内容	屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進する事業です。
対象者	町が外出時に移動の支援が必要と認めた障がい者等
見込量設定の考え方 及び確保方策	○個別的支援が必要な方に対するマンツーマンによる支援を行う形式である個別支援型の事業を実施します。 ○福祉サービス事業者と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。 ○利用者の適正な利用を促進します。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別支援型	時間/年	388	523	500	500	500	500
	人/年	8	8	6	6	6	6

(10) 地域活動支援センター事業

内容	障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、支援を行う事業です。
事業形態	① 地域活動支援センターⅠ型 相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域社会の基盤との連携強化、地域ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。 ② 地域活動支援センターⅡ型 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 ③ 地域活動支援センターⅢ型 地域の障がい者団体等が運営する、運営年数及び実利用人員が一定数以上の通所による援護事業などに対する支援を充実します。
見込量設定の考え方及び確保方策	○事業形態により3種の類型に分けられます。現在、本町ではⅠ型を人吉市内の施設1箇所で、Ⅲ型を町内と多良木町及び湯前町の施設、計3箇所で実施しています。 ○地域活動支援センターの周知を行い、利用を促進します。 ○地域活動支援センターで、創作的活動及び生産活動等の機会を提供するとともに、社会との交流の促進等に努めます。

① 地域活動支援センターⅠ型

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
年間実利用者数	人/年	362	374	380	380	380	380

② 地域活動支援センターⅡ型

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	0
年間実利用者数	人/年	0	0	0	0	0	0

③ 地域活動支援センターⅢ型

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	箇所	2	2	2	2	2	2
年間実利用者数	人/年	1,112	1,096	1,118	1,130	1,130	1,130

※地域活動支援センターⅢ型には、多良木町と湯前町の施設利用分も含みます。

■任意事業

(1) 日中一時支援事業

内容	日中一時的にサービス利用を必要とする人に入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上での支援や創作的活動・生産活動の機会を提供します。
対象者	日中において支援するものがないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められた身体障がい者、精神障がい者、難病患者等の障がい者等
見込量設定の考え方 及び確保方策	○第6期計画期間の利用実績と、今後の人口減少等を勘案し、見込量を設定しました。 ○現在、町内外の施設5箇所で事業を実施しています。 ○障がいの特性や状況に合わせた適切なサービスが提供できるように、福祉サービスと連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/年	10	10	11	12	12	12
	日/年	841	790	828	850	850	850
	時間/年	1,975	1,959	1,932	2,000	2,000	2,000

(2) 巡回支援専門員整備事業

内容	保育所など子どもやその親が集まる施設などに対し、子どもの発達に関する専門員が巡回し、適切に助言を行い発達課題に対する環境整備や支援体制を整え、保護者や保育士の不安軽減を図ります。
対象者	保育所等の子どもやその保護者、その他施設職員など
見込量設定の考え方 及び確保方策	○ケースに応じて、保育所等訪問支援等の適切な支援に結びつけられるように、障害児相談支援事業所や児童発達支援等の関係機関との連携強化を図ります。 ○保育所や学校等に対して、巡回支援専門員整備事業の広報・周知に努めます。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
巡回支援専門員	人/年	139	80	130	135	140	150

(3) 自動車運転免許取得・改造助成事業

内容	■ 自動車運転免許取得助成事業 障がい者の社会参加の促進を図るために、運転免許を取得する際の費用の3分の2以内、10万円を限度に助成を行います。 ■ 自動車改造助成事業 自立した生活や就労等の実現のために、障がい者自らが所有し運転する自動車を改造する際の費用を10万円を限度に助成を行います。
対象者	自動車運転免許証の取得により、社会参加が見込まれる身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等の障がい者
見込量設定の考え方及び確保方策	○サービスの特性上、常に一定した利用希望があるわけではありませんが、利用の希望があった場合に適切にサービスを提供できるように体制を整備します。 ○事業内容の広報、周知に努め、利用促進を図ります。

	単位	【実績値】			【計画値（見込み）】		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得助成事業	人/年	3	1	0	1	1	1
自動車改造助成事業	人/年	0	0	0	1	1	1



第7章 自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

1 障がい者等に対する虐待の防止

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」に沿って、障害者虐待防止センターを中心として、県、児童相談所、警察等関係機関をはじめ、民生委員、児童委員、人権擁護委員そして障がい者等から成るネットワークの活用、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要です。また、学校、保育所等、医療機関における障がい者を含む虐待防止の取組を推進するため、市町村と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して県の実施する障害者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要があります。なお、市町村においては、引き続き、住民等からの虐待に関する通報があった場合に、速やかに障がい者等の安全の確認や虐待の事実確認を行うとともに、関係機関と協議の上、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を取ることが必要です。また、次に掲げる点に配慮し、障がい者等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要です。

- 1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見
- 2 一時保護に必要な居室の確保
- 3 障害福祉サービス提供事業所等の従業者への研修
- 4 権利擁護の取組
- 5 精神障がい者に対する虐待の防止

2 障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障がい者の文化芸術活動支援による社会参加等の促進に関しては、県による障がい者の文化芸術活動を支援するセンター及び広域的な支援を行うセンターにおける次の支援を推進します。

- 1 文化芸術活動に関する相談支援
- 2 文化芸術活動を支援する人材の育成
- 3 関係者のネットワークづくり
- 4 文化芸術活動に参加する機会の創出
- 5 障がい者の文化芸術活動の情報収集及び発信
- 6 その他地域の実情等を踏まえ実施すべき障がい者の文化芸術活動に関する支援等

3 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、障がい特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、精神、発達、高次脳機能、重度の身体障がいや難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図るため、次のような取組を実施することが必要です。

- 1 障がい特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等）のニーズを把握するための調査等
- 2 ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成
- 3 意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり（県による広域派遣や派遣調整等を含む）
- 4 遠隔地や緊急時等に対応するためのＩＣＴ機器等の利活用

4 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があるとともに、障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者は、障がいを理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、厚生労働省が作成した「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」を踏まえ、必要かつ合理的な配慮などについて、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応する必要があります。

5 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所は、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時からの町民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、町はその支援を行うことが必要です。また、日常的な地域とのつながりが災害発生時における障がい者等の安全確保につながるとともに、障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所が避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえた上で、防災対策とともに考えていくことも必要です。さらに、権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実することや、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備すること、職員が過重な労働負担等により精神的に孤立することなく、障がい者等への支援に従事できるよう、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めていくことが必要です。

第8章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の充実

計画の推進にあたっては、庁内関係各課や国・県の関係行政機関及び近隣自治体との連携を強化するとともに、町、相談支援事業者、サービス事業者、医療分野・雇用分野・教育分野等の関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

(2) サービスの質の向上と人材確保への支援の強化

サービスの質の向上を図るため、熊本県、その他関係機関と連携しながら、事業所に対して適切な指導・助言を行います。

また、事業所の人材の確保に向けて、障がい福祉分野での就職を希望する町民への情報提供を図るとともに、町内の障害福祉サービス等従事者が新たな知識や技術を習得できるように、研修受講の支援や従事者相互の情報交換・共有の促進を支援します。

2 PDCA サイクルによる評価と計画の見直し

(1) PDCA サイクルによる評価

市町村障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条の2において、「計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障がい福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずる」こと（PDCA サイクル）とされています。

「PDCA サイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（PLAN）」、「実行（DO）」、「評価（CHECK）」、「改善（ACT）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

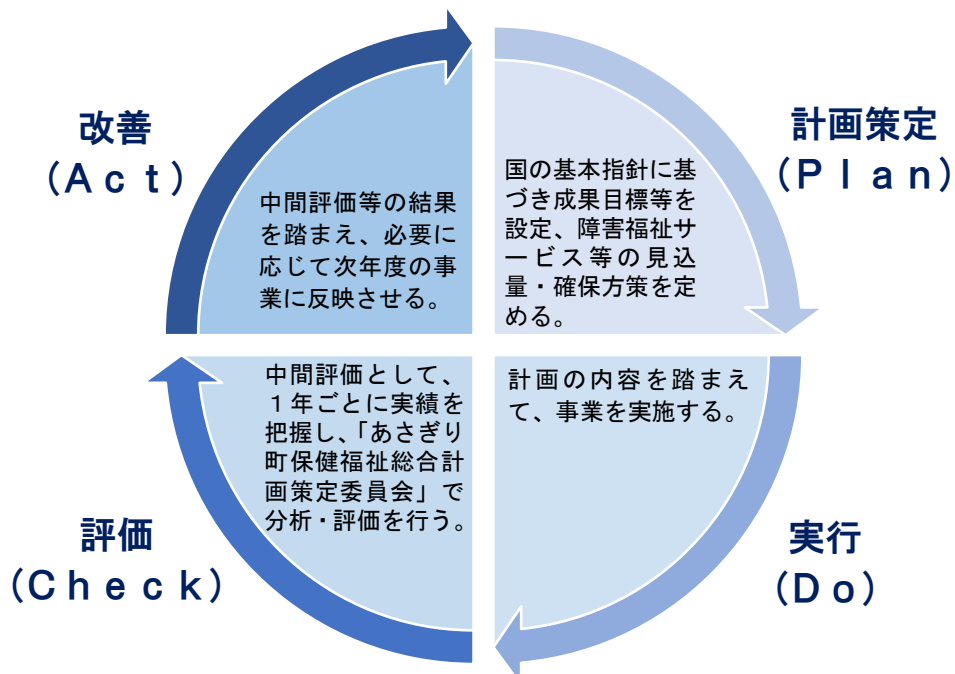
(2) 本計画における PDCA サイクル

障害者総合支援法及び障がい福祉計画策定に関する国の基本指針を踏まえ、本計画における PDCA サイクルのプロセスは以下のとおりとします。

目標数値及びサービス見込量については、年に 1 回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策等の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行います。また、必要があると認める場合には、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

中間評価の際には、関係団体・関係機関等から構成する「あさぎり町保健福祉総合計画策定委員会」で分析・評価を行います。

計画終了年度である令和 8 年度には、3 か年の評価を踏まえ、「あさぎり町第 8 期障がい福祉計画及び第 4 期障がい児福祉計画」の策定を行います。



資料編

1 あさぎり町保健福祉総合計画（障がい者計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画）策定委員名簿

	所 属 名（役職）	氏 名	備 考
1	あさぎり町身体障がい者相談員	とおやま ゆきほ 遠山 幸穂	委員長
2	あさぎり町身体障害者協議会 会長	かわしげ としろう 川重 敏郎	
3	あさぎり町精神障害者家族会 会長	かわの いわみ 川野 岩己	
4	あさぎり町知的障がい者相談員	ふくだ かよ 福田 加代	
5	あさぎり町農政協議会 会長	くわはら としのり 桑原 利典	
6	地域生活支援センター 翠 相談支援専門員	なかむら ともみ 中村 朋美	
7	相談支援センター うぐいす 相談支援専門員	くどう としひろ 工藤 稔弘	
8	相談支援事業所 けやき 相談支援専門員	しらすか かずひこ 白坂 和彦	
9	あさぎり町社会福祉協議会	いりえ かおり 入江 かおり	
10	さくらんぼ会 会長	やました のぶゆき 山下 伸幸	
11	熊本県芦北・球磨障害者就業・生活支援センター みなよし 主任支援ワーカー	まえさか やすし 前坂 泰士	

2 策定の経緯

策定委員会及び調査等	開催日等	内容等
福祉に関するアンケート調査	令和5年9月14日 ～ 令和5年10月6日	・一般障がい者向け調査 ・18歳未満向け調査
第1回 あさぎり町障がい福祉計画及び 障がい児福祉計画策定委員会	令和5年11月7日	・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の概要について ・あさぎり町の現状について ・障害福祉サービス等の利用状況について ・計画の骨子案について
第2回 あさぎり町障がい福祉計画及び 障がい児福祉計画策定委員会	令和5年12月27日	・福祉に関するアンケート調査結果報告 ・計画素案について
事業所・関係団体アンケート調査	令和5年12月25日 ～ 令和6年1月9日	・障害福祉サービス等事業所向けアンケート調査 ・関係団体向けアンケート調査
第3回 あさぎり町障がい福祉計画及び 障がい児福祉計画策定委員会	令和6年1月31日	・事業所及び関係団体向けアンケート調査報告
パブリックコメント	令和6年2月5日 ～ 令和6年2月24日	
第4回 あさぎり町障がい福祉計画及び 障がい児福祉計画策定委員会	令和6年3月4日	・パブリックコメント結果報告 ・計画素案の審議・承認

3 用語解説

あ行

●育成医療

身体に障がいの有るか、現存する疾患を放置すると将来、障がいを残すと認められる18歳未満の児童に対して、その身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実な効果が期待できる場合に、必要な医療費の一部を公費で負担し、自己負担分を軽減する制度。

●意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定するもの。支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために、事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み

●医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が学校や在宅等で日常的に行う、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。

●医療的ケア児及びその家族に関する支援に関する法律

医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。令和3年6月成立、同年9月18日施行

●インクルージョン

障害者だからといって分離されることなく、学ぶ機会や働く機会を平等に得られる環境を目指す考え方。

か行

●基幹相談支援センター

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談支援を総合的に行い、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う機関。

●機能訓練

医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師という専門職員の行う、機能の維持・回復を目的とする訓練のこと。

●共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が積極的に参加貢献していくことができ、かつ、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会をいう。

●共同生活援助(グループホーム)

地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助を行う。

●強度行動障がい

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

●居宅介護

自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行う。

●ケアマネジメント

主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。

●計画相談支援

■サービス利用支援

障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行うこと。

■継続サービス利用支援

サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行うこと。

●権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がい者に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

●高次脳機能障がい

外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知機能に障がいが起こること。

●コーディネーター

福祉サービスを合理的、効率的に提供するために連絡・調整する専門職。

●更生医療

18歳以上の身体障害者手帳を持っている方に対して、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される更生のために必要な医療費の一部を公費で負担し、自己負担分を軽減する制度。

●行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などを行う。

●合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

さ行

●視覚障がい

眼の機能の障がいを指し、身体障害者福祉法では、身体障がいの一種として、視力障がいと視野障がいに分けて規定している。

●施設入所支援

施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等の支援を行う。

●肢体不自由

身体障がいの一つで、医学的には、発生原因がどうであるかは問わず、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に永続的な障がいがあるもの。

●指定難病医療費助成

治療法が確立されていない難病のなかで、厚生労働大臣が定める疾患を「指定難病」といい、治療が難しく、また高額になる指定難病の患者の医療費の負担を軽減するためにその一部を助成する制度。

●児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。

●児童発達支援センター

障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

●児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるように努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

●社会的障壁

障がいのある者が社会生活を送る上で障壁（バリア）となるもののことで、物理的、制度的、慣行的、観念的なもの全てを含む。

●社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。

●重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児という。

●重度障害者等包括支援

介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供する。

●重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助、入院時の支援等を総合的に行う。

●就労移行支援

就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う。

●就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行うこと。（施行期日（案）令和7年10月1日とされている）

●就労継続支援（A型）

一般企業等で働くことが困難な人に、働く場の提供（事業者と雇用契約を結び働く）や、知識や能力向上のための訓練を行う。

●就労継続支援（B型）

一般企業等で働くことが困難な人に、働く場の提供（事業者と雇用契約を結ばずに働く）や、知識や能力向上のための訓練を行う。

●就労定着支援

一般就労に移行した人が、就労に伴う生活面の課題に対応するため、事業所等との連絡調整等の支援を行う。

●障害者基本法

障がい者の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。すべての障がい者は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障がいを理由として差別されないことを基本理念とする。

●障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加によって障がい者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の防止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。平成24年10月施行。

●障害者雇用促進法

障がい者の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。

●障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。平成25年6月制定。平成28年4月施行。令和3年5月、改正され（令和3年法律第56号）。改正法は、令和6年4月1日から施行。

●障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がいによる情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定された法律。令和4年5月25日公布・施行

●障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念にのっとり、身体障がい・知的障がい・精神障がいという障がいの種類に関係なく、福祉サー

ビス等について共通の制度の下で一元的提供することとし、平成18年4月から施行され、平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

●障害者総合支援法

障がい者が障がいの程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定め、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するための法律。

改正障害者基本法を踏まえ、障害者自立支援法の一部を改正し、平成25年4月に施行。

●障害者文化芸術推進法

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした法律。平成30年6月公布・施行

●障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために策定される行動計画。国は基盤整備に関する基本指針を策定し、指針に即して、市町村は市町村障害福祉計画を、都道府県は都道府県障害福祉計画を策定することが義務付けられている。

●障害児相談支援

障がい児が障害児通所施設を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、通所開始後一定期間ごとにサービスの見直しを行うサービスのこと。児童福祉法における規定として下記の支援が含まれます。

■障害児支援利用援助

障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行うもの。

■継続障害児支援利用援助

支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行うもの。

●障害児通所支援

児童福祉法に基づき、主に施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービス。

●情報アクセシビリティ

障がいの有無に関わらず、すべての人が情報を理解しやすい形でアクセスできるようにすること。

●自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する障害者総合支援法に基づく公費負担医療制度。更生医療、育成医療、精神通院医療の3つの種類がある。

●自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能の維持向上のために必要な訓練を行う。

●自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力の維持向上のために必要な訓練を行う。

●自立生活援助

地域での生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により必要な支援を行う。

●身体障がい者

「身体障害者福祉法」では、①視覚の障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障がい、⑥人免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある18歳以上の人であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた人をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

●身体障害者手帳

目、耳、手足、内臓などに永続する障がいがあり、障がい認定基準に該当する方に、身体障害者福祉法で定める「身体障害者」であることの証票として交付される。

【障がいの程度】（重度側から）1級から6級まで。

●精神障がい者

統合失調症など精神（脳）の病気の結果、治療により症状は緩和されても残る「日常生活や社会生活のしづらさ・不器用さ」等の障がいのある人をいう。この障がいの原因には、①病気からくるもの、②薬の副作用からくるもの、③長期入院によるもの、④社会経験の乏しさからくるものがある。

●精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する方のうち、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に対して交付される。

【障がいの等級】（重い方から）１級・２級・３級。

●生活介護

常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供する。

●成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人の財産管理、日常生活上の法律行為などを、成年後見人等が本人に代わって行う制度のこと。成年後見制度には、将来判断能力が十分でなくなったときに備えてあらかじめ後見人となってくれる人を決め、その人との契約に基づいて行われる「任意後見制度」と、すでに判断能力が十分でない人のために、家族等が家庭裁判所に申し立てて行う「法定後見制度」の２種類がある。

●相談支援事業所

福祉サービスの利用や地域で生活する上で困っていることなど、障がいのある方やそのご家族からの様々なご相談を受ける相談専門機関。

●相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う者をいう。

た行

●短期入所（医療型）

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うこと。主に医療機関等において医療的管理等が必要な方が利用します。

●短期入所（福祉型）

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うこと。主に障害者支援施設等において比較的状态が安定し、医療的管理等を必要としない方が利用します。

●地域移行支援

住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行う。

●地域定着支援

地域生活を営む利用者との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等が起こった場合に適切な相談やその他の必要な支援を行う。

●地域生活支援拠点等

障がい者及び障がい児の障がいの重度化及び高齢化並びに「親亡き後」を見据え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、障がい者等の生活を地域で支える機能をもつ場所や体制のこと。

●地域包括ケアシステム

人の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を作っていく取組。

●知的障がい者

知的機能の障がいが発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な支援を必要とする状態にある人。

●注意欠陥・多動性障がい（ADHD）

Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略で、単調な作業を長時間できない・忘れっぽい・些細なミスをする・考えずに行動する・落ち着きがないなど、注意力散漫・衝動性・多動性の症状が見られる障がい。

●聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律

聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化を図るため、国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定、聴覚障がい者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの提供の業務を行う者を指定し、当該指定を受けた者に対して交付金を交付するための制度を創設する等により、聴覚障がい者等の自立した日常生活お帯社会生活の確保に寄与することを目的とした法律。令和2年6月12日公布・同年12月1日施行

●聴覚・平衡機能障がい

聴覚障がいは「耳」が不自由な状態で、音が聞こえない・聞きにくい・聞き分けにくいがある。平衡機能障がいは、三半規管や中枢神経系などの働きかけにより、姿勢や動きを調節する機能で障がいがあると、目を閉じた状態では立ってられない、10m以内に転倒若しくはよろめいて歩行を中断せざるを得ないなどの状態となる。

●同行援護

視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行う。

●読書バリアフリー法

障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律であり、様々な障がいのある方が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることを目指している。令和元年6月成立

●特定疾患

原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病として調査研究（難治性疾患克服研究事業）を進めている疾患のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が少ないため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発等に困難をきたすおそれのある疾患。

●特別支援学校

障がい者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。

な行

●内部障がい

身体障害者福祉法で規定する身体障がいの一種類。呼吸器機能障がい、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、膀胱・直腸機能障がい、小腸機能障がい等で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる者を同法の対象となる身体障がい者としている。

●難病

①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするものとして、整理される。国・県が指定した疾患（特定疾患）について、都道府県に認定された場合に特定疾患医療受給者証が交付され、医療費の公費負担制度や居宅生活支援事業がある。

●ニーズ

一般的には、要望や需要をさす。社会福祉援助においては人間が社会生活を営むために欠くことのできない基本条件を持っていない状態の場合、ニーズをもっていると判断する。

は行

●発達障がい

平成17年4月から施行された「発達障害者支援法」には、自閉症、アスペルガー症候群その

他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義されている。

●発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなどの発達障がいを持つ者に対する援助等について定めた法律。平成17年4月施行。

●パブリックコメント

国や市町村において政策を実施していく上で、政令や省令等を決めようとする際に、あらかじめその案を公表し、広く住民の皆様から意見、情報を募集する手続きのこと。

●バリアフリー

もともとは建築用語で障壁となるもの（バリア）を取り除き（フリー）、生活しやすくすることを意味する。最近では、より広い意味で、高齢者や障がい者だけでなく、すべての人々にとって日常生活のなかに存在するさまざまな（物理的、制度的、心理的）障壁を除去することの意味合いで用いられる。

●ピアサポート

「ピア」は仲間を意味し、「サポート」は支援することを意味する。専門家によるサポートとは違い、同じ立場の仲間として仲間同士で支えあう活動のこと。

●PDCAサイクル

プロジェクトの実行に際し、計画を立案し（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Act）を行うという行程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

●ペアレントトレーニング

発達障がい等のある子どもを育てる保護者や養育者を対象とする、子どもとのかかわり方を学ぶプログラム。子どもの行動理解や子どもへの肯定的な働きかけ方等を学ぶことで、子どもの発達促進や行動改善、保護者の心理的なストレスの改善を目指す。

●ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

●ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

●保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

●放課後等デイサービス

授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進等の支援を行う。

●補装具

身体の失われた部分や、思うように動かすことのできない障がいのある部分を補って、日常生活や職業生活をしやすくするために必要な用具。

（盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、義肢、歩行器、車椅子等）

●ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自らの労力等を他人や社会のために提供することという意味でとらえられるが、その内容・形態は多様であり、厳密な定義付けは困難である。

ま行

●民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動等を実施する者。地域住民から社会福祉に関する相談を受けるだけでなく、高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見等、新しい社会問題にも取り組んでいる。それぞれの地域で活動する民生委員は、民生委員法に基づいて委嘱されていると同時に児童福祉法における「児童委員」に充てられたものとされているため、「民生委員・児童委員」という呼び方がされている。

ら行

●ライフステージ

個人の一生を生活周期（乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期）に分けて考える場合の各段階のことをいう。

●リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復の技術的訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において主体的、自立的、自由といった人間本来の生き方の回復を目指す障がい者施策の理念の1つ。

●療育

障がいのある子どもやその可能性のある子どもに対し、個々の発達の状態や障がいの特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援をすること。

●療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がい児・者と判定された方に交付される。

【障がいの程度】 A 1（最重度）、A 2（重度）、B 1（中度）、B 2（軽度）

●療養介護

医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話を行う。

あさぎり町第7期障がい福祉計画及び 第3期障がい児福祉計画 令和6年度～令和8年度

あさぎり町内の障害者支援施設等
についてはこちらから

- 発行年月日 令和6年3月
- 発行 行 熊本県 あさぎり町
- 編集 集 あさぎり町 生活福祉課
〒868-0408



熊本県球磨郡あさぎり町免田東 1199 番地
TEL : 0966-45-7214 FAX : 0966-49-9535
